

宇城市公共施設等総合管理計画（改訂版）

～ 3つの柱 《質》 《量》 《コスト》 を基軸としたマネジメント ～

時を記憶する港。



令和4年3月改訂

熊 本 県 宇 城 市

目 次

第一章 基本的事項

1 計画策定の背景と目的	1
2 改訂にあたって	2
3 計画の位置付け	2
4 計画期間	3
5 計画の基本方針 ～質・量・コスト～	4
6 対象施設	4

第二章 本市の現状と課題

1 人口の動向	5
2 財政状況	8
3 公共施設等の現状と将来の見通し	14
4 公共施設等の課題解決に向けて	34

第三章 公共施設等の管理運営に関する基本方針

1 管理運営の実態	35
2 管理運営の基本方針	39
3 分野別の管理運営の方針	43
4 公共施設等を活用したまちづくり	71
5 施設利用の広域連携の検討	73

第四章 施設保全及び長寿命化の推進

1 建築系公共施設の保全のあり方	74
2 建築系公共施設の長寿命化の推進	75
3 土木系公共施設の保全及び長寿命化の推進	76

第五章 計画の推進とフォローアップ

1 計画の推進体制の構築	80
2 継続的なマネジメントサイクルの構築	81
3 計画の実現に向けて	81

第六章 公共施設の個別施設（長寿命化）計画と施設の状況（令和4年3月追加）

1 公共施設個別施設（長寿命化）計画の策定	82
2 長寿命化対策を反映した場合の見込み	83
3 長寿命化対策の効果額	83
4 施設の状況（有形固定資産減価償却率の推移）	84

第一章 基本的事項

1 計画策定の背景と目的

平成 17 年 1 月 15 日、旧宇土郡三角町、不知火町、下益城郡松橋町、小川町、豊野町の 5 町が合併し、人口 6.2 万人、東西に約 31.2 k m、南北に約 13.7 k m で 188 平方キロメートルの面積を有した「宇城市」が誕生しました。

本市では、住民福祉の向上や地域振興などを目的とし、人口の増加や行政需要の拡大などを背景に様々な公共施設を建設し、道路や上下水道などのインフラ施設を整備してきました。

これらの公共施設及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の多くは、高度経済成長期に整備したもので、年月の経過に伴い老朽化がみられます。

こうした公共施設等は、大規模改修や建替えを行わなければ、老朽化が更に進行して、安心安全な施設利用ができなくなります。しかし、本市の財政状況は、合併による地方交付税の特例措置の終了などによる歳入の減少、社会保障費などの義務的経費の増加の影響により、今後、厳しい財政状況になると予想されるため、全ての公共施設等をこのまま維持更新することが難しくなります。

また 5 町合併に伴い同種同規模の公共施設が旧町ごとに存在している現状は、少子高齢化、市民ニーズの多様化、合併による生活圏の変化に必ずしも合致した施設規模、配置ではなくなっている状況が伺えます。一方で、多くの施設を維持管理する上で、本来、大規模改修または建替えが必要な施設において、一時的な処置としての修繕で対処するなど、計画的かつ適切な保全管理ができていない状況です。

このような状況下、真に必要性が高い公共施設等までもが安心して安全な状態で保持できなくなる恐れがあり、残すべき施設を選択し、老朽化により安全性が低い施設などの廃止や統合、移譲などを進める必要があります。

これは本市に限らず、全国の自治体の共通課題であり、国においては、インフラ長寿命化計画を策定するとともに、市町村に対しても公共施設などの総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（以下、「公共施設等総合管理計画」という。）の策定を要請し、指針を示すとともに、個別施設ごとの長寿命化計画の策定などのマネジメントの推進を支援していくこととしています。

本市は、建物等の公共施設について、適切な規模とあり方を検討し、可能な限り次世代に負担を残さず、効率的かつ効果的な管理運営を図り、施設の最適配置と機能維持を実現するため、「公共施設の見直し方針」を平成 27 年 3 月に策定しています。

また、平成 27 年 9 月には、道路や橋りょうなどのインフラ施設も対象範囲とした「宇城市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を策定し、計画の実現に向けて公共施設等のマネジメントを推進しています。

このような中、本市は平成 28 年熊本地震で甚大な被害を受け、また市の最上位計画が更新されるなど、様々な事情の変化がありましたので施設保全や安全性のあり方などについて、総合管理計画の内容を見直す必要があると判断し、ここに改訂版（平成 30 年度）を策定します。

また、国のインフラ長寿命化計画が見直されたことに伴い第六章を追加した改訂版（令和 3 年度）を策定します。

2 改訂にあたって

（１）改訂（平成 30 年度）の背景

本市の最上位計画である「第 1 次宇城市総合計画」や総合計画の重点プロジェクトである「可能性への追求プロジェクト」は、目標年度を迎えたため、新たに「第 2 次宇城市総合計画」が平成 29 年 3 月に策定されました。

この計画は、長期的な展望のもと目指すべき本市の姿を描き、実現するための基本的な方策を明らかにしたものになります。

そこで、第 2 次宇城市総合計画の策定により、それ以前に策定していた総合管理計画を改訂（平成 30 年度）することにしました。

また、総合管理計画（初版）の策定後において、次の 3 項目に事情の変化がみられたため、計画の改訂版（平成 30 年度）に盛り込みます。

- ① 平成 28 年 4 月に発生した熊本地震により甚大な被害を受けた経験を踏まえ、防災機能や耐震化など安全性の強化や防災活動拠点の位置づけに留意する必要があること。
- ② 平成 28 年 1 月に策定された「宇城市人口ビジョン」において、将来の人口減少の加速化が詳細に示されたことを踏まえ、中長期的な施設のあり方をより明確に定める必要があること。
- ③ 「日本再興戦略 2015」に基づく施設の老朽化対策として「インフラ長寿命化基本計画」が平成 25 年 11 月に出され、その後、関係各省庁が公共施設等の戦略的な維持管理・更新について具体的な行動計画を示していること。

このような状況を踏まえ、宇城市公共施設等総合管理計画改訂版（平成 30 年度）（以下、「本計画」という。）では、今後の公共施設等の維持管理、更新の方針について、より具体的に示すとともに、適正な施設保有量や配置を勘案した上で、将来予想される負担可能な運営コストを目標の柱とし、これからの公共施設等のあり方を具体化したものとします。

（２）改訂（平成 30 年度）における見直し等

今回の改訂（平成 30 年度）において見直した主な内容は、計画期間を初版の 10 年間から 40 年間の長期計画とし、公共施設等の安全性の確保及び長寿命化の推進に関する項目を追加しています。

このほかに施設保全のあり方や目標耐用年数の設定など、本計画を確実に推進するために必要な項目を充足しています。

また、本計画の初版策定後、二年以上が経過している点や固定資産台帳を整備したこともあり、各項目も数値などを更新しています。

（３）改訂（令和 3 年度）における見直し等

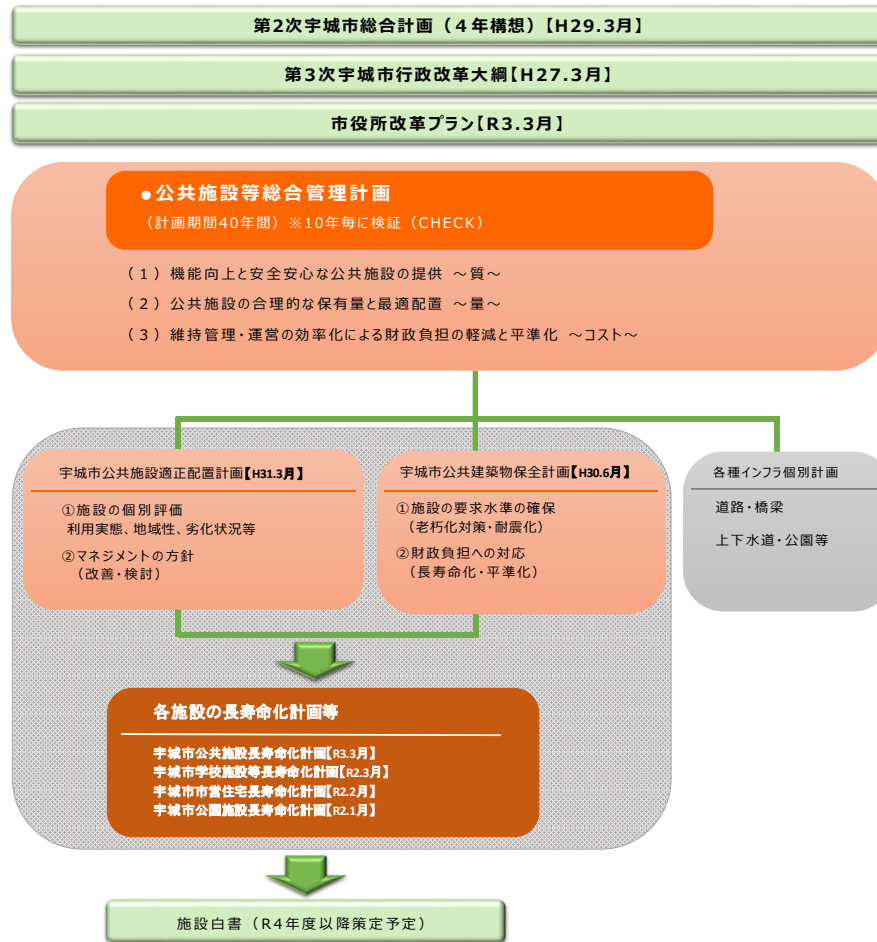
国のインフラ長寿命化計画見直しに伴い第六章の追加改訂（令和 3 年度）を行います。

3 計画の位置付け

本計画は、「第 2 次宇城市総合計画」及び「第 3 次宇城市行政改革大綱」（平成 27～令和 2 年度）「市役所改革プラン」（令和 3 年度～）に基づく計画として位置付けます。

また、本計画をより確実に進めるため「宇城市公共建築物保全計画」及び「宇城市公共施設適正配置計画」を平成 30 年度に策定しその後、各施設の長寿命化計画を策定し継承します。

■計画の位置付け



4 計画期間

本計画の計画期間は、「建物の更新サイクル（20年及び40年）」の検証（Check）に合わせた40年間（H27～H66年度）の長期計画とし、「宇城市人口ビジョン」の人口推計値及び財政計画等の見直しにより大きな変動が見込まれる場合、または本計画の進捗状況、情報や知見の蓄積状況を踏まえ、適宜、計画を更新しながら、取組みを継続し発展させることとします。

また、具体的な実行計画である各施設の長寿命化計画については、おおむね5年ごとに計画を見直します。なおインフラ施設についても同様に適切な管理に努めます。

■計画イメージ



5 計画の基本方針 ～ 質・量・コスト ～

本計画の基本方針は、課題解決へ向けた長期的な将来構想となり、本市の公共施設等の将来像に向けた3つの柱【質】【量】【コスト】を基軸としたマネジメントを進めます。

（１）機能向上と安心安全な公共施設等の提供 ～質～

地方創生による地域の特性を生かした公共施設等のあり方や、多様化する市民ニーズに対応した施設の機能向上を図ります。

また、熊本地震の経験を踏まえた耐震化や防災機能の強化、環境対策やバリアフリー化など安全性と利便性を考慮した施設整備を推進し、質の向上を目指します。

（２）公共施設等の合理的な保有量と最適配置 ～量～

人口減少、少子高齢化及び過疎化を見据えて、公共施設等の利便性を向上させるため複合化や小規模建替えなどによるコンパクト化を推進し、地域の特性や地域間バランスに配慮した最適な施設配置により、将来の人口規模に見合った施設保有量を目指します。

（３）維持管理及び運営の効率化による財政負担の軽減と平準化 ～コスト～

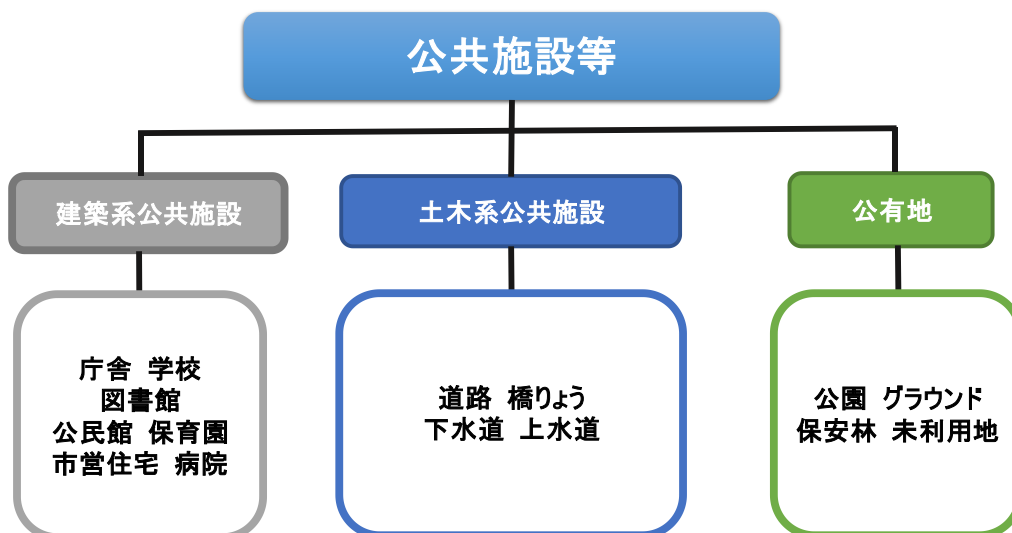
今後も継続して使用する公共施設等については、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な維持管理と社会的要請に基づく施設の利用状況の見直しを含めた長寿命化を推進します。

また、サービス提供などの運営面については、積極的な改善による施設運営や事務事業の効率化に取り組み、中長期的な視点に立ったコスト縮減と財政負担の平準化により、次世代の負担軽減を図ります。

6 対象施設

本計画の対象施設「公共施設等」は、本市が所有するすべての土地、建物及び構造物とし、類型区分としては、建物などの「建築系公共施設」、インフラ資産である道路や橋りょう、上下水道、農業用施設などの「土木系公共施設」、公園やグラウンド、保安林などの「公有地」の三つに分類しています。

■対象施設



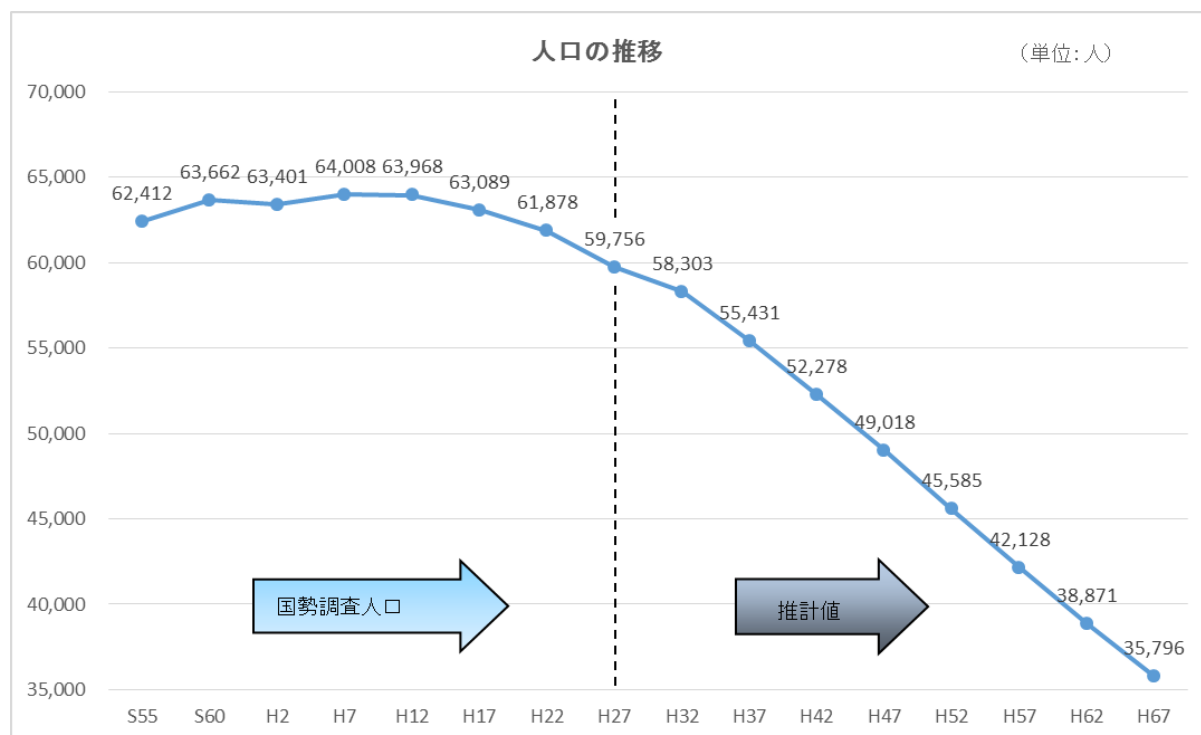
第二章 本市の現状と課題

1 人口の動向

(1) 人口推移と将来予測

本市の国勢調査に基づく人口は、平成7年の64,008人をピークにやや減少傾向にあり、平成27年は59,756人でピーク時と比較して4,252人(6.6%)減少しています。

また、宇城市人口ビジョンを基に独自推計した将来推計人口によると、今後も人口減少が続き、平成67年には35,796人になると推計されています。



宇城市役所



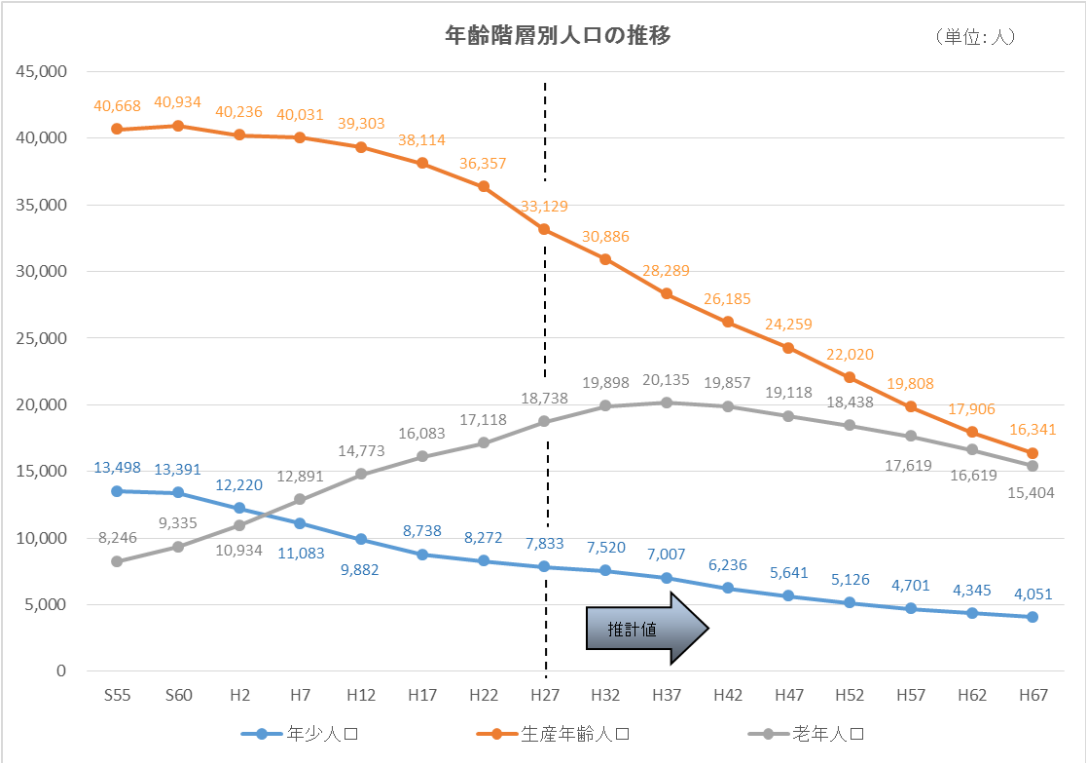
▲H28 熊本地震により被災した新館の様子

（２）年齢階層別の将来人口

年齢階層別の人口をみると、年少人口（0～14歳）は、昭和55年に13,498人で全体の21.6%を占めていましたが、平成27年には7,833人と全体の割合の13.1%まで減少し、平成67年の推計値では4,051人の11.3%と昭和55年の割合の約半分まで減少するとされています。

また、老年人口（65歳以上）は、昭和55年に8,246人で全体の13.2%を占めていましたが、平成27年は18,738人と全体の31.4%を占め約2倍に増加し、平成37年の推計値では20,135人と全体の割合の36.3%まで増加するとされており、さらに平成67年には15,404人の43.0%と全体の4割以上を占めるとされています。

生産年齢人口（15～64歳）については、昭和55年以降減少傾向にあり、平成27年以降の推計値でも更に減少が続くとされています。



※「人口の推移」の折れ線グラフには、年齢不詳人口が含まれていますので、「年齢区分別人口の推移」の折れ線グラフの各年の年齢区分別人口の合計と一致しない場合があります。

■年齢階層別(3分類)人口及び推計人口

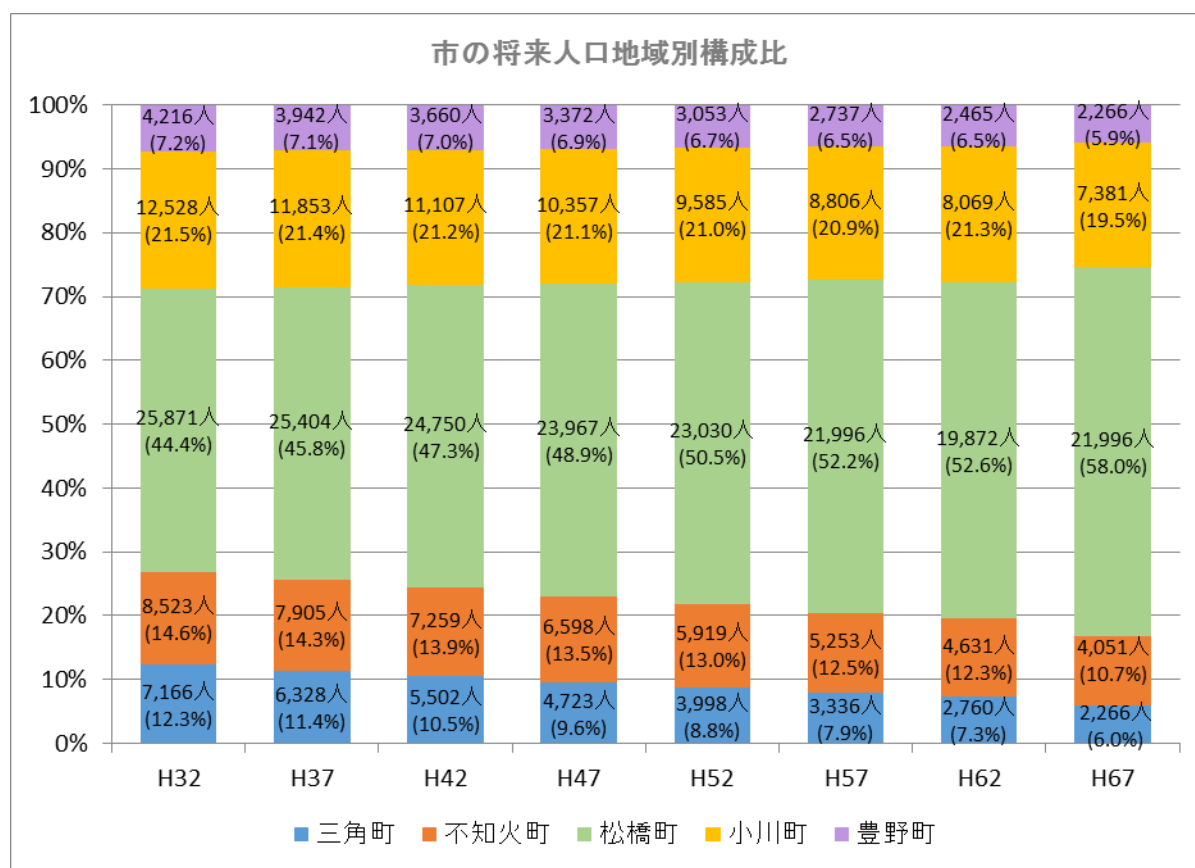
		0～14歳 (年少人口)		15～64歳 (生産年齢人口)		65歳以上 (老年人口)		左記 の計	総人口
年			割合		割合		割合		
1980	昭和55年	13,498	21.6%	40,668	65.2%	8,246	13.2%	62,412	62,412
1985	昭和60年	13,391	21.0%	40,934	64.3%	9,335	14.7%	63,660	63,662
1990	平成2年	12,220	19.3%	40,236	63.5%	10,934	17.2%	63,390	63,401
1995	平成7年	11,083	17.3%	40,031	62.5%	12,891	20.1%	64,005	64,008
2000	平成12年	9,882	15.5%	39,303	61.5%	14,773	23.1%	63,958	63,968
2005	平成17年	8,738	13.9%	38,114	60.6%	16,083	25.6%	62,935	63,089
2010	平成22年	8,272	13.4%	36,357	58.9%	17,118	27.7%	61,747	61,878
2015	平成27年	7,833	13.1%	33,129	55.5%	18,738	31.4%	59,700	59,756
2020	平成32年	7,520	12.9%	30,886	53.0%	19,898	34.1%	58,303	58,303
2025	平成37年	7,007	12.6%	28,289	51.0%	20,135	36.3%	55,431	55,431
2030	平成42年	6,236	11.9%	26,185	50.1%	19,857	38.0%	52,278	52,278
2035	平成47年	5,641	11.5%	24,259	49.5%	19,118	39.0%	49,018	49,018
2040	平成52年	5,126	11.2%	22,020	48.3%	18,438	40.4%	45,585	45,585
2045	平成57年	4,701	11.2%	19,808	47.0%	17,619	41.8%	42,128	42,128
2050	平成62年	4,345	11.2%	17,906	46.1%	16,619	42.8%	38,871	38,871
2055	平成67年	4,051	11.3%	16,341	45.6%	15,404	43.0%	35,796	35,796

■年齢区分別人口：国勢調査(10/1現在) ※総人口には、年齢不詳の人口が含まれています。

■推計人口：宇城市人口ビジョンを基に現在の社会動態(転入転出率)、自然動態(出生率)が、概ね同水準で推移すると仮定した場合の宇城市独自推計値

(3) 地域別の将来人口

宇城市人口ビジョンを基に独自推計した地域別の将来人口推計によると、全ての地域で人口は減少し、市の人口構成比では、平成 67 年には松橋町が 58.0%と 5 割を超え、三角町及び豊野町は 1 割未満になるとされています。



資料：宇城市人口ビジョンを基にした行政区別人口推計

宇城市総合体育文化センター（ウイングまつばせ）



2 財政状況

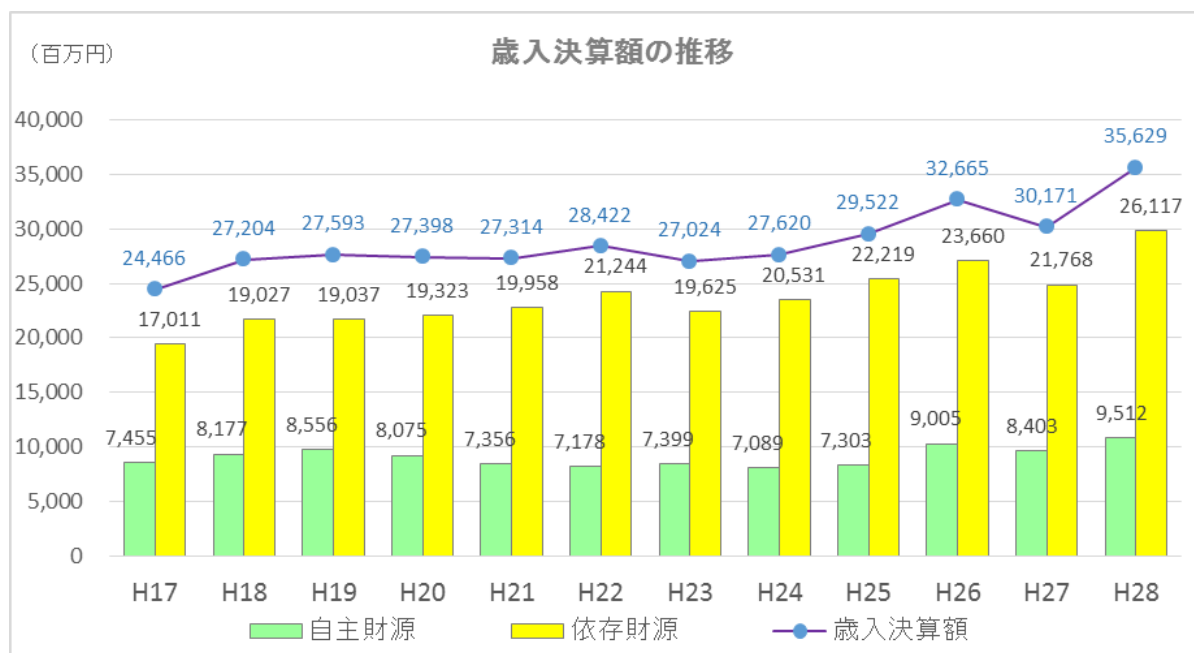
（１）歳入面の推移

平成 17 年度以降の歳入決算額の推移をみると、合併した平成 17 年度は約 245 億円でしたが、平成 18 年度以降は平均して 270 億円台で推移しています。

また、平成 22 年度は小学校 2 校建設による地方債の増加、平成 25 年度は国からの臨時的な交付金の増加、平成 26 年度は地域振興基金積立のための地方債（借入金）の増加、平成 28 年度は熊本地震の発生に伴う被災者支援事業や災害復旧事業等災害関連経費の財源としての国県支出金及び市債の大幅増加などの影響により増加しています。

歳入構造を自主財源と依存財源の分類で見ると、地方税を主とする自主財源は、平成 19 年度の約 85 億円をピークに 70 億円台で推移し、平成 26 年度は基金の組み替えのため、平成 28 年度は熊本地震発生に伴い被災者支援や災害からの復旧・復興事業に多額財政支出が生じたため、財政調整基金からの繰入金が一時的に増加しています。

また、国から交付される地方交付税が約半分を占める依存財源は、年々増加傾向にあり、この依存財源が歳入の約 7 割を占めているため、国や県の施策に影響を受けやすい歳入構造といえます。



出典：地方財政状況調査（決算統計）

《用語説明》

自主財源・・・市の権限で自主的に収入することができるものです。

例）市税や施設等の使用料、証明書発行等の手数料、事業を行う場合の分担金など

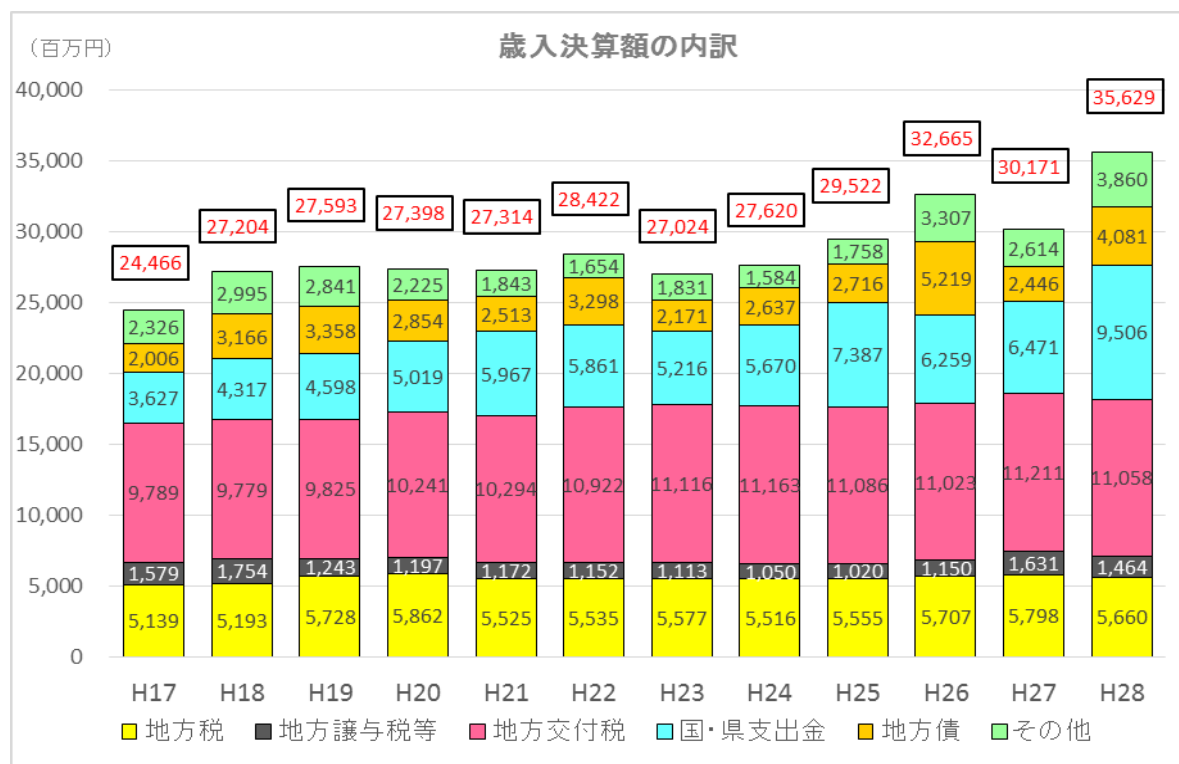
依存財源・・・国や県を通じて一定の基準により交付されたりする収入のことです。

例）地方交付税、地方譲与税、地方消費税交付金、国や県からの補助金、市債など

普通会計・・・一般会計と奨学金特別会計を合算した会計で、総務省が定める基準による統計上の会計になります。普通会計以外の会計には、国民健康保険特別会計などの公営事業会計や水道や下水道事業会計、市民病院事業会計などの公営企業会計があります。

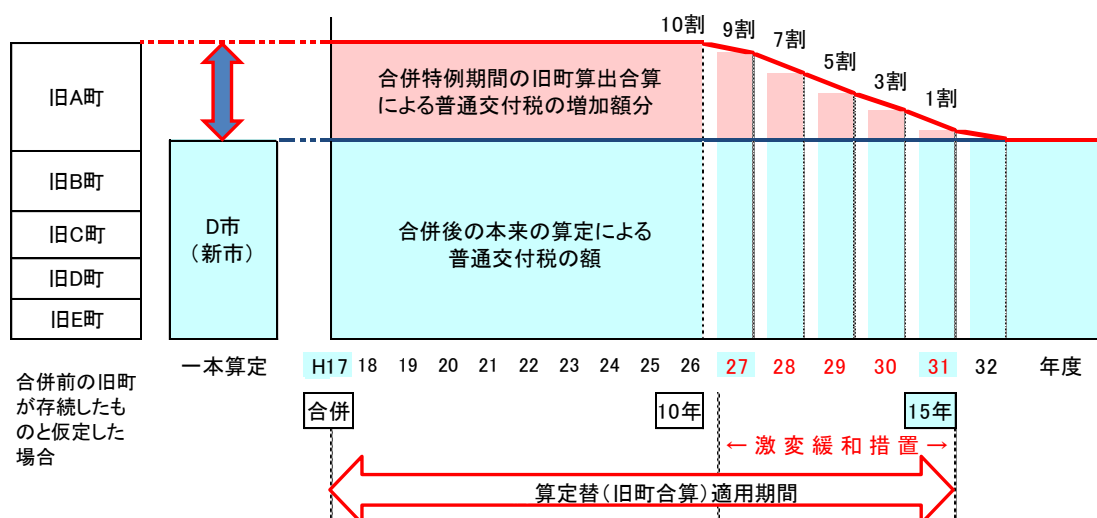
下のグラフは、歳入決算額の主な内訳です。歳入の割合で最も多く占める地方交付税は、国から交付される収入で、その他に国や県からの補助金も多くを占めています。

また、自主的に収入することができる地方税は、55 億円前後で推移していることが分かります。



出典：地方財政状況調査（決算統計）

歳入の約 4 割を占める普通交付税は、平成 26 年度まで合併による特例措置が施されてきました。今後は下のイメージ図のように特例措置が段階的に減らされ、平成 32 年度からは本来の交付税額になります。



※実際は、国勢調査人口や算出単価等の増減の影響で、交付税額は一定ではありません。

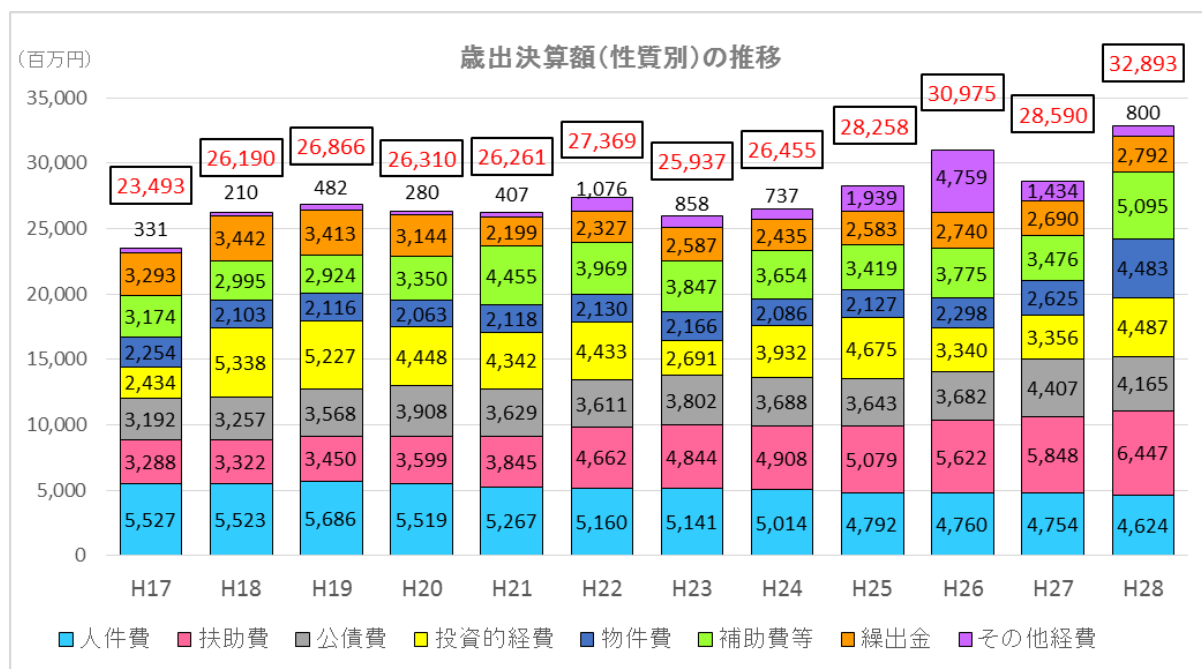
（２）歳出面の推移

平成 17 年度以降の性質別歳出決算額の推移をみると、各年度とも歳出の割合のうち、人件費や扶助費、公債費で構成される義務的経費は全体の約半分を占めています。このうち扶助費は毎年度増加傾向にあり、平成 28 年度は平成 17 年度と比べると約 2 倍も伸びています。

また、公債費は借入抑制により平成 26 年度までは大幅な増加はありませんでしたが、平成 27 年度の合併特例債の返済開始に伴い増加しています。

なお、人件費は議員数や職員数の減少などの影響で減少傾向にあります。

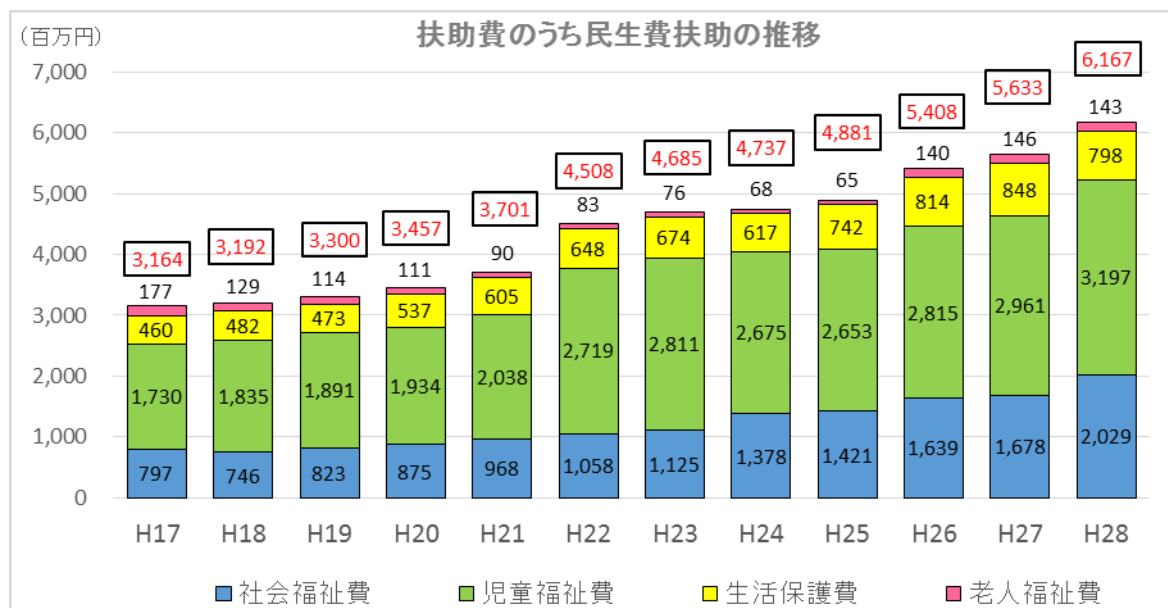
平成 26 年度のその他経費の大幅な増加は、積立金において合併特例債を活用した地域振興基金への積立て 33 億円が主な要因になります。



出典：地方財政状況調査（決算統計）

下のグラフは扶助費のうち、民生費扶助の内訳になります。このうち保育園の運営費などが主となる児童福祉費扶助は、全体の約半分を占め、増加傾向にあります。

また、社会福祉費扶助と生活保護費扶助も増加傾向にあることが分かります。



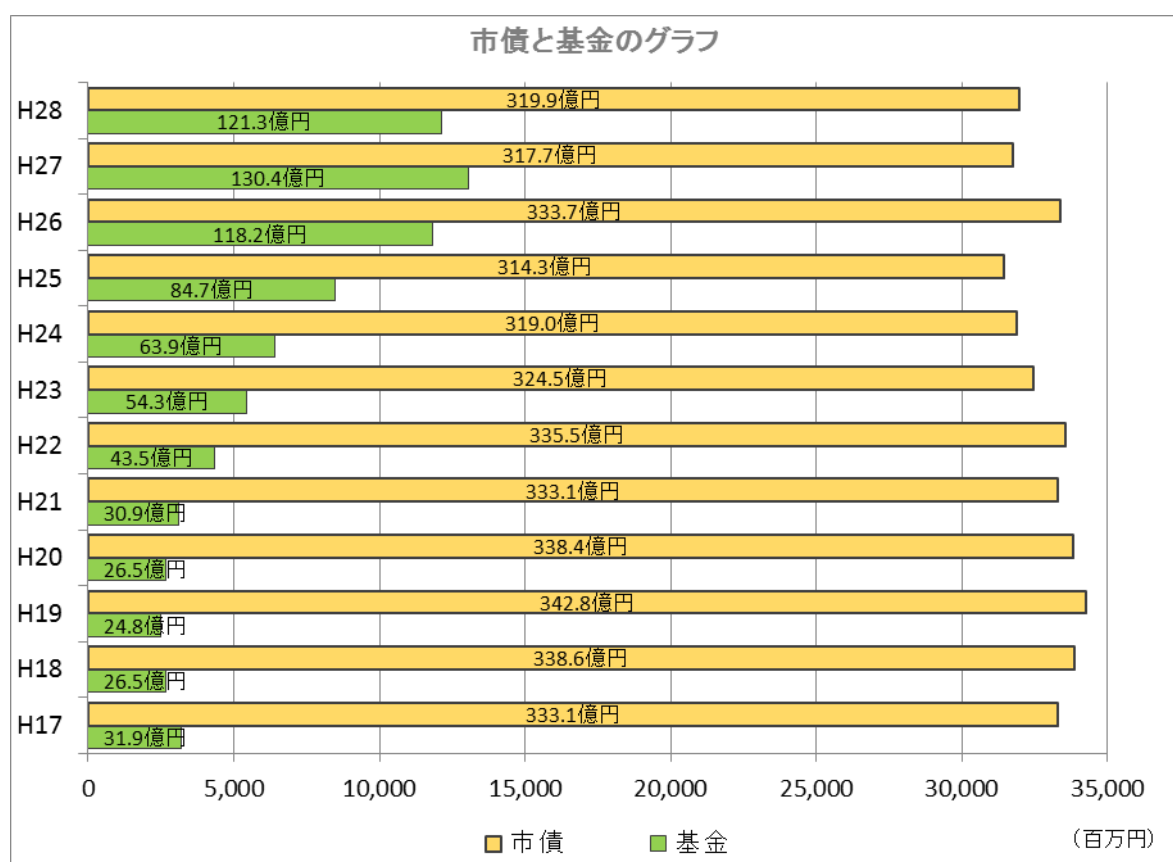
出典：地方財政状況調査（決算統計） ※上記のうち災害救助費は少額のため表示していません。

（３）財政状況の見通し

本市の財政状況は、行政改革大綱の効果はあるものの、市債残高が多いことから、財政健全化判断比率においては、県下 14 市で下位に位置しており、収入に応じた歳出構造への転換など更なる行財政改革が喫緊の課題となっています。

このような中、ますます複雑化・多様化する行政課題への対応、さらに防災・減災対策や公共施設の老朽化に伴う維持管理や建替費用の増大など課題が山積みです。

今後は、将来の人口減少を見据え、持続可能な行財政を構築するため、すべての事業を原点から見直し、必要性、優先性を精査するとともに、社会情勢の変化に応じた事業の再構築が必要になります。



出典：地方財政状況調査（決算統計）

本市の預金である基金は、上のグラフで分かるように歳出経費や職員数の削減などにより積立額を増加してきましたが、生活基盤となる道路や上下水道、学校などの資産を整備する際の財源である市債は平成 28 年度末で借入残高が 319 億円あり、これまで借入抑制に努めてきたため減少傾向にあるものの、今後も大型の資産整備や老朽化施設の更新が控えているため、将来的には借入残高の増加が見込まれます。

今後の財政状況は、歳入において交付税算定替えの影響を受けるため、かなり厳しい状況が予想されます。したがって、経常経費の削減に組織として取り組む必要があり、施策や公共施設についても抜本的な見直しが必要であると推考されます。

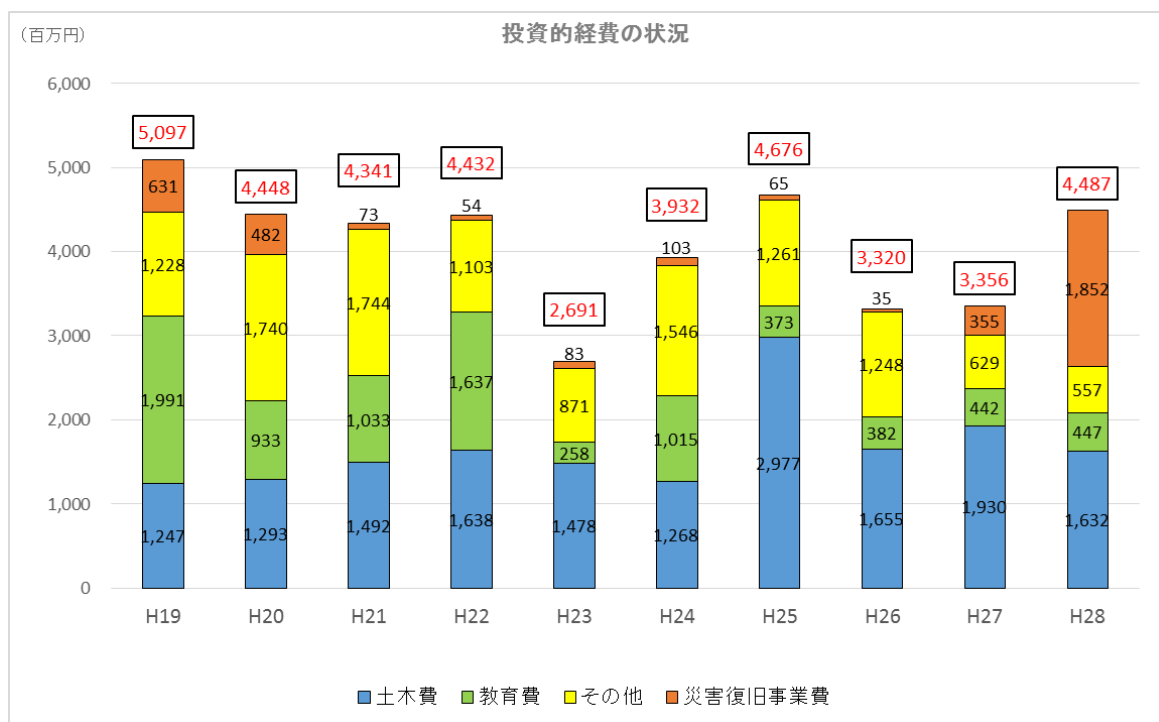
（４）投資的経費の状況

下のグラフは、道路の整備や学校などの建設や改修、災害の復旧事業などにかかる経費である投資的経費の内訳です。全体のうち、土木費と教育費で半分以上の割合を占めています。

土木費は、国の補正予算による地域経済活性化対策に応じて、道路維持改良事業等を地域のニーズに答えるように前倒し及び追加施工したため平成 25 年度は大幅に増加しています。

教育費は増減を繰り返していますが、平成 19 年度は小学校舎解体や体育館改築、平成 22 年度は小学校 2 校の改築の影響により増加しています。

災害復旧費は、平成 28 年熊本地震の影響により平成 28 年度に大幅に増加しています。



出典：地方財政状況調査（決算統計）



不知火文化プラザ



(5) 企業会計の状況

水道事業、下水道事業、市民病院事業は、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し経営する地方公営企業であり、提供するサービスの料金収入によって経営を行うこととされていますが、上・下水道事業などの重要なライフラインは、経営が悪化したからといって行政サービスをやめることはできないため、経営を成り立たせるために市税等によって一時的に赤字分を補てんすることとなります。

近年は少子高齢化など人口動態の変化、財政制約といった外部的要因、施設の老朽化や従事者の高齢化といった内部的要因などから経営環境がさらに厳しい方向へと変化しており、今後の経営計画に十分留意していく必要があります。

各事業会計の過去3年間の決算状況は以下のとおりです。

■水道事業会計の決算状況

年度		総収入	総支出	収支	前年度繰越利益剰余金	未処分利益剰余金	補てん財源	剰余金
平成26年度	収益勘定	1,150,028	1,051,382	98,646	△ 201,522	185,450		82,574
	資本勘定	142,623	487,448	△ 344,825			344,825	
平成27年度	収益勘定	1,071,933	985,437	86,496	0	0		86,496
	資本勘定	186,478	514,188	△ 327,710			327,710	
平成28年度	収益勘定	965,652	1,002,067	△ 36,415	86,496	0		50,081
	資本勘定	116,645	541,123	△ 424,478			424,476	

■下水道事業会計の決算状況

年度		総収入	総支出	収支	前年度繰越利益剰余金	未処分利益剰余金	補てん財源	剰余金
平成26年度	収益勘定	1,382,843	1,545,772	△ 162,929	590,915	672,849		1,100,835
	資本勘定	492,911	881,652	△ 388,741			388,741	
平成27年度	収益勘定	1,344,172	1,348,579	△ 4,407	200,896	0		196,489
	資本勘定	530,071	948,956	△ 418,885			418,885	
平成28年度	収益勘定	1,385,261	1,398,350	△ 13,089	196,489	0		183,400
	資本勘定	298,760	773,215	△ 474,455			474,455	

■病院事業会計の決算状況

年度		総収入	総支出	収支	前年度繰越利益剰余金	未処分利益剰余金	補てん財源	剰余金
平成26年度	収益勘定	521,930	689,321	△ 167,391	10,260	681		△ 156,450
	資本勘定	5,948	12,563	△ 6,615			6,615	
平成27年度	収益勘定	535,522	486,297	49,225	△ 156,450	0		△ 107,225
	資本勘定	38,740	50,239	△ 11,499			11,499	
平成28年度	収益勘定	532,051	494,184	37,867	△ 107,225	0		△ 69,358
	資本勘定	7,512	13,840	△ 6,328			6,328	

3 公共施設等の現状と将来の見通し

（１）分類別の対象施設

本計画では、類型区分として主に建物からなる「建築系公共施設」、道路や上下水道、排水施設などのインフラ施設からなる「土木系公共施設」、公園やグラウンド、未利用地などからなる「公有地」の三つに分類しています。

また、類型区分で分類した施設をさらに大分類として機能別に整理し、中分類において目的ごとに整理しています。それぞれの分類ごとに主な施設を次の表に記載しています。

類型区分	大分類		中分類	主な施設
建築系 公共施設	行政系施設		庁舎等	本庁、各支所、出張所
			その他行政系施設	水防・備蓄倉庫、消防積載車格納庫
	子育て支援施設		保育園	保育園
			児童施設	児童館、学童保育所
	保健・福祉系施設		福祉施設	老人福祉センター、ふれあい館、元気老人交流施設、総合健康福祉センター
			保健施設	保健センター
	スポーツ・レクリエーション系施設		スポーツ施設	体育館、武道館、市民プール、ふれあいスポーツセンター、B & G 海洋センター、トレーニングセンター、ふれあいの里、グラウンド建築物
			レクリエーション・観光施設	不知火温泉ふるさと交流センター、物産館、西港物産館、三角港築港記念館、若宮海水浴場・青少年海洋研修施設、アグリ屋内多目的広場
	産業系施設		産業系施設	花の学校、農産物加工センター、畜産団地（畜舎）、共同作業所
	市民文化系施設		集会施設	公民館、地区市民館、コミュニティセンター、インダストリアル研修館、小川コスモホール、農村環境改善センター等
			文化施設	三角センター、総合文化センター
	社会教育系施設		図書館	図書館
			博物館等	郷土資料館、美術館、法の館、龍驤館、伝統工芸館、松合ビジターセンター、旧三角検潮所、生涯学習センター（体育館・グラウンド施設除く）
	学校教育系施設		学校	小学校、中学校
			その他教育施設	給食センター（単独給食調理室は除く）
土木系 公共施設 （土地、建物、工 作物等）	都市基盤等	道路施設	市道	一級、二級、その他市道
			農林道	認定農林道、その他農林道
			橋りょう	P C 橋、R C 橋、鋼橋等
			トンネル	トンネル
		河川施設	河川	準用河川、普通河川
		用排水施設	農業用排水施設	農業用排水機場、ため池、用水路
			治水施設	内水対策排水機場、調整池、排水路
		公共交通関連施設	駅周辺施設	トイレ、観光所
			市営駐車場	小川駅前市営駐車場
		漁港・海岸施設	漁港施設	漁港
			海岸保全施設	海岸保全施設
	公営事業	水道施設	上水道施設	浄水場、配水池、加圧所、水道管
			簡易水道施設	浄水場、配水池、加圧所、水道管
		下水道施設	下水道施設	下水処理場、ポンプ場、下水管
公有地 （土地）	行政財産		公園	一般公園、都市公園
			グラウンド	グラウンド、グラウンドゴルフ場
			保安林	保安林指定の山林
	普通財産		未利用地	用途廃止施設解体跡地、一般山林等

（２）これまでの取り組み

「宇城市行政改革大綱」及び平成 26 年度に策定した「公共施設の見直し方針」に基づき、公共施設の廃止、統合、移譲（民営化）等に取り組んできました。

平成 26 年度から平成 28 年度までに行った主なものは、次のとおりです。

- 1 支所の見直し……………5 施設を 4 施設
- 2 養護老人ホームの民間移譲……………1 施設
- 3 幼稚園の廃止、保育園の民間移譲…2 施設
- 4 海技学院の民間移譲……………1 施設
- 5 保健センターの機能集約……………2 施設
- 6 図書館の機能集約及び統合……………2 施設
- 7 郷土資料館の統合……………1 施設
- 8 震災による体育館の解体……………1 施設
- 9 公民館の機能移転……………1 施設
- 10 指定管理施設への移行…………… 24 施設

（３）市民意向及び施設利用者ニーズ調査

総合管理計画に定めてある施設の維持管理や更新の見直しについての取り組みの一環として、施設の利用状況や維持管理の考え方について市民の意見を把握することを目的としたアンケート調査を実施しました。

その主な内容として、公共施設を維持していくための対策としては、現在ある施設の統廃合や機能の複合化・多機能化によって施設を減らし合理化していくことに対する意見が多く、また、今後公共施設を減らしていく考えについては、市の財政的に維持できる量まで減らすべきであるという意見が多くありました。

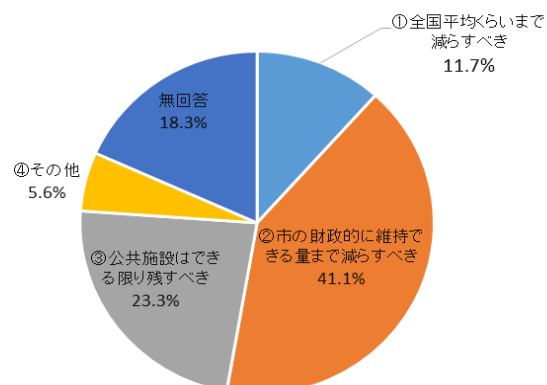
アンケートの結果から、宇城市の人口や財政規模に応じて公共施設の総量を最適化し配置することを市民が求めていることが分かりました。

【アンケートの概要】

- ・実施日 平成29年9月22日～23日
- ・実施場所 市内公共施設 7 施設
- ・対象 18歳以上の男女
- ・実施者数 317人



【質問14】 今後、公共施設を減らしていく考えについて、どう思いますか



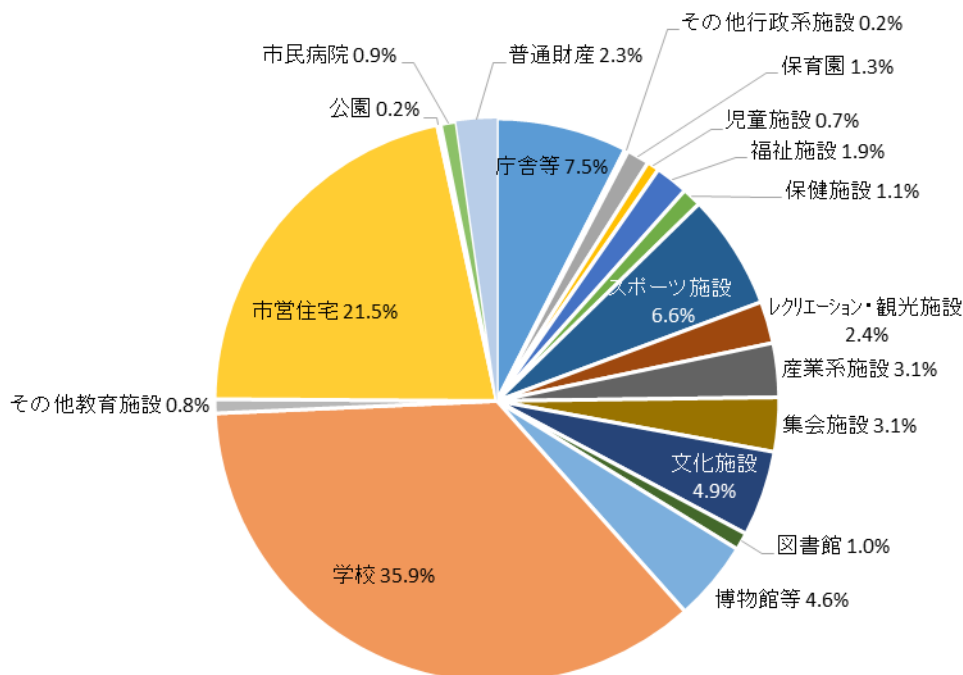
資料：平成29年9月22～23日実施アンケート調査から一部抜粋

（４）建築系公共施設

１）建築物の保有量

本市が所有する建築系の公共施設の総延床面積は 276,403 ㎡で、施設分類（中分類）別の面積割合をみると、学校教育系施設と公営住宅の延床面積が多いことが分かります。

施設分類(中分類)別の面積割合



■公共施設等総合管理計画に係る建築系公共施設の分類別保有状況(H26度末:H28度末)

大分類	中分類	計画【改訂版】H27.3.31				計画【改訂版】H29.3.31				増減	
		施設数	棟数	延面積(㎡)	構成	施設数	棟数	延面積(㎡)	構成	施設数	延面積
行政系施設	庁舎等	6	25	20,694	7.4%	6	24	20,629	7.5%	0	△ 65
	その他行政系施設	6	6	341	0.1%	11	11	517	0.2%	5	176
子育て支援施設	保育園	7	12	4,636	1.6%	6	11	3,651	1.3%	△ 1	△ 985
	児童施設	12	15	2,002	0.7%	12	15	2,012	0.7%	0	10
保健・福祉系施設	福祉施設	7	6	5,836	2.1%	6	5	5,161	1.9%	△ 1	△ 675
	保健施設	4	5	3,951	1.4%	2	4	2,975	1.1%	△ 2	△ 976
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	28	60	19,389	6.9%	27	58	18,243	6.6%	△ 1	△ 1,146
	レクリエーション・観光施設	9	17	6,755	2.4%	9	17	6,755	2.4%	0	0
産業系施設	産業系施設	4	18	8,687	3.1%	4	18	8,687	3.1%	0	0
市民文化系施設	集会施設	15	15	9,214	3.3%	14	14	8,666	3.1%	△ 1	△ 548
	文化施設	3	3	13,484	4.8%	3	3	13,484	4.9%	0	0
社会教育系施設	図書館	5	4	3,209	1.1%	4	3	2,704	1.0%	△ 1	△ 506
	博物館等	14	31	13,158	4.7%	13	30	12,741	4.6%	△ 1	△ 416
学校教育系施設	学校	18	196	99,186	35.3%	18	195	99,139	35.9%	0	△ 47
	その他教育施設	3	3	2,188	0.8%	3	3	2,188	0.8%	0	0
公営住宅	市営住宅	47	354	60,150	21.4%	46	338	59,347	21.5%	△ 1	△ 803
公園	公園	28	35	655	0.2%	28	35	655	0.2%	0	0
病院施設	市民病院	1	4	2,521	0.9%	1	4	2,521	0.9%	0	0
普通財産	普通財産	12	24	5,174	1.8%	13	25	6,329	2.3%	1	1,155
総 計		229	833	281,230	100%	226	813	276,403	100%	△ 3	△ 4,827

※施設数の表示について、1棟の建物に複数の施設が存在する(複合施設という。)場合は、複数の施設をそれぞれに分類して計上しています。

参考資料

○計画初版の数値の修正等について

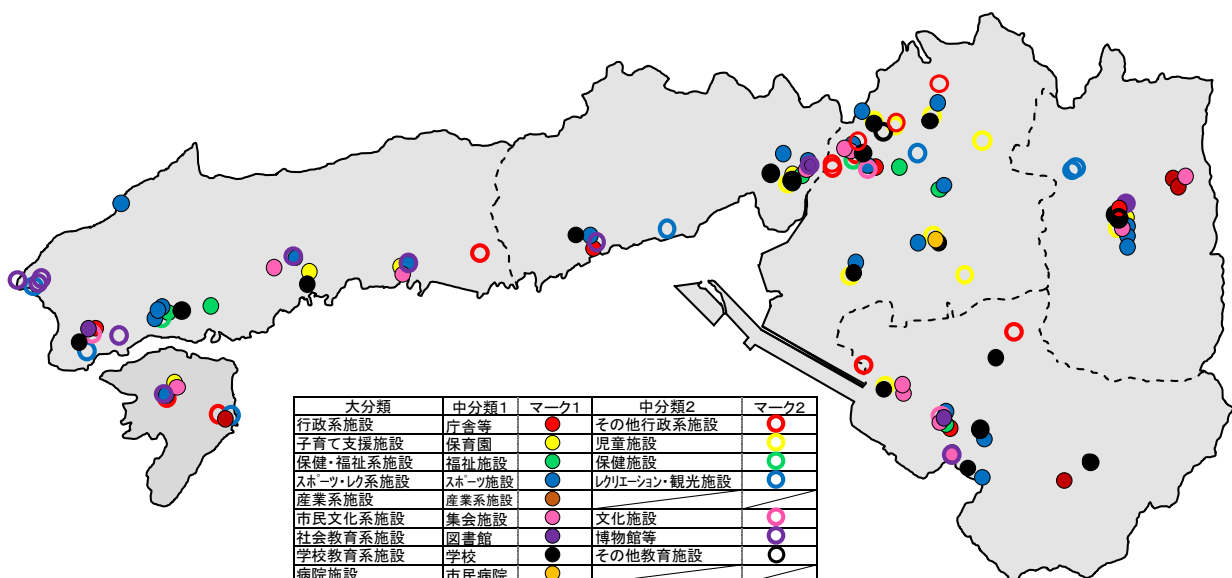
建築物の保有量は、固定資産台帳を整備したため、初版の数値を一部修正しています。

また、用途廃止などで未利用となっている普通財産も本計画では追加しています。

大分類	中分類	計画【初版】H27.3.31			計画【改訂版】H27.3.31(修正後)				増減	
		施設数	延面積(㎡)	構成	施設数	棟数	延面積(㎡)	構成	施設数	延面積
行政系施設	庁舎等	6	17,999	6.8%	6	25	20,694	7.4%	0	2,695
	その他行政系施設	4	276	0.1%	6	6	341	0.1%	2	65
子育て支援施設	保育園	7	4,676	1.8%	7	12	4,636	1.6%	0	△ 40
	児童施設	12	2,001	0.7%	12	15	2,002	0.7%	0	1
保健・福祉系施設	福祉施設	7	4,253	1.6%	7	6	5,836	2.1%	0	1,583
	保健施設	4	5,145	1.9%	4	5	3,951	1.4%	0	△ 1,194
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	27	20,084	7.6%	28	60	19,389	6.9%	1	△ 695
	レクリエーション・観光施設	9	5,702	2.1%	9	17	6,755	2.4%	0	1,053
産業系施設	産業系施設	2	4,690	1.8%	4	18	8,687	3.1%	2	3,997
市民文化系施設	集会施設	14	8,577	3.2%	15	15	9,214	3.3%	1	637
	文化施設	3	13,794	5.2%	3	3	13,484	4.8%	0	△ 310
社会教育系施設	図書館	5	3,868	1.5%	5	4	3,209	1.1%	0	△ 659
	博物館等	14	13,109	4.9%	14	31	13,158	4.7%	0	49
学校教育系施設	学校	18	98,895	37.2%	18	196	99,186	35.3%	0	291
	その他教育施設	3	2,365	0.9%	3	3	2,188	0.8%	0	△ 177
公営住宅	市営住宅	47	57,796	21.7%	47	354	60,150	21.4%	0	2,354
公園	公園	12	228	0.1%	28	35	655	0.2%	16	427
病院施設	市民病院	1	2,490	0.9%	1	4	2,521	0.9%	0	31
普通財産	普通財産			0.0%	12	24	5,174	1.8%	12	5,174
総 計		195	265,948	100%	229	833	281,230	100%	34	15,282

2) 地域別の配置状況

下の図は、市内の主な公共施設を市内図に中分類別のマークで位置を示したものです。三角・不知火地区においては、東西に国道 266 号線が整備されており、その沿線に公共施設が配置されていることや、松橋・豊野地区においては、やや一極集中型に施設が配置されていることが分かります。

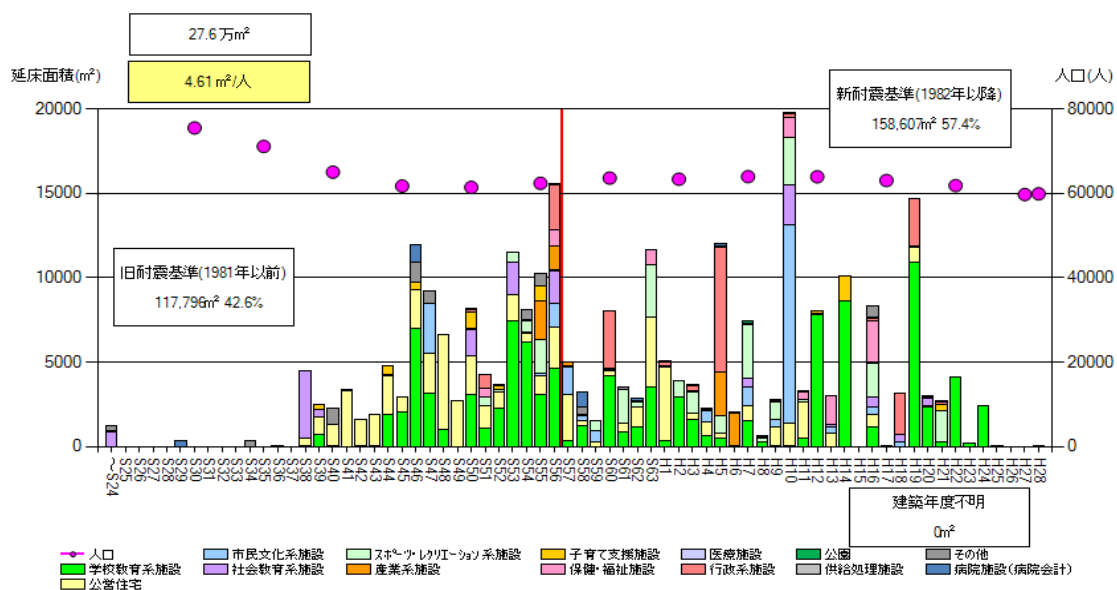


3）建築年別整備状況

建築系の公共施設について建築年別でみると、昭和 56 年（1981 年）の新耐震基準以前に建築された施設は、全体の 42.6%を占め、延床面積は 117,796 m²もあります。（棒グラフ中央にある赤色の線の左側が旧耐震基準の施設になります。）

また、築 30 年を超える施設は、一般的に大規模改修が必要と言われており、施設の老朽化が懸念されますので、耐震診断と併せて、今後大規模改修や建替えなどの検討が必要になります。

築年別延床面積（大分類）



旧耐震基準の施設に多く存在する学校教育系施設については、これまで順次、大規模改修を実施しており、これからも小中学校の校舎や体育館等の整備を計画的に実施することとしています。

学校教育施設以外についても今後、診断結果に基づく補強工事や大規模改修について、統廃合や複合化などを検討しながら整備する必要があります。

また、公営住宅に関しては、平成 25 年 3 月に策定した「宇城市営住宅長寿命化計画」に基づき、改善・建替事業として必要により耐震診断を実施し、整備することとしています。

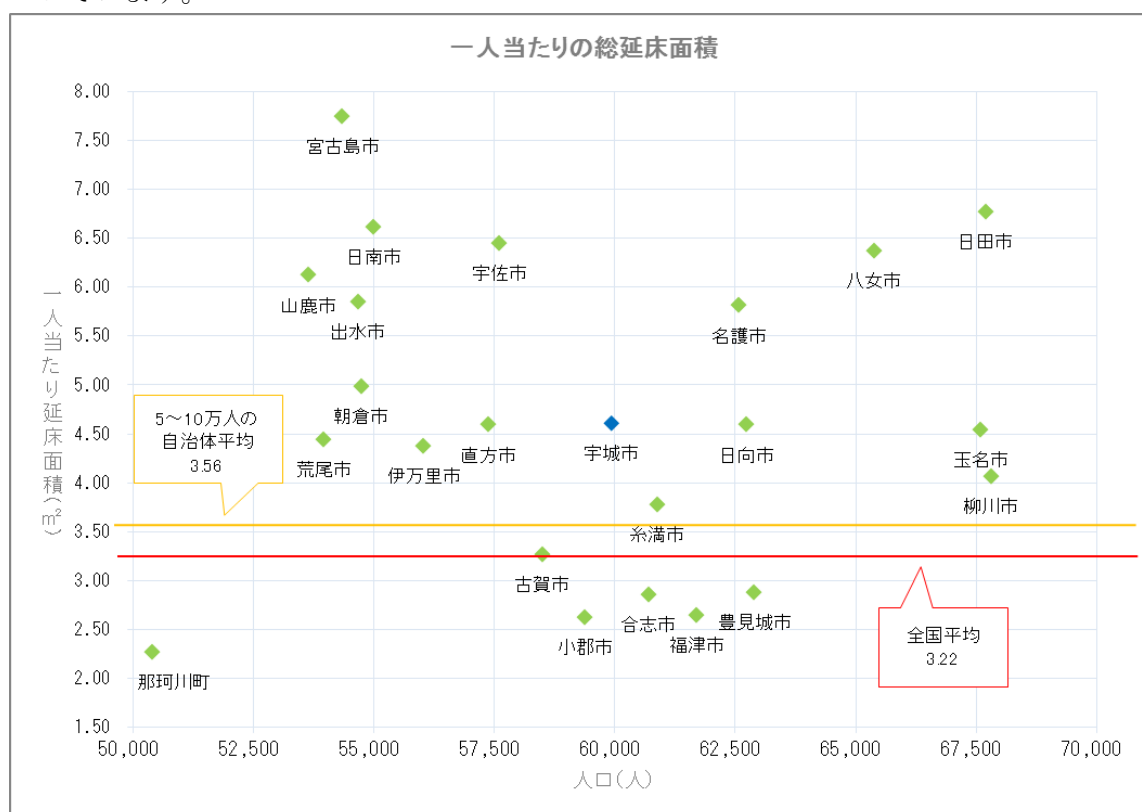
※施設の現状及び更新費用の見通しの数値は、平成 29 年 3 月 31 日現在です。

公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果(平成 24 年 3 月総務省)

4) 市民1人当たりの延床面積

平成28年度末現在、本市が所有する建築系の公共施設の総延床面積276,403㎡を平成28年度末の住民基本台帳人口59,928人で除した市民1人当たりの総延床面積は4.61㎡となります。全国平均3.22㎡との比較で1.34倍、5～10万人の自治体平均3.56㎡との比較で1.21倍になり、平均よりも多い状況となっています。

なお、九州の人口5万人以上7万人未満の自治体と比較すると10番目に多い状況となっています。



※宇城市は前述の数値、他市の数値は公共施設状況調査（平成28年度）を用いて算出しています。

※全国平均及び5～10万人の自治体平均は「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果（平成24年3月総務省）」の数値を用いています。

	人口(人)	面積(k㎡)	公共建築物 総延床面積(㎡)	1人当たりの 延床面積(㎡)
宮古島市	54,340	204.00	420,502	7.74
日田市	67,708	666.03	458,188	6.77
日南市	54,999	536.11	363,339	6.61
宇佐市	57,607	439.05	371,310	6.45
八女市	65,385	482.44	416,183	6.37
山鹿市	53,645	299.69	328,183	6.12
出水市	54,667	329.98	319,617	5.85
名護市	62,581	210.37	363,568	5.81
朝倉市	54,740	246.71	272,684	4.98
宇城市	59,928	188.50	276,403	4.61
直方市	57,388	61.76	262,180	4.59
日向市	62,746	336.29	288,197	4.59
玉名市	67,605	152.00	306,961	4.54
荒尾市	53,961	57.37	239,461	4.44
伊万里市	56,034	255.25	244,673	4.37
柳川市	67,818	77.15	275,566	4.06
糸満市	60,884	46.63	229,333	3.77
古賀市	58,499	42.07	190,435	3.26
豊見城市	62,896	19.60	180,861	2.88
合志市	60,701	53.19	173,202	2.85
福津市	61,698	52.76	162,576	2.64
小都市	59,385	45.51	155,455	2.62
那珂川町	50,401	74.95	114,648	2.27
全国平均				3.22
全国（人口5～10万人の自治体）平均				3.56

（５）土木系公共施設

１）－①道路の数量

市道は、１級市道、２級市道、その他の市道に分類され、本市が整備したすべての道路の実延長は 1,005 k m、道路部の面積は 4.81 k m²になります。

市民 1 人当たりの面積は 80.3 m²で、全国平均 31.99 m²との比較で 2.51 倍、5～10 万人の自治体平均 62.42 m²との比較で 1.29 倍の状況となっています。

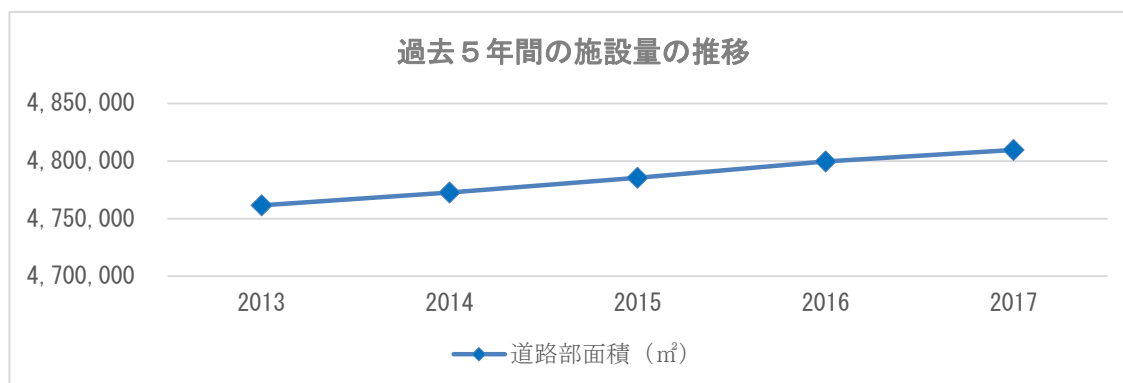
また、市道のうち規格改良済道路の整備状況を表す道路改良率は 64.05%になります。

区分	種 別	実延長 (m)	道路部面積 (m ²)	備 考
道路	１級（幹線）市道	89,014	589,389	（参考） 道路敷面積
	２級（幹線）市道	90,571	475,232	
	その他の市道	825,471	3,745,055	
合 計		1,005,056	4,809,676	6,463,398 m ²

※規格改良済道路とは道路法の規定にある道路構造令の規格に適用した道路のことです。

１）－②道路部面積の推移

道路整備の状況として、過去 5 年間の道路部面積の推移をみると、各年度に施工した道路新設工事や拡幅等の改良工事により、年々増加傾向にあることが分かります。



年度	平成	道路部面積 (m ²)	基準日
2013	25 年度	4,761,429	H25. 4. 1 現在
2014	26 年度	4,772,747	H26. 4. 1 現在
2015	27 年度	4,785,474	H27. 4. 1 現在
2016	28 年度	4,799,504	H28. 4. 1 現在
2017	29 年度	4,809,676	H29. 4. 1 現在

※道路及び橋りょうの各年度の数値は、当該年度の 4 月 1 日現在の数値で表しています
また各年度の数値は、道路施設現況調査（道路現況総括台帳）の数値を用いています

2) -① 橋りょうの数量

橋りょうは、種別で5つに分類され、本市が整備したすべての橋りょうの道路部面積は、40,191㎡になります。橋りょうの種別にあるPC橋とRC橋は、施工方法は違うものの材質は同じコンクリートで造られており、橋りょうの多くを占めています。

市民1人当たりの面積は0.67㎡で、全国平均0.26㎡との比較で2.58倍、5～10万人の自治体平均0.39㎡との比較で1.72倍の状況となっています。

また、橋りょうの本数としては、全体で1,125本を整備しており、そのうち長さが15m未満のものが1,018本と多くを占め、15m以上のものは107本になっています。

【面積】		H29.4.1 現在	
区分	種別	道路部面積(㎡)	備考
橋りょう	PC橋	10,309	
	RC橋	28,688	
	鋼橋	729	
	石橋	351	
	その他	113	木橋など
合 計		40,191	

【本数】		H29.4.1 現在	
区分	長さ	本数	
橋りょう	15m未満	1,018	
	15m以上	107	
合 計		1,125	

参考資料

○計画初版の数値の修正等について

橋りょうの面積及び本数については、入力誤りにより初版の数値を一部修正しています。

【面積】

区分	種別	計画【初版】(㎡)H27.4.1	計画【改訂版】(㎡)H27.4.1(修正後)	増減	備考
橋りょう	PC橋	17,445	10,309	△ 7,136	
	RC橋	18,865	28,688	9,823	
	鋼橋	3,249	506	△ 2,743	
	石橋	420	351	△ 69	
	その他	0	113	113	木橋など
合 計		39,979	39,967	△ 12	

【本数】

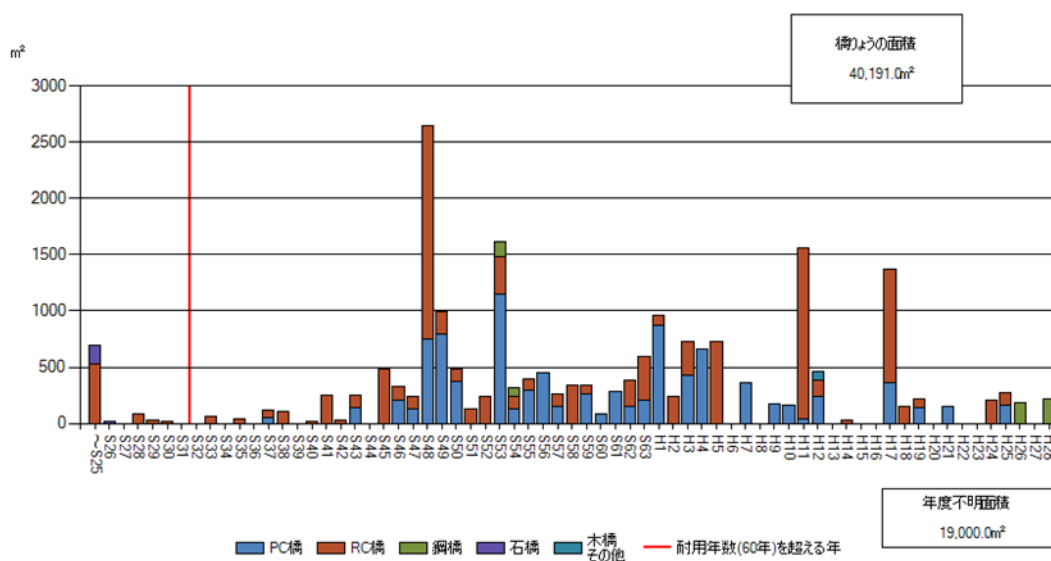
区分	長さ	計画【初版】(本)H27.4.1	計画【改訂版】(本)H27.4.1(修正後)	増減
橋りょう	15m未満	1,035	1,018	△ 17
	15m以上	105	106	1
合 計		1,140	1,124	△ 16

2) -② 橋りょうの年度別整備状況

橋りょうの年度別の整備面積をみると、昭和 48 年度が最も多く 2,644 m²を建築し、次いで昭和 53 年度に 1,618 m²を建築しており、全体的には平成 17 年度までに大部分を整備していることが分かります。

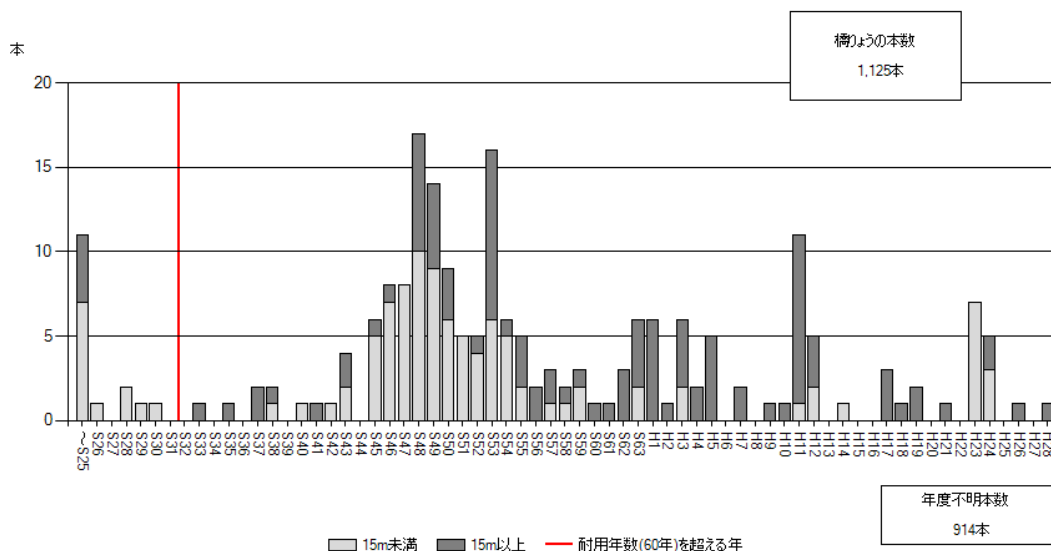
また、一般的に用いられる橋りょうの耐用年数は 60 年間と言われており、60 年前の昭和 31 年以前の橋りょうも存在していることが分かります。

年度別整備状況（面積）



橋りょうの年度別の整備本数をみると、整備面積と同じく昭和 48 年度が最も多く 17 本建築し、昭和 45～55 年度までの 10 年間で 99 本建築しており、全体の 46.9%を整備しています。また、一般的な耐用年数の 60 年を経過している昭和 31 年以前の橋りょうは 16 本存在していることが分かります。

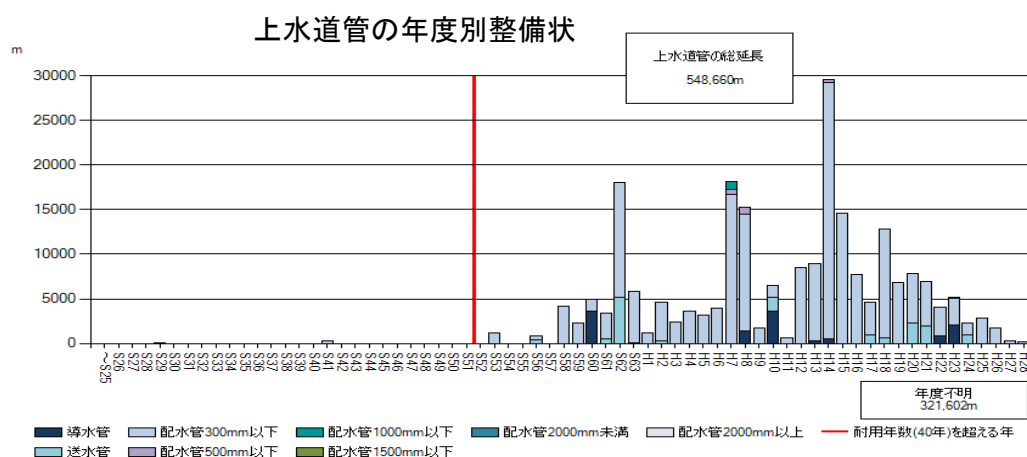
年度別整備状況（本数）



3) -① 水道施設の年度別整備状況

水道施設の年度別の整備延長をみると、平成 14 年度が最も多く 29,075mの上水道管を整備していることが分かります。

上水道管は導水管、送水管、配水管に区分され総延長は 548,660mになり、市民 1 人当たりの延長は 9.16mで全国平均 4.09mとの比較で 2.24 倍、5～10 万人の自治体平均 7.05mとの比較で 1.30 倍の状況となっています。また、上水道普及率は 80.2%になります。



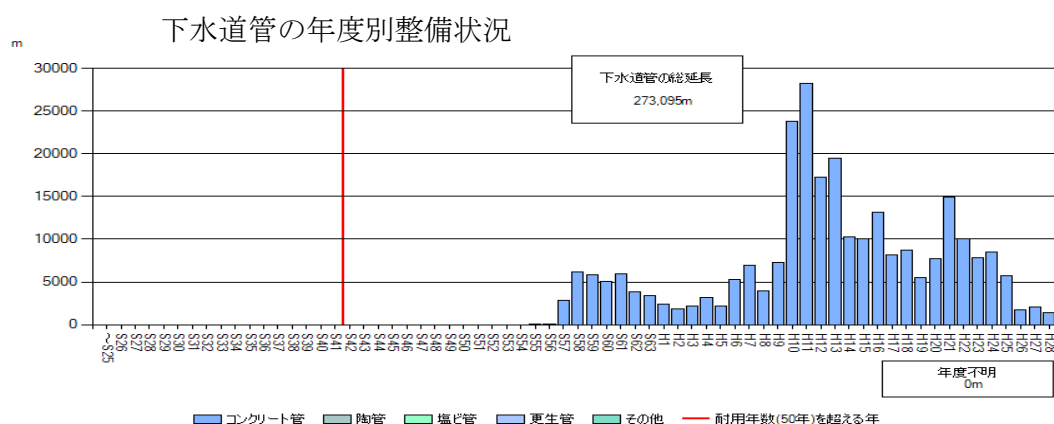
3) -② 水道施設の数

施設(町)名称	延床面積(m ²)	建築年	事業区分
三角町水道施設	2,826	S38～H20年	簡水・上水
不知火町水道施設	1,515	S63～H16年	簡水
松橋町水道施設	1,584	S52～H16年	上水
小川町水道施設	701	S50～H19年	上水
豊野町水道施設	419	S47～H15年	簡水

4) -① 下水道施設の年度別整備状況

下水道施設の年度別の整備延長をみると、昭和 55 年度以降整備されており、平成 11 年度が最も多く 28,288mの下水道管を整備していることが分かります。

下水道管の総延長は、273,095mになり、市民 1 人当たりの延長は 4.56mで、全国平均 3.60mとの比較で 1.27 倍、5～10 万人の自治体平均 4.06mとの比較で 1.12 倍の状況となっています。また、下水道普及率は 59.7%、接続率は 80.0%になります。

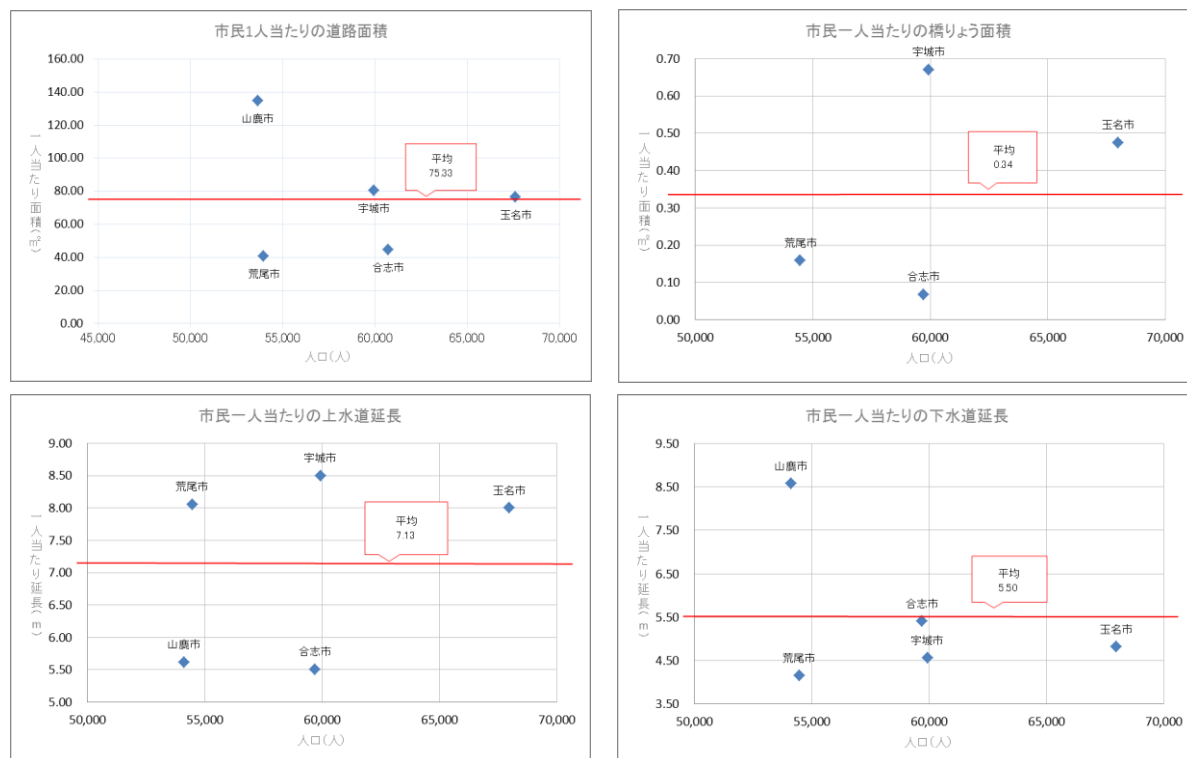


4) ② 下水道施設の数量

施設名称	延床面積(㎡)	建築年度	事業区分	備考
松橋不知火浄水管理センター	5,872	S57～H10年度	公共・特環	管理棟ほか8棟
浦地区農業集落排水処理施設	115	H12年度	農集	水処理施設
大見地区農業集落排水処理施設	111	H12年度	農集	水処理施設
豊福南部浄化センター	341	H23年度	農集	水処理施設
安見地区農業集落排水処理施設	144	H8年度	農集	水処理施設
豊野東部地区農業集落排水処理施設	264	H12年度	農集	水処理施設
豊野西部地区農業集落排水処理施設	169	H12年度	農集	水処理施設

5) 市民1人当たりの整備量と他市町との比較

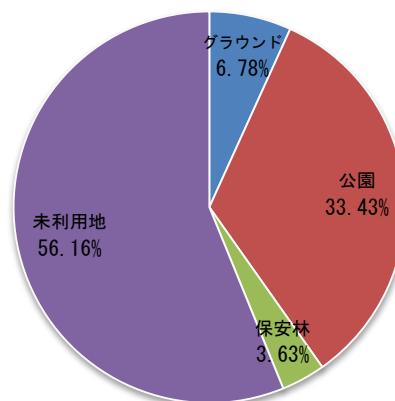
市民1人当たりの整備量を県内の人口5万人以上7万人未満の市と比較すると橋りょうは平均の約2倍、道路及び上水道についても平均を上回る状況となっています。



※宇城市は前述の数値、他市の数値は道路については公共施設状況調査（平成28年度）、その他については各市の公共施設等総合管理計画に記載の数値を用いて算出しているため、対象年度が異なります。

(6) 公有地の保有量

公有地には、行政財産である公園、グラウンド、保安林と普通財産である用途廃止施設解体後の跡地や一般山林など市の事務事業で使用していない土地である未利用地が含まれ、本市が所有する公有地の面積は1,767,401 m²で、施設分類（中分類）別の面積割合は右のグラフのとおりです。



(7) 将来の更新費用の見通し

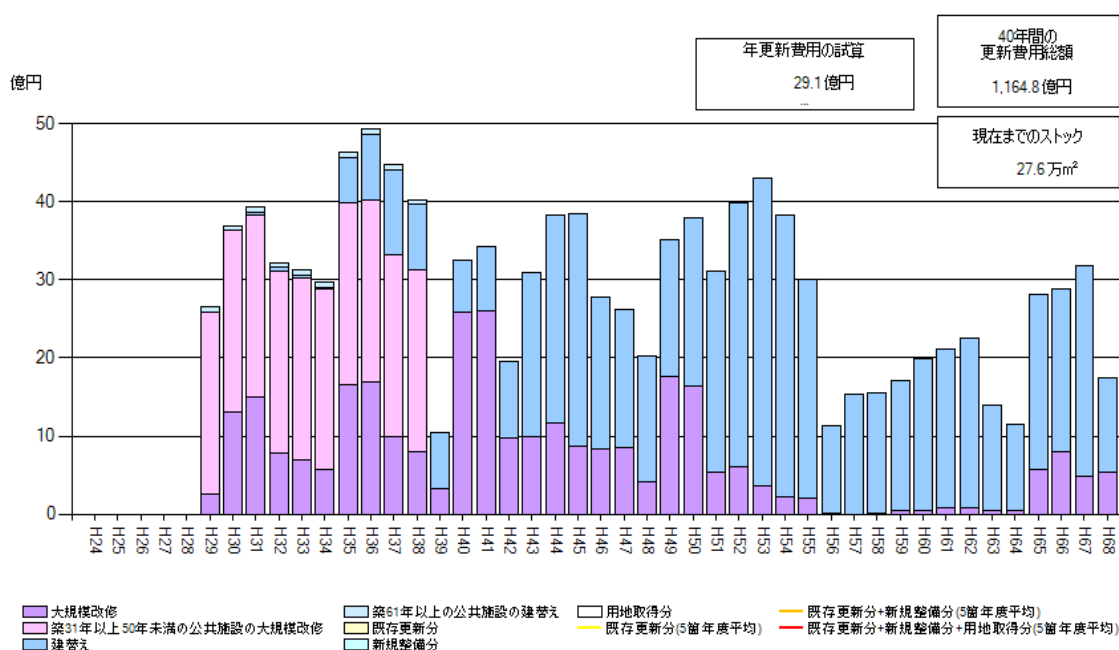
1) 建築系公共施設の更新費用の試算結果

建築系公共施設の将来の更新費用を試算した結果、本市が所有する建築系のすべての施設を大規模改修し現状規模のまま建替えを行った場合、今後40年間で1,165億円、年平均29億円かかることが分かりました。

市民1人当たり1年間の更新費用は48.56千円で、全国平均32.91千円との比較は1.48倍、5～10万人の自治体平均35.31千円との比較は1.38倍の状況となっています。本市は、床面積の平均比較で多い状況にあり更新費用にも影響していると推考されます。

また、将来の推計人口においては、40年後の人口が現在の60%まで減少する推計値になっているため、公共施設（面積）の総量について検討する必要があると推考され、歳入における交付税の減額なども視野に入れて公共施設の見直しに取り組む必要があります。

建築系公共施設の更新費用



●公共施設等更新費用試算ソフト（総務省）の更新費用試算の条件

○ 更新費用の推計額

事業費ベースの計算とする。（一般財源負担見込額を把握することが困難である。）

○ 計算方法

耐用年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定して計算する。

延床面積×更新単価

○ 更新単価

すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用する。また、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定している。

○ 大規模改修単価

建替えの6割と想定し、この想定単価を設定する。

○ 耐用年数

標準的な耐用年数60年を採用。（日本建築学会：建物の耐久計画に関する考え方）

○ 大規模改修

建設後30年で行うものとする。

○ 地域格差

地域差は考慮しないものとする。

○ 経過年数が31年以上50年までのもの

今後10年間で均等に大規模改修を行うものとして計算する。

○ 経過年数が51年以上のもの

大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えるものとして計算する。

○ 耐用年数が超過しているもの

今後10年間で均等に更新するものとして計算する。

○ 建替え期間

設計、施工と複数年度にわたることを考慮し、建替え期間を3年間として計算する。

○ 修繕期間

設計、施工と複数年度にわたることを考慮し、修繕期間を2年間として計算する。

●総務省公共施設等更新費用試算ソフト 更新単価

施設用途	大規模改修	建替え
市民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

施設用途	更新年数	更新単価
道路	15 年（舗装の打換え）	4,700 円/㎡
橋りょう	60 年（架替え）	425 千円（鋼橋500千円）/㎡
上水道管	40 年	100～923 千円/㎡
下水道管	50 年	124～134 千円/㎡

公共施設更新費用試算ソフト（総務省：（財）地域総合整備財団が作成）

2) 土木系公共施設の更新費用の試算結果

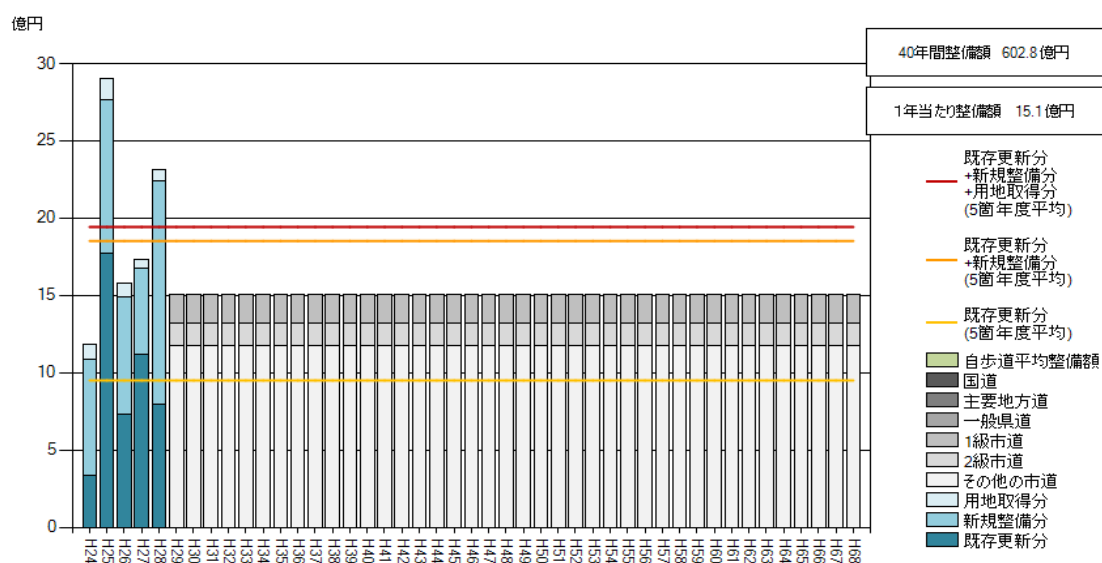
2) - ①道路

道路の将来の更新費用を試算した結果、すべての道路を現状維持のまま更新を行った場合、今後 40 年間で 603 億円、年平均 15 億円かかることが分かりました。

市民 1 人当たり 1 年間の更新費用は 25.20 千円で、全国平均 9.98 千円との比較は 2.53 倍、5～10 万人の自治体平均 19.44 千円との比較は 1.30 倍の状況となっています。

また、直近 5 カ年の道路にかかる投資的経費をみると年平均で約 19.1 億円となっています。

道路の更新費用



道路の直近 5 カ年の投資的経費

(単位：千円)

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合 計
平成 24 (2012)	338,268	748,471	99,182	1,185,921
平成 25 (2013)	1,773,278	992,935	135,631	2,901,844
平成 26 (2014)	729,143	760,834	90,196	1,580,173
平成 27 (2015)	558,737	1,049,691	53,945	1,662,373
平成 28 (2016)	1,450,879	697,626	69,245	2,217,750
平 均	970,061	849,912	89,640	1,909,613

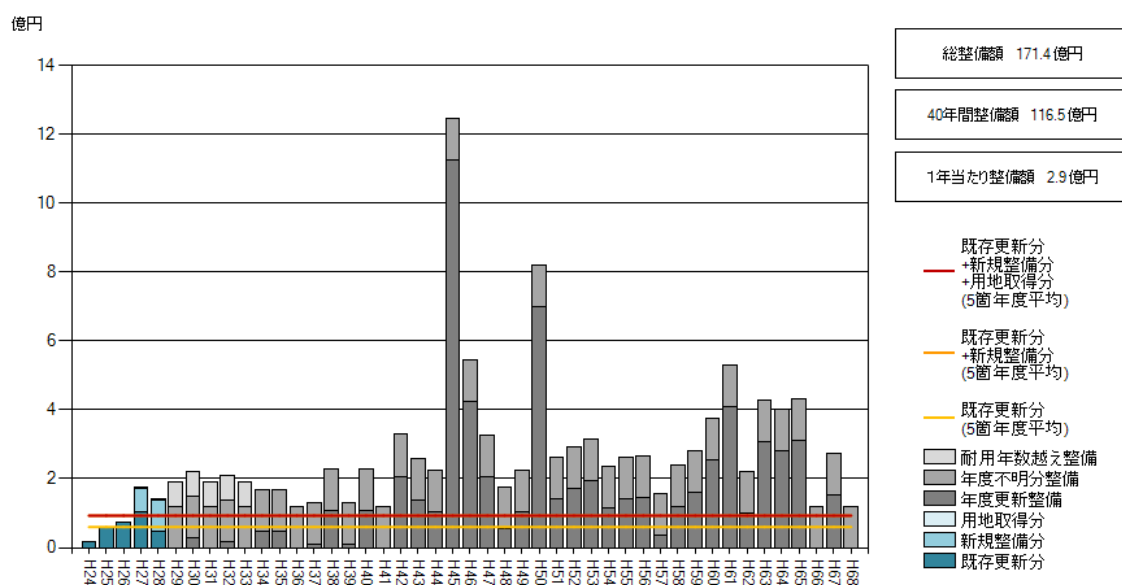
2) -②橋りょう

橋りょうの将来の更新費用を試算した結果、すべての橋りょうを現状規模のまま更新を行った場合、今後 40 年間で 117 億円、年平均 2.9 億円かかることが分かりました。

市民 1 人当たり 1 年間の更新費用は 4.84 千円で、全国平均 1.93 千円との比較は 2.51 倍、5～10 万人の自治体平均 2.92 千円との比較は 1.66 倍の状況となっています。

また、直近 5 カ年の橋りょうにかかる投資的経費をみると年平均で約 9.3 千万円となっています。

橋りょうの更新費用



※橋りょうの将来の更新費用については、市が別に策定している「橋梁長寿命化修繕計画」の更新費用とは試算条件が異なります。

橋りょうの直近 5 カ年の投資的経費

(単位：千円)

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合 計
平成 24 (2012)	17,258	0	0	17,258
平成 25 (2013)	58,221	0	0	58,221
平成 26 (2014)	74,329	0	0	74,329
平成 27 (2015)	103,730	68,476	1,978	174,184
平成 28 (2016)	46,734	95,811	499	143,044
平 均	60,054	32,857	495	93,407

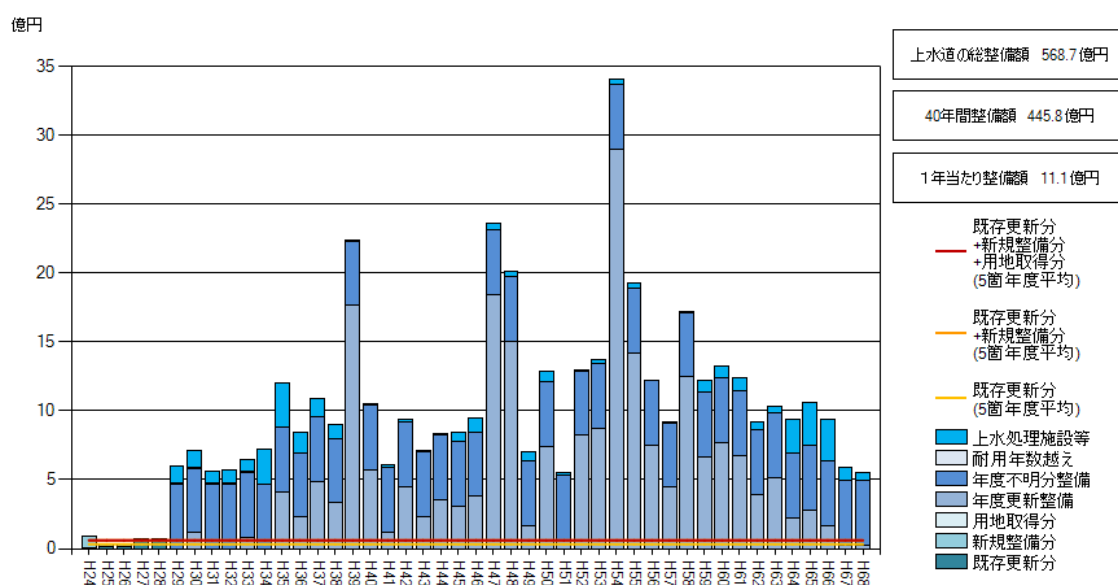
2) -③ 水道施設

水道施設の将来の更新費用を試算した結果、すべての水道施設を現状規模のまま更新を行った場合、今後 40 年間で 446 億円、年平均 11 億円かかることが分かりました。

市民 1 人当たり 1 年間の更新費用は 18.52 千円で、全国平均 10.74 千円との比較は 1.72 倍、5～10 万人の自治体平均 17.51 千円との比較は 1.06 倍の状況となっています。

また、直近 5 カ年の水道施設にかかる投資的経費をみると年平均で約 6.1 千万円となっています。

上水道管径別延長による更新費用



水道施設の直近 5 カ年の投資的経費

(単位：千円)

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合 計
平成 24 (2012)	8,157	85,898		94,055
平成 25 (2013)	15,439	17,095		32,534
平成 26 (2014)	14,126	17,449		31,575
平成 27 (2015)	61,689	13,862		75,551
平成 28 (2016)	62,782	8,750		71,532
平 均	32,439	28,611	0	61,049

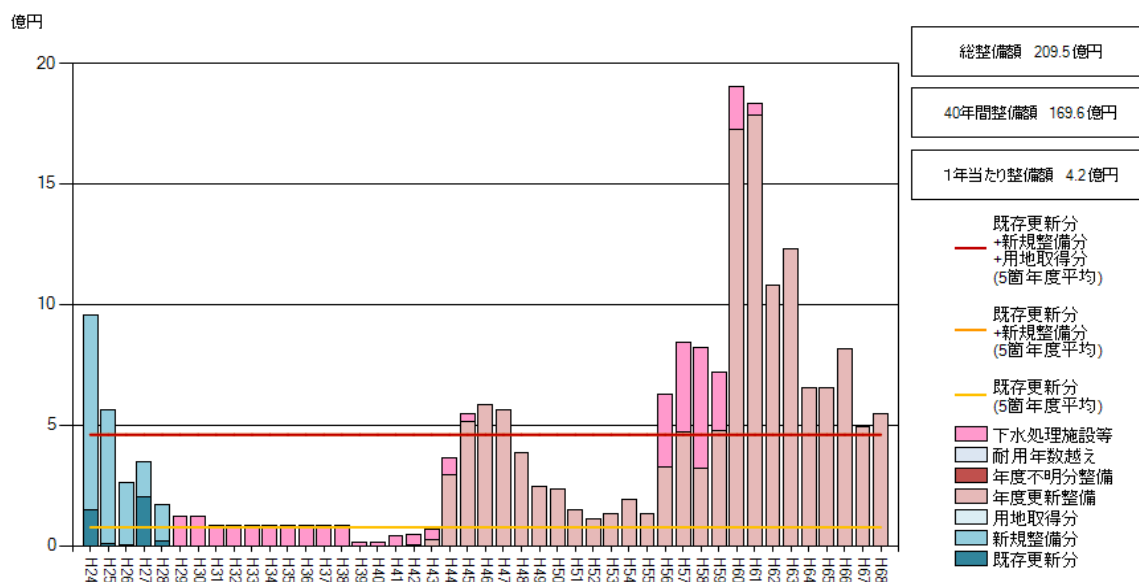
2) -④下水道施設

下水道施設の将来の更新費用を試算した結果、すべての下水道施設を現状規模のまま更新を行った場合、今後 40 年間で 170 億円、年平均 4 億円かかることが分かりました。

市民 1 人当たり 1 年間の更新費用は 7.01 千円で、全国平均 9.91 千円との比較は 0.71 倍、5～10 万人の自治体平均 9.27 千円との比較は 0.76 倍の状況となっています。更新費用が少ない原因は、下水道事業が整備途中であり、また、一部の区域は処理施設を広域で整備し負担金で賄っているなどの理由によるものです。

また、直近 5 カ年の下水道施設にかかる投資的経費をみると年平均で約 4.6 億円となっています。下水道施設の整備率については、平成 28 年度末現在で農業集落排水施設が 100%に対し、公共下水道施設は 71.0%であるため、今後も整備が続くことから、長期的な更新費用は増えることが見込まれます。

下水道管径別延長による更新費用



※整備率とは、計画処理面積に対する整備済面積の割合のことです。

下水道施設の直近 5 カ年の投資的経費

(単位：千円)

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合 計
平成 24 (2012)	150,000	806,866		956,866
平成 25 (2013)	8,000	555,555		563,555
平成 26 (2014)	1,700	259,300		261,000
平成 27 (2015)	202,380	146,506		348,886
平成 28 (2016)	19,231	152,590		171,821
平 均	76,262	384,163	0	460,426

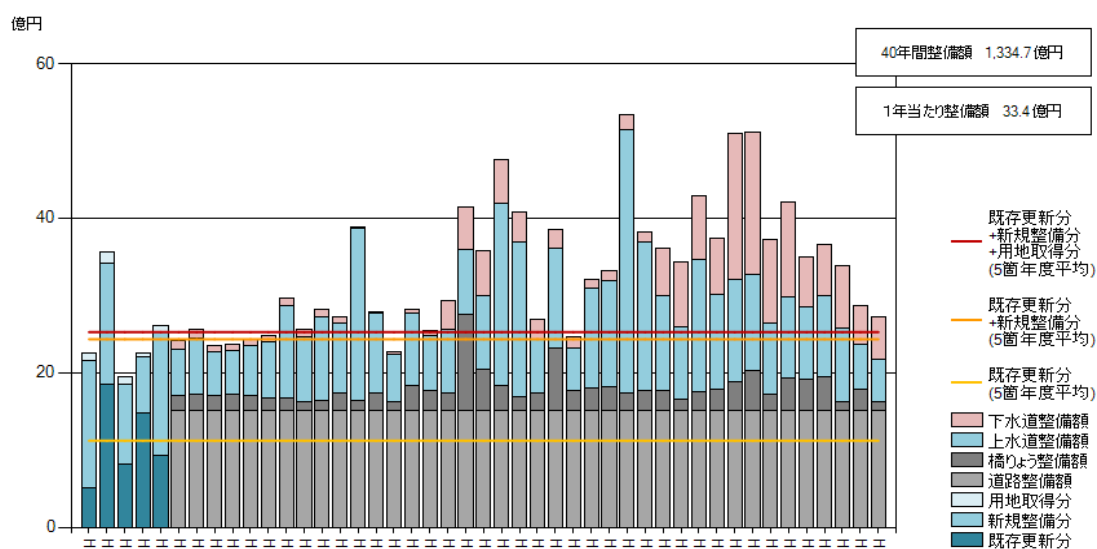
2) -⑤土木系公共施設の更新費用

土木系公共施設（インフラ全体）すべての更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後 40 年間で 1,335 億円、年平均 33.4 億円かかることが分かりました。

また、直近 5 カ年の土木系公共施設にかかる投資的経費をみると年平均で約 25.2 億円となっています。

今後の直近 5 カ年における投資的経費の年平均額と比べると、毎年 8.2 億円、40 年間で 328 億円が多く必要になることが分かります。本市においては、これからも新設事業が見込まれるため、経費の平準化や圧縮が重要な課題となります。

土木系公共施設全体の更新費用



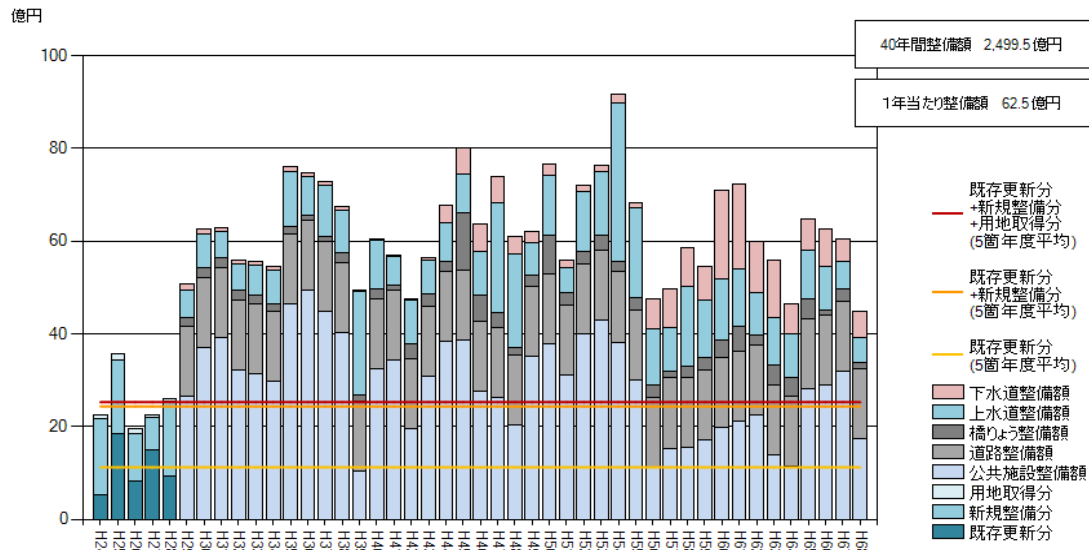
土木系公共施設の直近 5 カ年の投資的経費

（単位：千円）

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合 計
平成 24 (2012)	513,683	1,641,235	99,182	2,254,100
平成 25 (2013)	1,854,938	1,565,585	135,631	3,556,154
平成 26 (2014)	819,298	1,037,583	90,196	1,947,077
平成 27 (2015)	926,536	1,278,535	55,923	2,260,994
平成 28 (2016)	1,579,626	954,777	69,744	2,604,147
平 均	1,119,214	1,295,543	90,135	2,524,494

建築系、土木系すべての公共施設の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後 40 年間で 2,500 億円、年平均 63 億円かかることが分かりました。40 年間の維持管理に必要な更新費用の内訳としては、建築系が 1,165 億円(年平均 29 億円)、土木系が 1,335 億円(年平均 33.4 億円)となっています。

公共施設全体の更新費用



公共施設における維持管理費用について、施設管理業務委託料、電気代などの需用費、減価償却費といった、物にかかる行政コストの面から見てみると、平成 28 年度においては年間 24.8 億円の費用がかかりました。今後、同規模の施設を維持管理していくと 40 年間で 992 億円の費用がかかることとなります（積算基準は次ページに記載）。

H28施設群別行政コスト一覧							(単位：千円)
No	施設群名	委託料	需用費	その他	減価償却費	合計	
1	庁舎（旧小川含む）	36,057	44,599	16,770	102,531	199,957	
2	文化施設	974	1,659	452	7,097	10,182	
3	郷土資料館	1,945	793	171	1,460	4,369	
4	福祉施設	19,709	487	947	22,344	43,487	
5	保育園・幼稚園	3,201	60,758	168,827	13,393	246,179	
6	児童館	10,982	4,381	14,803	830	30,996	
7	保健センター	3,786	6,487	1,733	33,499	45,505	
8	観光施設	37,398	5,711	2,265	161,183	206,557	
9	公園	19,430	8,814	2,668	3,330	34,242	
10	市営住宅	1,431	12,365	13,024	113,931	140,751	
11	コミュニティ施設	3,706	4,417	1,937	11,048	21,108	
12	図書館	10,481	20,333	40,163	20,628	91,605	
13	義務教育施設	56,416	149,492	273,898	427,218	907,024	
14	給食センター	61,793	25,858	12,354	16,465	116,470	
15	公民館（松橋除く）	9,056	9,830	15,835	23,868	58,589	
16	体育館	64,280	7,766	4,951	56,434	133,431	
17	プール	17,946	2,093	1,497	11,454	32,990	
18	グラウンド	13,244	19,246	1,920	19,582	53,992	
19	生涯学習センター	232	40	9	9,213	9,494	
20	ホール	7,628	2,589	1,660	64,233	76,110	
21	美術館	276	295	3,713	10,690	14,974	
22	集会場	60	367	0	0	427	
総 計		380,031	388,380	579,597	1,130,431	2,478,439	

施設群別行政コストの積算基準

- ・ 委託料 施設の維持管理に必要な業務委託を算入
（指定管理業務、清掃業務、警備保安業務、各種保守点検業務、樹木管理など）
- ・ 需用費 施設に係る光熱水費、消耗品、物品修繕及び施設修繕
（消耗品費、施設修繕料、電気料、上下水道料、ガス料金、燃料代、物品修繕）
- ・ 減価償却費 平成 17 年度（H19 施設白書）の減価償却費を使用（新施設含む）
- ・ その他 施設の維持管理に必要な上記以外の費用を算入
（電話料、テレビ視聴料、清掃用具使用料、各種検査手数料、機器賃借料など）
- ・ 人件費及び退職手当は除く

（９）維持管理と更新費用の総費用の見通し

公共施設にかかる維持管理費用 24.8 億円と、建築系及び土木系すべての公共施設の更新費用 63 億円を合計すると年間 87.8 億円かかることになり、今後 40 年間では 3,512 億円かかることになります。

4 公共施設等の課題解決に向けて

（１）市民ニーズ対応の課題解決

建築系の公共施設について、市民アンケートの結果、過去 1 年間における施設利用については、集会施設及び庁舎施設の利用者割合が高く、観光施設や文化施設については居住地内にとどまらず居住地外の利用もみられました。

しかしながら、公共施設を利用したことがないという割合もかなり高く、今後は施設の適正配置を考慮し、効率性や最適性を基準とした公共施設の再配置が必要であることが考えられます。

（２）維持管理及び運営費用の課題解決

公共施設等の維持管理及び運営にかかる費用については、道路や上下水道施設など、新たな整備により今後も増額することが見込みられます。

このため、限られた財源の中で公共施設を適切に維持管理するためには「ひと」「もの」にかかるコストの削減に向けた取り組みも必要です。

今後は、その方策として「ひと」については指定管理者制度等、民間業務委託の方策を図りながら人的コストを削減すること、「もの」については施設の管理にかかる業務委託契約方法の見直しを図りながら物的コストを削減すること、さらには民営化により施設を譲渡し、公共施設自体を減少することなどが考えられます。

第三章 公共施設等の管理運営に関する基本方針

1 管理運営の実態

(1) 公共施設等の管理状況

本市が所有する建築系公共施設 226 施設のうち、24 施設において指定管理者による施設管理が行われています（H29.3.31 現在）。なお、分類別に見ると保健・福祉系施設が 5 施設、スポーツ・レクリエーション施設が 13 施設、産業系施設が 2 施設、市民文化系施設が 2 施設、社会教育系施設が 3 施設となっています。

（上記のうち松橋総合文化センターは、スポーツ・レクリエーション施設及び市民文化施設の複合施設です。）

指定管理施設一覧（平成 29 年 3 月 31 日現在）

No	分 類 別	施 設 名	期間
1	保健・福祉系施設	小川総合福祉センター	3年間
2	保健・福祉系施設	三角老人福祉センター	3年間
3	保健・福祉系施設	不知火老人福祉センター	3年間
4	保健・福祉系施設	松橋老人福祉センター	3年間
5	保健・福祉系施設	元気老人交流施設高齢者センター	3年間
6	スポーツ・レクリエーション系施設	不知火温泉ふるさと交流センター	5年間
7	スポーツ・レクリエーション系施設	アグリパーク豊野	5年間
8	スポーツ・レクリエーション系施設	三角港築港記念館	5年間
9	スポーツ・レクリエーション系施設	物産館	5年間
10	スポーツ・レクリエーション系施設	三角駅前フィッシャーマンズワフ	5年間
11	スポーツ・レクリエーション系施設	不知火体育館	3年間
12	スポーツ・レクリエーション系施設	松合体育館	3年間
13	スポーツ・レクリエーション系施設	不知火温水プール	3年間
14	スポーツ・レクリエーション系施設	武道館	3年間
15	スポーツ・レクリエーション系施設	不知火グラウンド	3年間
16	スポーツ・レクリエーション系施設	農林水産物直売交流施設	5年間
17	スポーツ・レクリエーション系施設	ふれあいイベント広場	5年間
18	スポーツ・レクリエーション系施設・市民文化系施設	松橋総合体育文化センター	5年間
19	市民文化系施設	小川総合文化センター文化ホール	5年間
20	社会教育系施設	法の館	5年間
21	社会教育系施設	伝統工芸館	5年間
22	社会教育系施設	龍驤館	5年間
23	産業系施設	戸馳花の学校	5年間
24	産業系施設	農産物処理加工センター	5年間

（２）建築系施設の利用状況

建築系施設の利用状況について、ここでは、年齢を問わず一般的に使用されている主な施設（保健・福祉系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、市民文化系施設、社会教育系施設）を対象に、近年の利用者数の状況について下表のとおりまとめました。

利用者数については、一部の施設を除き、全体的に減少傾向にあることが分かります。
（平成 28 年度は、震災やその復旧工事により施設を一時閉館したため、記載していません。）

建築系公共施設の利用状況

保健・福祉系施設（福祉施設）

（単位：人）

施設名	H25年度	H26年度	H27年度	備考
元気老人交流施設「高齢者センター」	4,831	5,116	6,867	
不知火公民館 不知火老人福祉センター	12,750	13,262	13,511	入浴利用者及び利用者計
松橋老人福祉センター	8,244	7,714	7,757	入浴利用者及び利用者計
三角老人福祉センター	7,105	6,055	2,543	平成27年度は利用者のみ
小川老人福祉センター	3,839	3,618	4,266	入浴利用者及び利用者計
ふれあいの館	1,370	1,490	1,350	
計	38,139	37,255	36,294	

※利用者数については、全体の合計では年々減少傾向にあるが、施設毎に見ると増加している施設もある。

（三角老人福祉センターの平成27年度は入浴利用者なしのため大幅減）

スポーツ・レクリエーション系施設（スポーツ施設）

（単位：人）

施設名	H25年度	H26年度	H27年度	備考
松橋勤労身体障害者教養文化体育施設	28,591	29,085	26,450	
不知火温水プール	56,440	57,050	57,516	
不知火体育館	23,668	24,209	25,146	
武道館	21,376	18,130	18,204	
農業者トレーニングセンター	10,490	9,289	11,543	
大岳地区生涯学習センター体育館	440	560	941	
郡浦地区生涯学習センター体育館	3,885	4,746	4,345	
戸馳地区生涯学習センター体育館	2,641	2,934	2,449	
三角B＆G海洋センター体育館	28,016	28,243	27,246	
三角東地区生涯学習センター体育館	2,949	3,101	1,325	
三角北地区生涯学習センター体育館	1,830	2,182	1,939	
松橋総合体育館	106,629	97,454	89,937	
計	286,955	276,983	267,041	

※利用者数については、全体の合計では年々減少傾向にあるが、施設毎に見ると増加している施設もある。

市民文化系施設（集会施設・文化施設）

（単位：人）

施設名	H25年度	H26年度	H27年度	備考
海東地区農村コミュニティ施設	4,582	6,161	5,211	
インダストリアル研修館	8,087	7,751	8,603	
小川地区コミュニティーセンター	927	732	516	
小川公民館	42,317	31,604	29,298	
河江地区コミュニティーセンター	10,090	10,191	9,586	
中央公民館	23,521	31,417	27,329	
豊野公民館	16,392	19,754	11,475	
松橋公民館	22,922	22,010	16,417	
働く女性の家	11,044	11,012	10,506	
農村環境改善センター	6,150	6,829	6,319	
大岳地区市民館	2,974	2,868	2,850	
郡浦地区市民館	5,498	4,797	3,380	
豊野町コミュニティーセンター	5,129	5,021	4,864	
小川文化ホール	27,382	25,518	24,910	
松橋文化ホール	102,830	118,035	108,444	
三角センター	19,835	21,143	20,169	
計	309,680	324,843	289,877	

※利用者数については、全体の合計では年々減少傾向にあるが、施設毎に見ると増加している施設もある。

社会教育系施設（図書館・博物館等）

（単位：人）

施設名	H25年度	H26年度	H27年度	備考
小川図書館	18,177	16,932	18,492	
中央図書館	29,880	27,265	28,853	
三角図書館	10,507	10,585	10,106	
豊野図書館	4,600	4,311	3,150	
小川郷土資料館	1,438	1,170	364	
豊野郷土資料館	484	522	192	
松合郷土資料館	1,067	1,357	959	
不知火美術館	19,241	17,749	16,846	
松合ビジターセンター	1,059	1,821	787	
計	86,453	81,712	79,749	

※利用者数については、年々減少傾向にある施設が多い。

（３）課題整理

建築系公共施設については、本市が所有する施設の総延床面積は、平成28年度末現在において276,403㎡、人口59,928人に対する市民1人当たりの延床面積は4.61㎡となり、全国平均3.22㎡との比較で1.43倍になります。現状規模のまま大規模改修や更新を行うと仮定した場合、今後40年間で1,165億円、年平均29億円必要になる試算となります。

一方で、歳入における交付税が減額される中、宇城市人口ビジョンを基に独自集計した将来推計人口によると、平成27年の59,756人から平成67年には35,796人まで減少すると推計されており、人口規模に見合った施設量の適正化、維持管理の効率化などにより安全かつ安定的な維持管理を行っていく必要があります。

また、公共施設のうち新耐震基準以前に建築された建物は、延床面積で117,796㎡もあり、全体の42.6%を占めています。

このほか総延床面積に算入していない供用廃止となった建物も多く存在し、倒壊等の恐れもあり、解体等の対策が必要となっています。

土木系公共施設についても、本市が保有する施設をこのまま維持し、更新を行うと仮定した場合、今後40年間で1,335億円、年平均33.4億円必要になる試算となります。

一方で、直近5カ年の投資的経費の年平均額と比べると、毎年8.2億円、40年間で328億円が多く必要になり、また、本市においては道路・橋りょうの新設改良や下水道施設などが今後も継続的に整備される予定です。

今後、ますます厳しくなる市の財政状況を見据える中では、既存の全ての施設を保有し続けることは困難と考えられるため、残すべき施設を選択し、施設の廃止、統合、移譲等を進めることが大きな課題となっています。このため、一定の見直し方針の下、既存施設の現状を把握し、見直しに向けた取組みを実施していく必要があります。

2 管理運営の基本方針

(1) 基本方針

これまで記載してきた現状及び課題を踏まえ、「公共施設の見直し方針」に基づき、本市が財政の持続可能性を維持しながら、公共施設等を安全かつ適切に維持していくためには、老朽化への対策を講じつつ、人口減少社会にも対応した資産管理を行う必要があります。

そこで、本計画の基本方針として3つの柱【質】【量】【コスト】を基軸とし、課題解決へ向けた長期的な将来構想を掲げながら公共施設のマネジメントを進めます。

(2) 基本方針の考え方と取り組み

1) 機能向上と安心安全な公共施設等の提供【質】

<建築系公共施設>

- ① 将来目指すまちづくりを見据え、地域や施設の特性を考慮しながらマネジメントを推進します。
- ② 市民ニーズの多様化などにも柔軟に対応するため、民間活力（PPP/PFIなど）の導入や施設の複合化をはじめとする多機能化などによって利用しやすい公共建築物を目指します。
- ③ 防災機能強化やユニバーサルデザインの考え方の導入、バリアフリー化の推進、環境に配慮した取組など時代のニーズに対応し、市民の利便性や都市活力の向上を考慮した施設機能を目指します。
- ④ 施設の老朽化などによって利用者の安全性や利便性等に支障を来さないよう、耐震性の確保や計画的な保全により機能性の向上を図ります。

<土木系公共施設>

- ① 市民ニーズを反映させた施設運営を実現するため、道路や公園など市民に身近な施設については地域による維持管理や運営に係る企画・提案など市民参加を推進し、市民との協働による施設のあり方を検討します。
- ② 地区拠点及び拠点間のネットワークを構築し、まちづくりと連動した効率的・効果的なインフラの整備、改修等を進めます。

2) 公共施設等の合理的な保有量と最適配置【量】

＜建築系公共施設＞

- ① 長期的な視点で財政状況を見据え、適正な施設保有量を把握し、具体的な数値目標を設定して適量化を図ります。
- ② 同じ用途の施設が重複している場合や利用率の低い施設などは、地域のニーズや利用状況等を考慮し、集約化や複合化、再配置など最適化を検討します。なお、施設の廃止等によって生じた跡地については、売却を含め有効活用を検討します。
- ③ 「施設重視」の発想から、施設の多機能化や集約化を検討する「機能重視」の発想へと転換し、施設保有量の最適化を図ります。

＜土木系公共施設＞

- ① 本市の人口動態や年齢構成の変化を踏まえ、財政状況を考慮する中で施設整備に係る計画についても適宜必要な見直しを検討します。
- ② 高齢者の増加や人口減少等の社会情勢の変化に対応し、まちづくり施策との整合性や財政状況に応じて適切な規模の投資額による新規整備や施設更新をバランスよく実施します。

3) 運営及び維持の効率化による財政負担の軽減と平準化【コスト】

＜建築系公共施設＞

- ① 定期的な建物点検の実施と中長期的な視点に立った計画的な保全により、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減と財政負担の平準化を進めます。
- ② 新たな公共サービスの提供に伴い施設が必要となる場合には、既存施設の状況を見直すとともに、民間所有施設や民間提供サービスなどの活用を検討します。
- ③ 公的施設等の最適利用を図るため、国・県・近隣市町と広域的な相互利用等が可能であるかについて検討します。

＜土木系公共施設＞

- ① 道路、上水道、公共下水道など施設ごとの特性を考慮した適切な管理手法の検討・実施と定期的な点検、診断を行うことにより、インフラ資産を安全に長持ちさせます。
- ② 社会情勢の変化に対応し、施設機能を持続可能な水準で維持するため、重要度に応じた維持管理レベルの設定や新技術の効果的な活用等を検討し、施設の安全性の確保やライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化を図ります。

- ③ 厳しい財政状況のもと、次世代へ負担をかけない公共サービスの水準を維持し続けていくため既存インフラの適切な維持管理に重点を置くとともに、新規整備については各種計画や構想に基づき費用対効果や経済効果が見込めるものを精査したうえで実施します。
- ④ 新規整備や更新を行う際は、ライフサイクルコストを考慮し長期にわたり維持管理がしやすい施設となるよう経済性と合理性を追求した仕様を検討します。

（３）全体目標

本市の公共施設等を取り巻く課題として、老朽化した公共施設等の維持管理や更新に今後さらに多くの経費を要することが見込まれていますが、これまでの現状分析により、必要な財源を確保することは非常に困難な状況です。

しかし、単に財政状況だけを捉え公共施設総量の縮減を行った場合、公共サービス水準の低下や市民生活へ与える影響が懸念されます。さらに、今後のまちづくりには、防災対応やバリアフリー化の推進、環境に配慮した取組など新たな市民ニーズへの対応や広域的な連携が重要であるため、それらを踏まえた3つの基本方針を定めました。

基本方針の考えに基づき、長期的な視点で計画的に公共施設等の維持管理や更新を実施していくため、以下のとおり全体目標を設定します。

全体目標に沿った取組を着実に進めることで、公共施設等の維持管理や更新に必要な財源の確保をはじめとする課題の解決を図り、持続可能な公共サービスの提供に努めていきます。

【全体目標】

○ 公共施設等の長寿命化

（これから建築する、もしくは建築後20年未満の建築系公共施設の目標耐用年数を80年とする）

○ 公共施設等の保有量の最適化

（建築系公共施設の総延床面積を平成66年までの40年間で40%縮減する）

○ 公共施設に係る行政コストの縮減

（建築系公共施設の行政コストを平成66年までの40年間で40%縮減する）

１）公共施設等の長寿命化

これから建築する、もしくは建築後20年未満の建築系公共施設については出来るだけ長期に利用するため、これまで40～50年程度で行ってきた建替えを定期的な点検と計画的保全により、80年間継続して利用することを目標に維持管理を行います。なお、建築物の耐用年数は立地条件や利用状況などにより異なるため、長寿命化を図る基本的な考え方として、第四章の「施設保全及び長寿命化の推進」により建築物の劣化状況について調査・診断を行い、費用対効果などを総合的に判断した上で耐用年数を決定します。

また、土木系公共施設についても施設の特長や重要度に応じ、予防保全による維持管理手法を導入し、安全性を確保しながら可能な限り長寿命化を図ります。

2）公共施設等の保有量の最適化

市民に身近な公共建築物は、公共サービスや市民生活に密接な関わりがあります。施設を縮減することは市民生活に大きな影響を与えることにつながるため、安易な判断による縮減は避けなければなりません。

しかし、現在の施設の規模を維持し続けるということは、人口減少が進む将来において、過剰な規模の公共建築物を残すことになり、子どもや孫など次の世代に過大な負担を背負わせることにつながりかねません。

公共サービスの水準を維持するとともに、将来の世代への負担を軽減するため、公共建築物の更新を行う際は、必要な機能の維持を優先しながら、更新対象となる施設全体について総合管理計画の期間（40年間）で総延床面積40%程度の縮減に取り組み、公共施設等の維持・保全にかかる財政負担を軽減します。

なお、公共建築物の更新にあたり、民間活力（PPP/PFI など）の導入など事業手法の創意工夫等により、総延床面積 40%の縮減と同等ないしそれ以上の財政負担軽減が見込める場合は、総延床面積の縮減が 40%に満たない場合でも適切な最適化にあたると思います。

3）公共施設に係る行政コストの縮減

公共施設等に係るコストには、施設の運営に係るコスト（人件費等）、施設の維持・管理に係るコスト（業務委託料等）、施設の更新に係るコスト（改修工事費等）があります。

本計画においては、建築系公共施設の運営及び維持・管理に係るコスト（行政コスト）の縮減を図るため、効果的な手法を積極的に取り入れ、公共サービスの水準を維持しながら契約形態の見直しや経営内容の合理化に取り組みます。

具体的には、光熱水費等の需用費については競争入札による調達や節水節電に取り組み、施設の維持管理に関する各種業務委託料については各種業務の包括的な発注や複数年契約をすすめながら、平成 66 年度までの 40 年間で、建築系公共施設の運営及び維持・管理に係るコストを 40%縮減し、財源の健全化に努めます。

なお、施設の更新費用（改修工事費等）に係るコストについては「長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化及び保全コストの平準化により財政負担の軽減を図ります。

3 分野別の管理運営の方針

(1) 建築系公共施設

1) 行政系施設

【行政系施設：庁舎等】

①施設概要

行政系施設の庁舎等は、本庁、支所4施設、出張所1施設の合計6施設があります。

本庁は、ほぼ中央に位置しており、窓口業務のほかに施策立案や財政及び人事管理など行政事務全般の業務を行っています。また、各支所や出張所においては、主に窓口業務やインフラ施設の整備や管理を行っています。

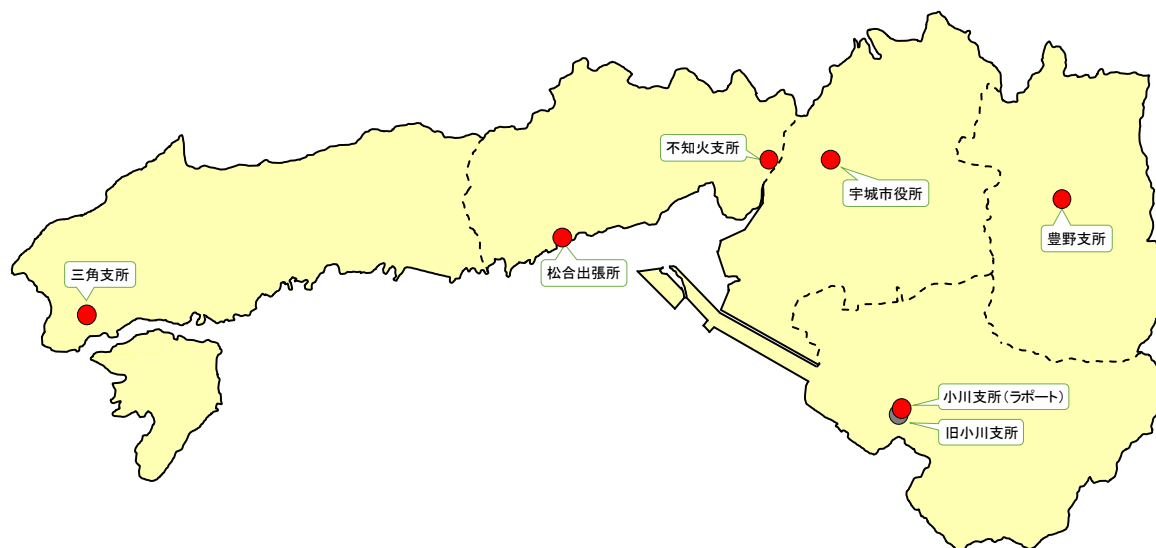
豊野支所については、1つの施設で支所機能以外の施設を集めて管理運営する複合施設で、維持管理経費の合理化を図っています。

また、小川支所も同様に複合施設として、総合文化センター施設内に機能を移転していますが、窓口や事務執務室のスペースにゆとりがないため、対策など検討が必要です。

※P43～P65に記載されている文章の内容はH29年度末現在、施設一覧表の内容はH28年度末現在のデータです。

施設名	所在地	複合施設	棟数	床面積(㎡)	取得年度	経過年数
宇城市役所	松橋町大野85		4	10,223	平成5年度	24
三角支所	三角町波多213-1		2	1,113	平成18年度	11
不知火支所	不知火町高良2273-1		5	3,453	昭和60年度	32
松合出張所	不知火町松合168-1		1	760	昭和51年度	41
小川支所（ラポート）	小川町江頭80	複合	0	253	平成10年度	19
旧小川支所	小川町江頭100		11	3,445	昭和56年度	36
豊野支所	豊野町糸石3516-1	複合	1	1,382	平成18年度	11

②施設の配置状況



③管理運営方針

本庁舎は、災害時に災害対策本部が設置される重要な実施拠点となるため、耐震補強を実施します。また、建築後24年目を迎えるため、施設保全や設備改修等の大規模改修が必要になります。

三角支所や豊野支所は、合併後に建設された施設で、長寿命化対策に向けて定期的な保全改修を実施します。また、その他の施設においても、災害対応等が必要な施設であるため安全性の確保を図るとともに適切な管理と合理的な運営に努めます。

【行政系施設：その他行政系施設】

①施設概要

行政系施設のその他行政系施設は、消防施設 8 施設、水防倉庫 3 施設の合計 11 施設があります。

消防施設は、全て消防積載車の格納庫になります。

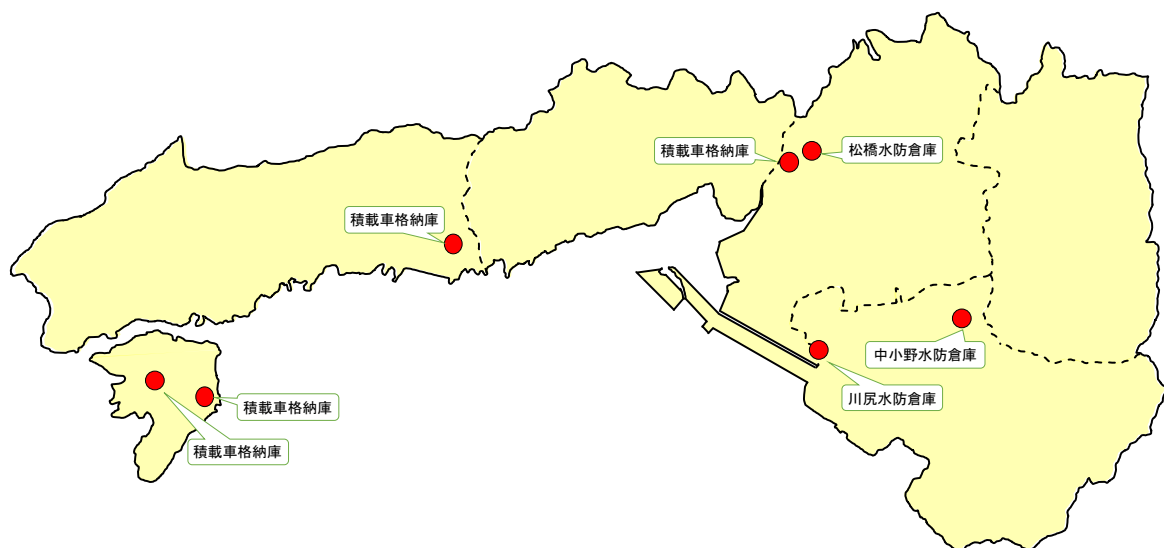
消防積載車格納庫については、市が所有している場合と地元が所有している場合があります。合併前は地元自治会などが建設していましたが、合併後は市が建設し、管理を地元消防団や自治会で行っています。

水防倉庫は、災害発生時に必要な土のう袋やシートなどを備蓄している施設になります。災害時に迅速な対応ができるように日頃から物資の補充や整理を行っています。

今後は、旧町毎に防災拠点施設や防災倉庫を整備し、機能強化を図ります。

施設名	所在地	複合施設	棟数	床面積(㎡)	取得年度	経過年数
積載車格納庫	三角町戸馳5179-1		1	42	平成17年度	12
積載車格納庫	三角町戸馳364-2		1	26	平成18年度	11
積載車格納庫	三角町大口929-3		1	26	平成18年度	11
積載車格納庫	松橋町松橋46-6		1	30	平成28年度	1
積載車格納庫	松橋町松橋111-2		1	26	平成22年度	7
積載車格納庫	松橋町松橋663-12		1	30	平成26年度	3
積載車格納庫	松橋町曲野3185		1	64	平成19年度	10
積載車格納庫	松橋町古保山1338-1		1	26	平成19年度	10
松橋水防倉庫	松橋町松橋402-4		1	146	平成16年度	13
川尻水防倉庫	小川町新田1408-2		1	50	昭和50年度	42
中小野水防倉庫	小川町中小野64		1	50	昭和50年度	42

②施設の配置状況



③管理運営方針

消防施設や水防倉庫は、災害対応の拠点施設となるため、老朽化した施設については、建替え等を検討するとともに防災機能を充実し、万全な体制づくりに努めます。

また、消防積載車格納庫においては、大規模改修等が必要になった場合、市所有の有無にかかわらず市が整備し、消防施設の適切な維持管理に努めます。

2) 子育て支援施設

【子育て支援施設：保育園】

①施設概要

子育て支援施設の保育所（園）は、合併当初は7施設ありましたが、平成28年4月に松橋保育園を民間へ移譲し、6施設を市立認可保育所として運営しています。

このうち、河江保育所も平成29年4月に民間へ移譲しており、今後は、不知火保育園を平成31年4月に民間へ移譲することを予定しています。

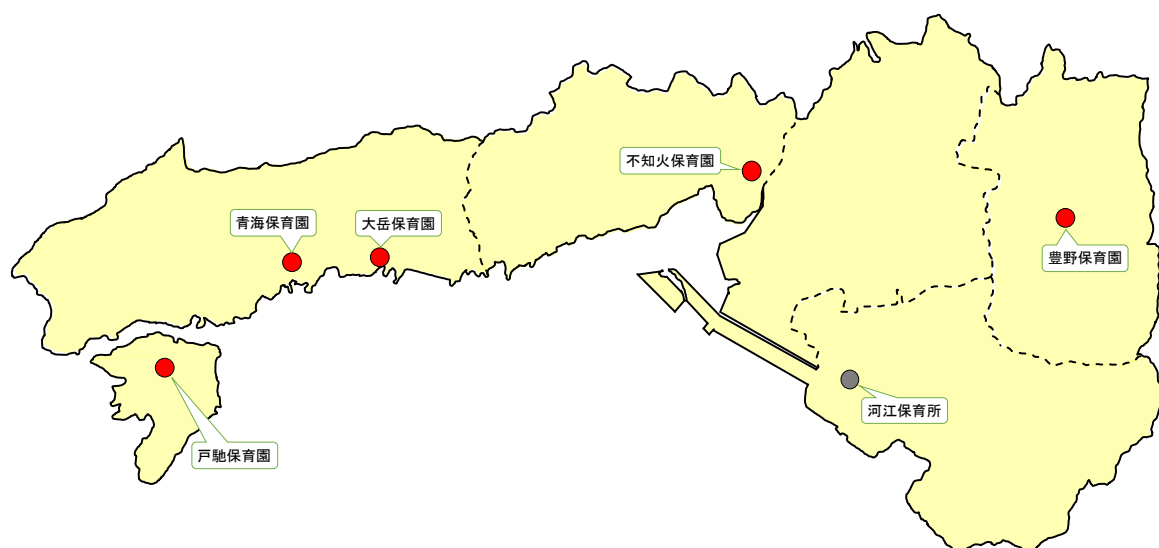
市内には現在、公立認可保育所5施設のほかに私立の認可保育所15施設、認定こども園3施設、地域型保育事業所の家庭的保育室1施設があります。また、そのほかに幼稚園が1施設ありますが、平成30年4月から認定こども園になっています。

今後の見込みとしては、松橋地区に新たな認可保育所が平成32年4月に開設される予定です。

（※下表はH29.3.31現在の施設保有状況のため、河江保育所も記載されています。）

施設名	所在地	複合施設	棟数	床面積(㎡)	取得年度	経過年数
戸馳保育園	三角町戸馳5204		3	480	昭和46年度	46
青海保育園	三角町郡浦81-1		1	481	昭和44年度	48
大岳保育園	三角町手場2014-1		1	330	昭和50年度	42
不知火保育園	不知火町高良1952		2	480	昭和50年度	42
河江保育所	小川町川尻134-1		3	606	昭和55年度	37
豊野保育園	豊野町糸石2997		1	1,273	平成14年度	15

②施設の配置状況



③管理運営方針

市立保育所の施設については、豊野保育園以外は建築後40年以上を経過している建物になり、定期的な点検や保守を実施し安全性の確保を図るとともに、今後の施設運営のあり方をはじめ、大規模改修や建替えなどを視野に入れ、施設整備を検討します。

また、管理運営の方針としては、限られた人材や財源をより効率的・効果的に活用して、多様化する保育ニーズへの対応や待機児童の解消、そして、子育て支援を推進するために公立保育所の民営化を図ります。

【子育て支援施設：児童施設】

①施設概要

子育て支援施設の児童施設は、学童保育所を 15 か所で運営し、そのうち単独施設が 9 施設になり、このほか児童館 3 施設があります。

学童保育所は、小学生を対象に保護者が労働や看護等により昼間家庭にいない状況の就学児童に対し、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活環境を与え、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立など、健全な育成を図る目的で設置されている施設になります。

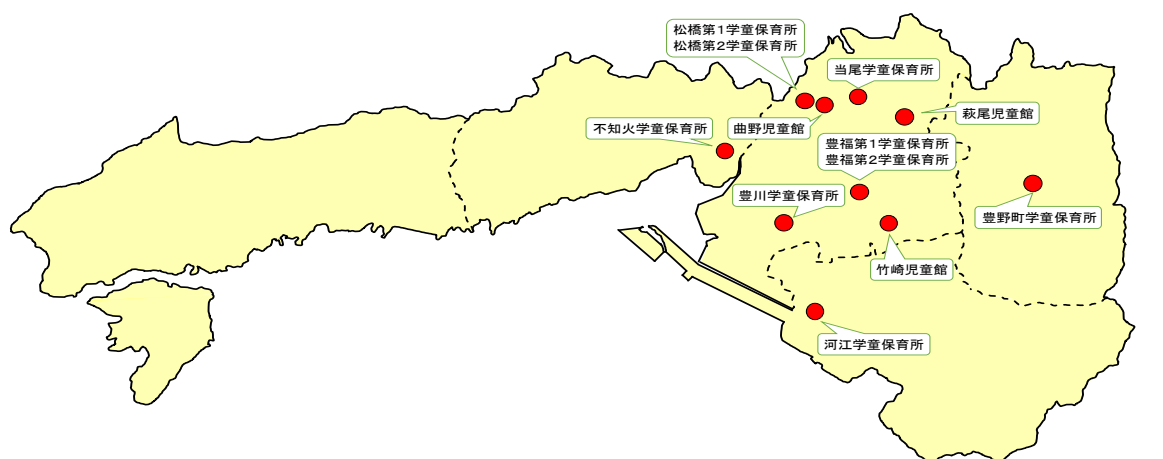
また、その運営については、市の直営が 2 施設、保護者会運営が 9 施設、社会福祉法人運営が 4 施設となっています。

児童館は、児童に健全な遊びの場を提供し児童の健康の増進と情操を豊かにすることを目的として設置されている施設になり、保育型児童館 3 館にて事業を実施しています。

施設名	所在地	複合施設	棟数	床面積(㎡)	取得年度	経過年数
不知火学童保育所	不知火町高良1952		1	162	平成21年度	8
松橋第1学童保育所	松橋町松橋1593-1		1	145	平成9年度	20
松橋第2学童保育所	松橋町松橋1666		1	123	平成21年度	8
当尾学童保育所	松橋町曲野1837-1		1	127	平成12年度	17
豊川学童保育所	松橋町南豊崎596		1	108	平成14年度	15
豊福第1学童保育所	松橋町豊福1634-1		1	139	平成14年度	15
豊福第2学童保育所	松橋町豊福1634-1		1	125	平成21年度	8
河江学童保育所	小川町新田1675		1	106	平成20年度	9
豊野町学童保育所	豊野町糸石3016		1	266	昭和55年度	37
曲野児童館	松橋町曲野3158		1	301	昭和39年度	53
萩尾児童館	松橋町萩尾962		2	208	昭和52年度	40
竹崎児童館	松橋町竹崎1214		3	203	昭和50年度	42

※小学校施設の一部を利用して運営している学童保育所や民間が所有する施設は上記に含まれません。

②施設の配置状況



③管理運営方針

公設民営にて運営している学童保育所 9 施設及び直営の青海学童保育所と豊野学童保育所について、今後も放課後や週末等に児童が安心して生活できる環境を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成のための支援を継続します。

児童館 3 館については、施設の老朽化や認定こども園の開所、児童館利用者の減少など総合的な理由により、平成 32 年 3 月で閉館を予定しています。

3) 保健・福祉系施設

【保健・福祉系施設：福祉施設】

①施設概要

保健・福祉施設の福祉施設は、老人福祉センター3 施設、元気老人交流施設、ふれあいの館、小川総合福祉センターの合計6 施設があります。

老人福祉センター及び元気老人交流施設は、高齢者を対象に健康増進、教養の向上及びレクリエーション事業などを行う施設になり、ふれあいの館は、健康増進、教養の向上を目的に、いきがい活動、世代間交流等に供する施設になります。

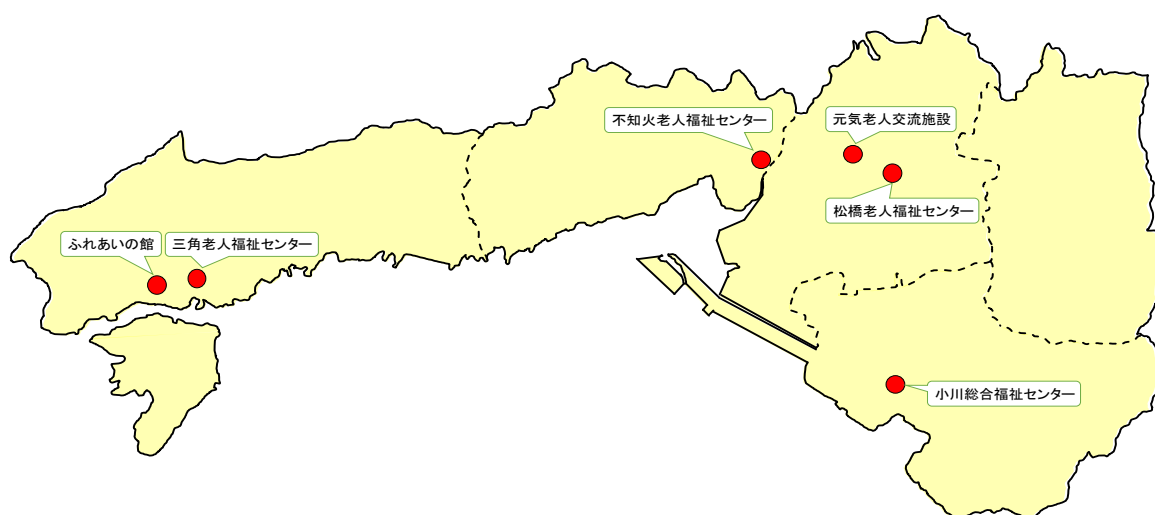
老朽化が進行していた三角老人福祉センターは、平成 29 年度に廃止し、平成 30 年度に解体する予定です。また不知火老人福祉センターは、防災拠点施設整備に伴う施設の統廃合により、平成 30 年度に廃止し、翌年度に解体を予定しています。

松橋老人福祉センターは、平成 30 年度に改修し施設機能の見直しに取り組みます。

小川総合福祉センターは、老人福祉センター及び地域福祉センターを総称した施設になります。平成 28 年 4 月に熊本地震で地域福祉センター施設の危険度が高まり、隣接する旧小川保健センター施設へ地域福祉センター機能を移転し、老朽化した施設の一部を平成 29 月 7 月に解体しています。

施 設 名	所 在 地	複合施設	棟数	床面積(㎡)	取得年度	経過年数
ふれあいの館	三角町波2796-1		1	106	平成11年度	18
三角老人福祉センター	三角町中村381-2		1	508	昭和51年度	41
不知火老人福祉センター	不知火町高良2273-1	複合	0	958	昭和56年度	36
元気老人交流施設	松橋町久具358-4		1	328	平成11年度	18
松橋老人福祉センター	松橋町豊福1786		1	910	昭和63年度	29
小川総合福祉センター	小川町江頭33		1	2,351	平成16年度	13

②施設の配置状況



③管理運営方針

利用者の安心安全を第一に考え、適切な維持管理や運営を行い、高齢者や地域住民が集う拠点施設となるよう施設の有効活用を図ります。

また、法定点検のほか定期点検に努め、施設状況の現状把握を行い、老朽化が著しく、安全性に課題がある施設については、改修、廃止及び解体も含めて検討します。

【保健・福祉施設：保健施設】

①施設概要

保健・福祉施設の保健施設は、保健センター2施設があります。

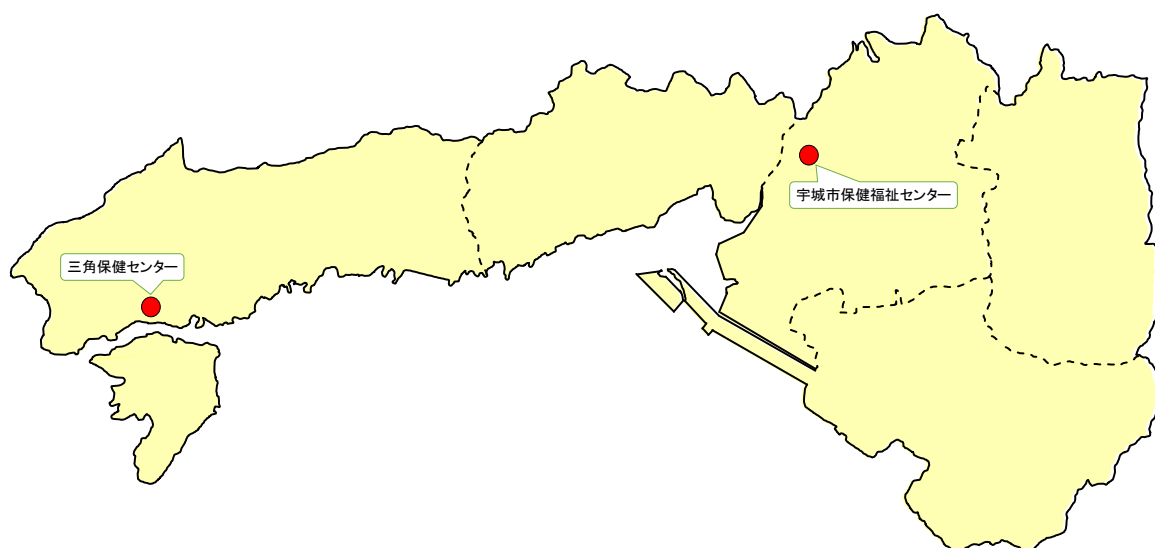
保健センターは、市民の健康増進、疾病予防、保健衛生の向上及び福祉活動を推進するための施設になります。

合併当初は、4施設ありましたが、保健福祉施設の集中化や老朽化した施設の継続利用等を総合的に勘案した結果、保健事業は段階的に宇城市保健福祉センターへ統合しています。

旧保健センター施設は、平成27年9月に豊野保健センターを豊野図書館へ転用し、平成28年には小川保健センターも地域福祉センターへ転用しています。

施設名	所在地	複合施設	棟数	床面積(㎡)	取得年度	経過年数
三角保健センター	三角町波多2798-1		1	1,242	平成10年度	19
宇城市保健福祉センター	松橋町松橋396-1		2	1,655	平成13年度	16

②施設の配置状況



③管理運営方針

平成14年に建築された宇城市保健福祉センターは、本市の保健事業の拠点施設として、今後も長期間利用できるように、大規模改修も視野に入れたうえで、定期的な点検と計画的保全により施設の長寿命化を図ります。併せて、災害時に保健福祉活動の拠点施設としても機能を有するため、耐震性や安全性を十分確保しながら適切な保全管理に努めます。

また、三角保健センターは、平成10年に建築されており、施設の老朽化や地盤沈下が年々進行しているため、大規模改修や地盤沈下の対策などが必要になっています。

今後の管理運営を保健事業の統合などを図るとともに、今後整備される防災拠点施設などの公共施設を有効活用するなど、合理的な事業運営が図れるように取り組むこととします。

4) スポーツ・レクリエーション系施設

【スポーツ・レクリエーション系施設：スポーツ施設】

①施設概要

スポーツ・レクリエーション系施設のスポーツ施設は、グラウンドが 17 施設、グラウンドゴルフ場 2 施設、体育館 9 施設、プール 3 施設、武道館、B & G 海洋センター、ふれあいスポーツセンターなど合計 34 施設があります。

グラウンド施設は、天然芝や人口芝コート、ナイターやスタンド設備など様々なタイプがあり、軟式野球、サッカー、ソフトボール愛好者などを中心に活用されています。

体育館は、社会体育施設として市民の方に広く利用されています。また、小中学校などの学校教育施設の体育館についても一般市民の方の利用が可能になっています。

旧小学校施設を利用した生涯学習センターには体育館、グラウンド施設が存在し、校区毎の体育祭等の行事にも利用されています。しかしながら、体育館においては経年劣化により老朽化が進み、5 施設のうち 3 施設については、地元と協議を行い利用は継続しますが、耐用年数を満了した時点で廃止を予定しています。

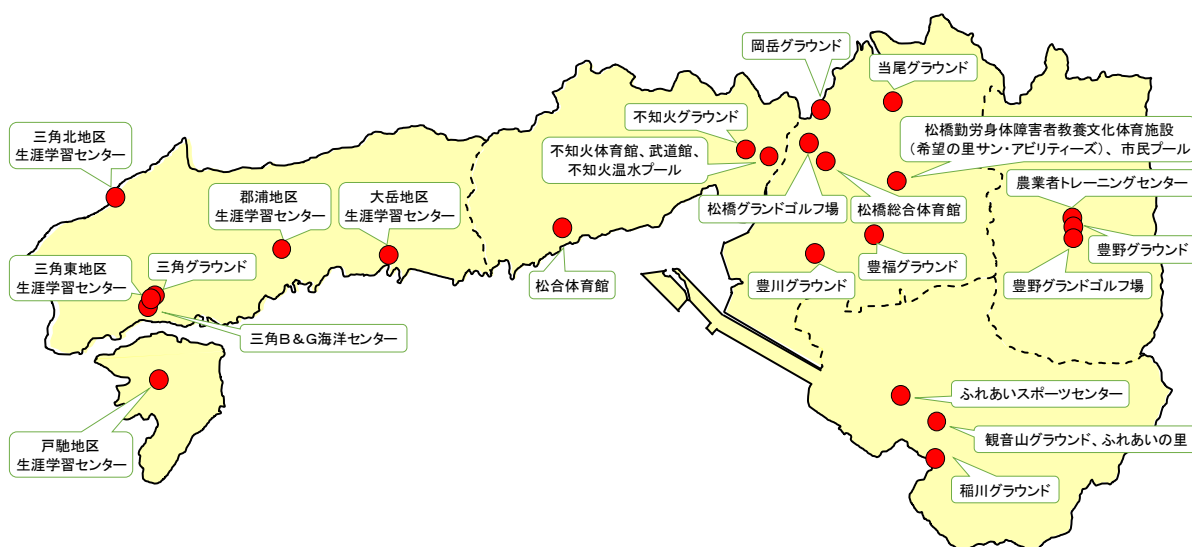
不知火地区の不知火体育館、松合体育館、武道館、不知火温水プール、不知火グラウンドは、平成 29 年度から指定管理者による管理運営を行っており、施設の利用率の向上と生涯スポーツの更なる普及が期待されます。

松橋勤労身体障害者教養文化体育施設は、通称サン・アビリティーズの名称で親しまれ、周辺には市民プールや福祉施設が存在し、障害者がスポーツを気軽に楽しめる施設として認知されています。また、平成 30 年度には大規模改修を計画しています。

このほかに三角 B & G 海洋センター、松橋、豊野地区のグラウンドゴルフ場、小川地区のサッカー競技を主とする施設など、地域の特色に合わせた施設が存在します。

施設名	所在地	複合施設	棟数	床面積(㎡)	取得年度	経過年数
三角北地区生涯学習センター	三角町大田尾985		4	682	昭和56年度	36
三角東地区生涯学習センター	三角町波多1756		5	664	昭和44年度	48
三角グラウンド	三角町波多2791-1		3	137	昭和52年度	40
三角 B & G 海洋センター	三角町波多2864-32		2	2,022	昭和61年度	31
戸馳地区生涯学習センター	三角町戸馳5151		4	650	昭和51年度	41
郡浦地区生涯学習センター	三角町中村1759-1		6	729	昭和53年度	39
大岳地区生涯学習センター	三角町手場1982		3	663	昭和52年度	40
松合体育館	不知火町松合168-1		1	1,309	平成3年度	26
不知火体育館	不知火町高良2273-1		1	1,417	昭和55年度	37
武道館	不知火町高良2273-1		1	1,212	昭和63年度	29
不知火温水プール	不知火町高良2348		1	1,078	平成9年度	20
不知火グラウンド	不知火町高良694		2	58	平成16年度	13
松橋総合体育館	松橋町大野85	複合	0	1,684	平成10年度	19
松橋グラウンドゴルフ場	松橋町松橋395-1		1	42	平成8年度	21
岡岳グラウンド	松橋町松山3725		1	18	昭和54年度	38
当尾グラウンド	松橋町曲野1624-22		2	20	平成16年度	13
松橋勤労身体障害者教養文化体育施設	松橋町豊福1786		1	1,510	昭和63年度	29
市民プール	松橋町豊福1786		1	360	昭和63年度	29
豊福グラウンド	松橋町両仲間1075-1		2	51	平成5年度	24
豊川グラウンド	松橋町南豊崎667-1		1	26	平成6年度	23
ふれあいスポーツセンター	小川町河江52-1		2	857	平成19年度	10
ふれあいの里	小川町西北小川222		1	685	平成5年度	24
観音山グラウンド	小川町西北小川222		4	331	平成5年度	24
稲川グラウンド	小川町東小川14		5	110	昭和50年度	42
豊野グラウンド	豊野町糸石2991		2	44	平成16年度	13
豊野グラウンドゴルフ場	豊野町糸石2614-1		1	18	平成16年度	13
農業者トレーニングセンター	豊野町糸石3029		1	1,867	平成16年度	13

②施設の配置状況



③管理運営方針

体育館施設は、耐用年数、耐震性、稼働率、必要経費などを踏まえ、地域の実情を考慮して、今後、統廃合計画を策定します。

そのような中、三角地区生涯学習センターの体育館は、戸馳、大岳体育館を除く体育館については、耐用年数を経過した時点で廃止することを計画しています。また、廃止までの管理運営については、地域利用者の協力を得ながら運営コストを抑え、運営形態のあり方についても検討します。

地域の社会体育施設の体育館については、不知火地区の不知火、松合の2施設は、指定管理者への管理運営委託を実施し、利用計画の見直しや利用率の向上、経費削減に努めています。また、松橋地区のサン・アビリティーズ、三角B&G海洋センターについては、平成30年度に耐震補強を含めた大規模改修工事を実施し、長寿命化を図ります。

グラウンド施設については、不知火グラウンドを平成29年度から指定管理者へ管理運営を委託しており、その他のグラウンドとグラウンドゴルフ場については、市が直接、運営しています。また、熊本県博物館ネットワークセンター多目的広場については、県から維持管理を委託され、市が管理している施設です。

このような中、三角地区生涯学習センターグラウンドについては、利用者数の低迷などの現状を踏まえ、費用対効果や地域バランスを考慮し、施設の規模縮小や廃止、運営の方法等について検討する必要があります。

また、利用料金は、現在、宇城市民は無料ですが、昨今の運営経費や設備投資額の増加を踏まえて、利用料の受益者負担などを検討する必要があります。

スポーツ施設については、平成32年度から小川地区の1施設を除き、指定管理者への管理運営委託を予定しています。一括的な管理体制の構築により、効率的な利用計画を立て、コスト削減を図ります。

また、市民の方々が利用しやすい施設と生涯スポーツの普及に向けた推進環境を構築します。

【スポーツ・レクリエーション系施設：レクリエーション・観光施設】

①施設概要

スポーツ・レクリエーション系施設のレクリエーション・観光施設は、若宮海水浴場、物産館施設、温泉施設、三角西港観光施設などの合計9施設があります。

物産館は、安全・安心・新鮮な農産物等を提供することで、都市と農村、生産者と消費者の交流を通して、地域の活性化及び経済効果に寄与することを目的としています。

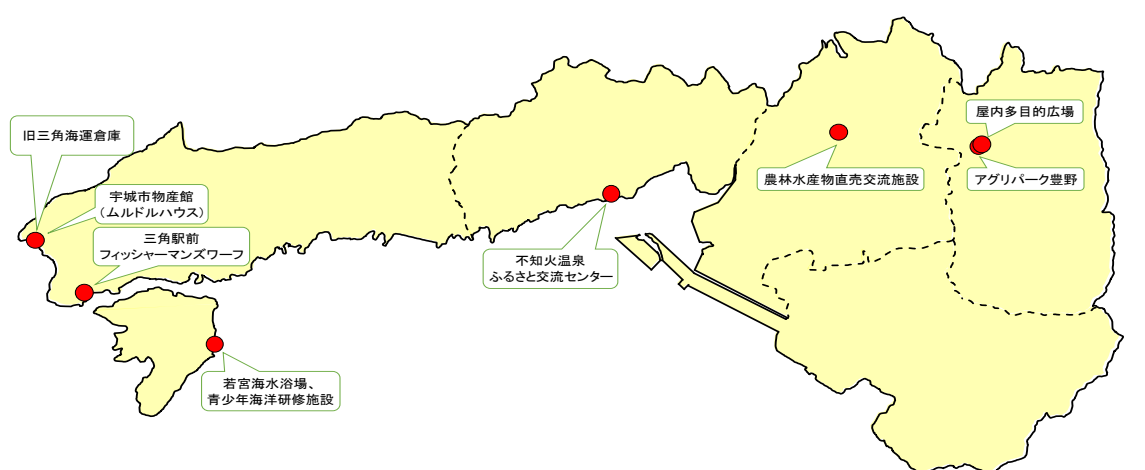
三角西港観光施設は、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」を構成する三角西港の重要な構成要素であり、宇城市の拠点施設です。観光拠点として魅力ある整備・利活用を行い、交流人口を拡大させることで、地域経済の活性化や宇城市の認知度を向上させる役割を持ちます。

三角西港観光施設や物産館は、指定管理者制度を導入し、第3セクター等が管理運営を行っています。

若宮海水浴場や青少年海洋研修施設は、青少年の健全育成、地域振興を目的とした施設で、市が直接運営しています。

施設名	所在地	複合施設	棟数	床面積(㎡)	取得年度	経過年数
旧三角海運倉庫	三角町三角浦1268-1		1	343	昭和62年度	30
宇城市物産館（ムルドルハウス）	三角町三角浦1263-5		3	180	平成2年度	27
三角駅前フィッシャーマンズワーフ	三角町三角浦1160-193		1	1,058	平成10年度	19
若宮海水浴場	三角町戸馳1-1		1	139	平成11年度	18
青少年海洋研修施設	三角町戸馳1-3		4	123	平成8年度	21
不知火温泉ふるさと交流センター	不知火町永尾1910-1		1	2,141	平成7年度	22
農林水産物直売交流施設	松橋町久具757-3		1	962	平成21年度	8
アグリパーク豊野	豊野町山崎599		2	729	平成2年度	27
屋内多目的広場	豊野町山崎1602		3	1,080	平成4年度	25

②施設の配置状況



③管理運営方針

物産館施設は、「観光物産の在り方検討会」において、第3セクターの運営のあり方などを検討しており、その答申に合わせた管理運営を行います。

三角西港観光施設は、その価値を後世に伝え残すため、「世界遺産三角西港修復公開活用計画」に基づき、保全及び運営を行うとともに、市の観光拠点として活用し、交流人口の増加に繋がります。

温泉施設は、築後23年経過し、経年劣化等により各種設備等に不具合が生じており、長寿命化を図るため、現地調査や基本設計業務を計画しています。

5) 産業系施設

【産業系施設：産業系施設】

①施設概要

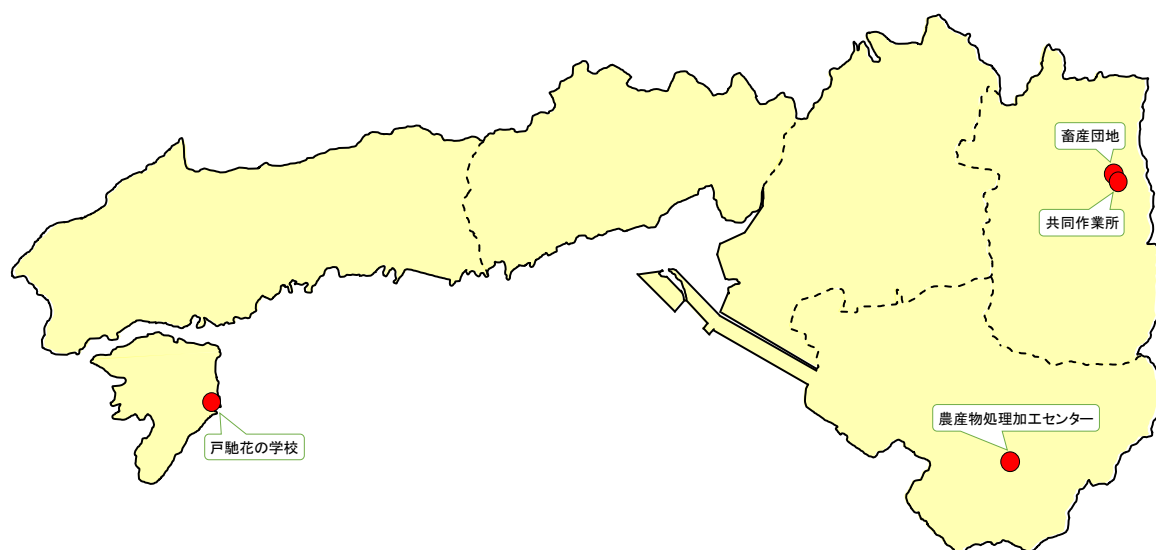
産業系施設の産業系施設は、戸馳花の学校、農産物処理加工センター、畜産団地（畜舎等）及び共同作業所の合計4施設があります。

戸馳花の学校は、平成7年度に開校し、花き産業の観光資源化、振興、需要開拓などを目的とした施設になり、施設の管理運営は、平成27年度から指定管理者制度により民間業者等の外部に委託しています。

農産物処理加工センターは、農林水産物の付加価値の高い加工食品の開発生産を促進し、地域特産物の振興を図るための施設になり、平成22年度から指定管理者制度により地元の農産加工グループに委託しています。

施設名	所在地	複合施設	棟数	床面積(㎡)	取得年度	経過年数
戸馳花の学校	三角町戸馳373-3		10	4,550	平成5年度	24
農産物処理加工センター	小川町南海東918-3		1	140	平成8年度	21
畜産団地 畜舎	豊野町巢林238		6	3,903	昭和55年度	37
共同作業所	豊野町巢林380		1	94	平成12年度	17

②施設の配置状況



③管理運営方針

戸馳花の学校は、今後の指定管理者による経営状況を踏まえ、管理運営方法の見直しや維持管理コストの縮減など、施設のあり方を適宜見直します。また、施設の維持管理については、定期点検の実施や予防保全に努め、計画的な更新、改修を行うことで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

農産物処理加工センターは、地域農産物を利用した加工販売や料理講習等を実施していますが、一般団体による利用が少ない状況です。また、建築後21年目を経過し調理備品等も老朽化し、今後更新の必要もあるため、運営益が見込める体制を検討し、売却も視野に入れた方向で見直します。

畜産団地（畜舎等）及び共同作業所は、経年劣化等による老朽化が見られ、また、耐震不足でもあるため、解体や売却などを視野に検討する必要があります。

【市民文化系施設：集会施設】

①施設概要

市民文化系施設の集会施設は、公民館及び市民館 6 施設、コミュニティー施設 3 施設、教育集会場、インダストリアル研修館、農村環境改善センター、農村コミュニティー施設、小川コスモホールの合計 14 施設があり、このほかに三角公民館が三角センターとの複合施設として存在します。

集会施設は、公民館事業など住民の教養の向上、健康増進、情操の純化を図り、生活・文化の振興、社会福祉の増進などを目的とする施設になります。

インダストリアル研修館は、本市の工業が、市の重要な基幹産業として、活性化の一翼を担っているため、社員の技術研修施設として、又は社員の福利厚生施設として、更には一般住民との交流の促進を図るための施設として存在します。

河江地区コミュニティーセンターは、コミュニティー機能と併せて畳の大広間があり、柔道などの練習なども行われています。

小川地区コミュニティーセンターは、小川郷土資料館との複合施設になりますが、老朽化や耐震不足などにより平成 29 年度末に解体しました。

農村環境改善センターは、農業従事者の親睦、融和と福祉の増進を目的とした施設になり、利用者の約 9 割が地元住民や関係者であり、身近で親しみがある施設として利用されています。また、施設管理は、利用時間が不規則な事もあり、地元在住の方へ委託していますが、災害時には市の指定避難所として利用されます。

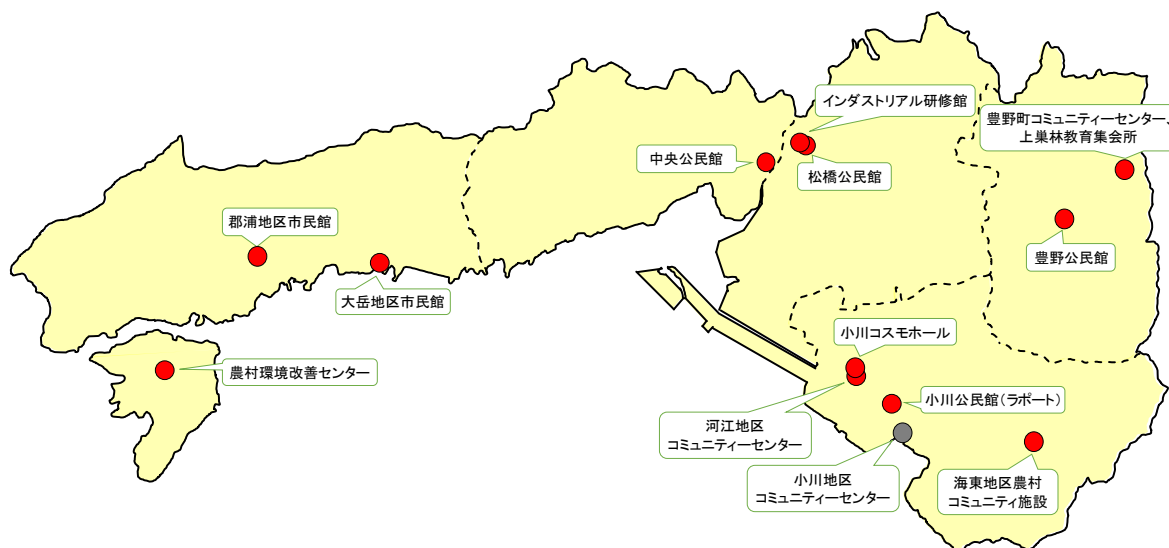
海東地区農村コミュニティー施設は平成 18 年 4 月に開設され、維持管理は地元住民等で組織された施設利用組合に委託しています。また、施設では農業経営や農村生活の改善のほか、地域交流の場として利用され、和室、調理室、大集会室があり、様々な用途に対応できる施設です。

豊野町コミュニティーセンターは地域住民に対して、生活上の各種相談事業、社会教育的事業、啓発事業を行い、同和問題をはじめとするあらゆる差別を解消するための拠点となる施設です。

施設名	所在地	複合施設	棟数	床面積(㎡)	取得年度	経過年数
農村環境改善センター	三角町戸馳2861		1	364	昭和58年度	34
郡浦地区市民館	三角町中村1152		1	434	平成9年度	20
大岳地区市民館	三角町手場2021-7		1	281	平成7年度	22
中央公民館	不知火町高良2273-1	複合	1	1,437	昭和56年度	36
インダストリアル研修館	松橋町松橋564		2	643	平成7年度	22
松橋公民館	松橋町松橋56		1	648	昭和59年度	33
小川コスモホール	小川町川尻332-2		1	129	平成7年度	22
河江地区コミュニティーセンター	小川町南新田476		1	666	平成4年度	25
小川公民館（ラポート）	小川町江頭80	複合	0	1,230	平成10年度	19
小川地区コミュニティーセンター	小川町小川43-2	複合	1	327	平成13年度	16
海東地区農村コミュニティー施設	小川町南海東2047-1		1	292	平成18年度	11
豊野公民館	豊野町糸石2996-1		1	1,623	昭和57年度	35
豊野町コミュニティーセンター	豊野町巢林309-1		1	447	平成16年度	13
上巢林教育集会場	豊野町巢林306-1		1	145	昭和55年度	37

※三角センター施設は、文化施設にて掲載しています。

②施設の配置状況



③管理運営方針

公民館、市民館及びコミュニティ施設については、建築後 20 年から 36 年が経過しているため、老朽化による劣化等の現況把握を行い、全面的な大規模改修などの必要性をそれぞれの施設状況により判断し、維持保全などを図ります。

インダストリアル研修館は、建築後 22 年が経過しているため、施設機能の維持を図る必要があり、劣化状況等を把握し大規模改修などを検討します。

上集林教育集会場は、建築後 37 年が経過しているため、老朽化による経年劣化などの進行が激しく、全面的な改修等を検討する必要があります。

公民館や市民館、インダストリアル研修館などの教育部が所管する施設のあり方などの方針については、「教育施設等あり方検討委員会」において、施設の利用形態や事業など、今後のあり方を検討し適切に推進することとします。

農村環境改善センターは、経年劣化による修繕が年々増加すると思われますが、地域性の上でも、施設を維持管理し、今後も有効活用できる事が望ましいと考えます。

海東地区農村コミュニティ施設は、幅広い世代が利用でき、利便性が高いため、広く市民に周知するなど利用率の向上を図ります。

豊野町コミュニティセンターは、建築後 13 年が経過した施設であり、長期間にわたり安心して安全に使用するために必要な維持保全を実施し、また、長寿命化を視野に入れた適切な時期での長寿命化改修など、中長期整備計画を策定するとともに、適正な維持管理に努めます。

市民の憩いの場や交流施設である小川コスモホールは、ＪＲ小川駅と併設しているため、駅利用者の待合所としての機能も有する施設です。今後の駅周辺の環境に応じて、利用計画や整備改修計画を検討し、効率的かつ効果的な施設運営を図ることとします。

6) 市民文化系施設

【市民文化系施設：文化施設】

①施設概要

市民文化系施設の文化施設は、松橋総合体育文化センター、小川総合文化センター、三角センターの合計3施設があります。

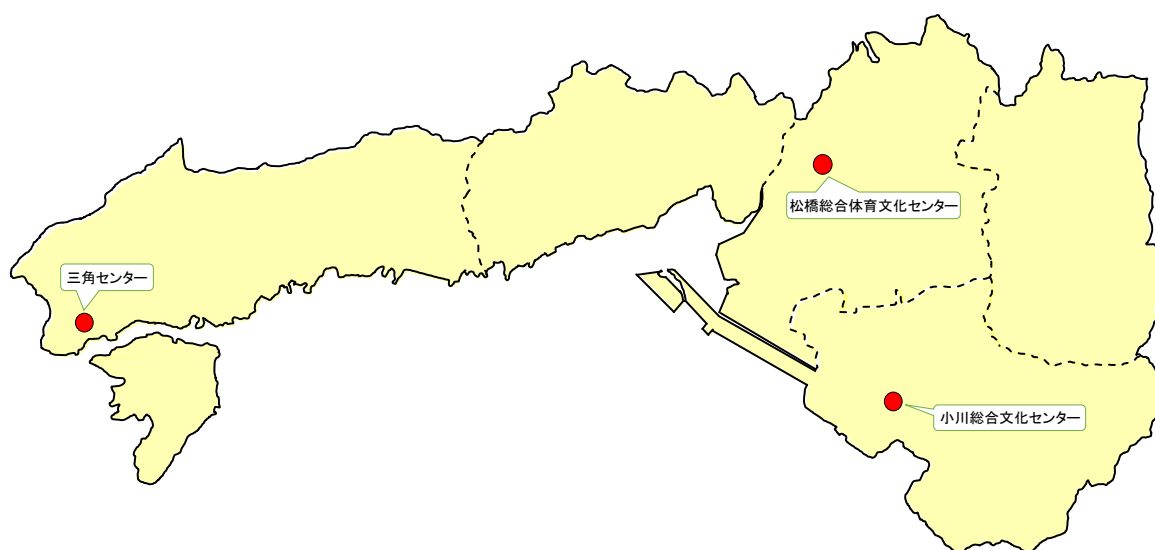
松橋総合体育文化センターは、総合体育館及び文化ホールを総称した複合施設になります。また、小川総合文化センターは、文化ホール、公民館及び図書館を総称した複合施設になり、支所機能も有する施設になります。

それぞれの文化ホールは、平成20年度から指定管理制度により民間事業者へ管理運営を委託しています。平成29年度からは、長期的計画での事業立案を図るため、委託期間を3年から5年に延長しており、民間のノウハウを最大限に活用し、魅力ある企画と効率的な運営により、来場者の増加を図るとともに、サービスの向上に努めます。

三角センターは、ホールや小会議室などがあり、三角公民館としての役割を持つ施設になります。

施設名	所在地	複合施設	棟数	床面積(㎡)	取得年度	経過年数
三角センター	三角町波多245		1	2,982	昭和47年度	45
松橋総合体育文化センター	松橋町大野85	複合	1	7,725	平成10年度	19
小川総合文化センター	小川町江頭80	複合	1	2,777	平成10年度	19

②施設の配置状況



③管理運営方針

松橋総合体育文化センターと小川総合文化センターは、平成10年建設で20年が経過しており、設備機器等については、既に更新期限を経過しています。

松橋総合体育文化センターについては、平成30年度に運営に必要な設備の更新と文化ホールの耐震化改修を実施します。また、計画的な保全や長寿命化改修などを今後、検討します。

小川総合文化センターの文化ホールは、同規模のホールが市内に存在するため、必要性を検討しながら、施設全体の利用率の向上を図ります。

三角センターは、建築後45年が経過しているため、老朽化が激しく全面的な大規模改修または、施設の廃止等を今後、検討する必要があります。

7) 社会教育系施設

【社会教育系施設：図書館】

①施設概要

社会教育系施設の図書館は、合併当初は 5 施設ありましたが、郷土資料館との複合施設であった松橋図書館は、老朽化や耐震不足などにより、平成 27 年 11 月に用途を廃止し、現在は 4 施設になります。

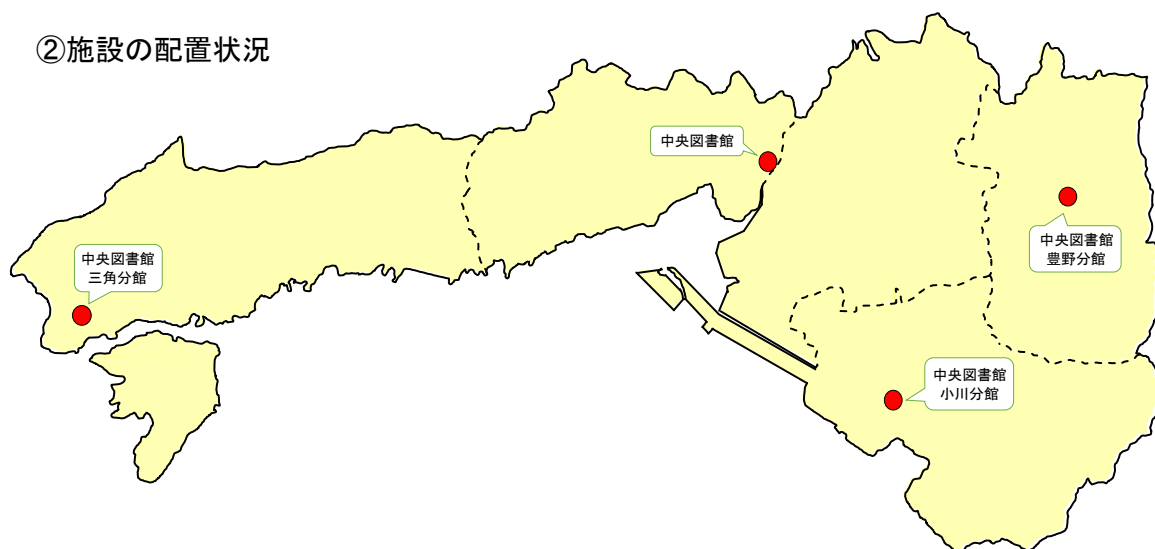
松橋図書館は廃止しましたが、蔵書していた図書は、中央図書館をはじめ各図書館へ移動し、また、隣接する松橋公民館において、図書の貸出予約や返却を可能とする機能を新たに備えて、図書館サービスの充実を図っています。

豊野図書館は、平成 28 年 1 月に豊野支所と併設していた旧豊野保健センターへ移転し、中央図書館豊野分館としています。

また、平成 30 年 4 月には、三角図書館を中央図書館三角分館、小川図書館を中央図書館小川分館として、それぞれの図書館が生まれ変わっています。

施設名	所在地	複合施設	棟数	床面積(㎡)	取得年度	経過年数
三角図書館	三角町波多219-1		2	646	平成20年度	22
中央図書館	不知火町高良2352	複合	1	1,042	平成11年度	19
小川図書館	小川町江頭80	複合	0	603	平成11年度	19
中央図書館豊野分館	豊野町糸石3516-1	複合	0	413	平成27年度	11

②施設の配置状況



③管理運営方針

平成 30 年 4 月からは、中央図書館を中心に 1 館 3 分館体制となり、それぞれの地域の特色を活かした分館が地域館としての役割を担いながら、より充実した図書館サービスの提供を図ります。

また、三角分館は単独での施設で、建築後 22 年を経過しているため、計画的な保全や長寿命化改修などを今後、検討する必要があります。中央図書館やその他の分館は、複合施設になるため、関係する施設と調整しながら、適切な管理に努めることとします。

【社会教育系施設：博物館等】

①施設概要

社会教育系施設の博物館等は、生涯学習センター4 施設、龍驤館や旧三角簡易裁判所である法の館、伝統工芸館、三角検潮所、郷土資料館 3 施設、松合ビジターセンター、不知火美術館の合計 13 施設があります。

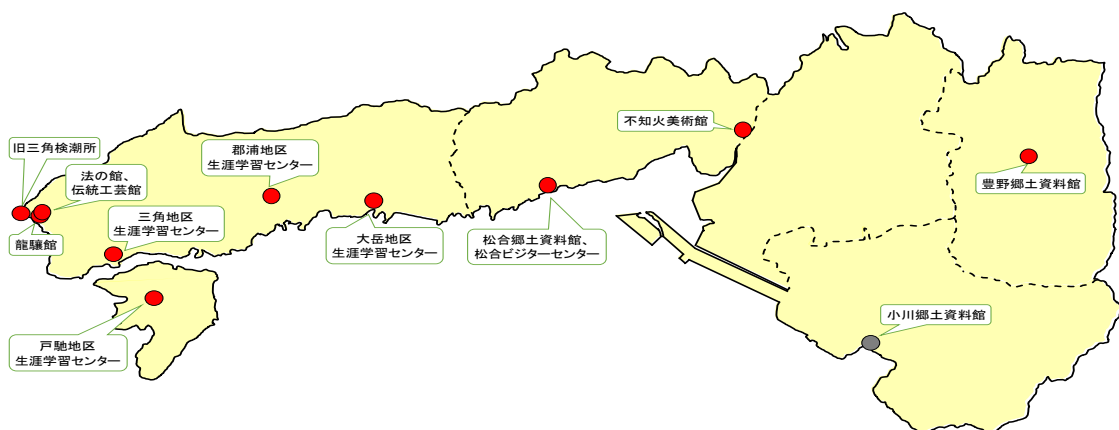
龍驤館や旧三角簡易裁判所である法の館、伝統工芸館は、三角西港の歴史的価値を後世に伝えるガイダンス施設として、第3セクターが管理運営を行っています。

不知火美術館は、芸術文化の発信拠点として、地域に密着し、より多くの人に親んでもらえるような企画運営に取り組んでいます。さらに、貸館利用により地域の方の文化活動を支援しており、市のホームページやSNS等での情報発信にも努めています。

松合郷土資料館は、平成 29 年度から松合ビジターセンターとの共同管理を行い運営の効率化を図り、小川郷土資料館は、老朽化や耐震不足により平成 29 年度末に解体しています。また、豊野郷土資料館は、平成 30 年度に機能集約を図りリニューアルオープンします。

施設名	所在地	複合施設	棟数	床面積(㎡)	取得年度	経過年数
旧三角検潮所	三角町三角浦1344地先		1	6	平成25年度	4
龍驤館	三角町三角浦1320-22		3	302	昭和60年度	32
法の館	三角町三角浦1031		5	522	大正9年度	97
伝統工芸館	三角町三角浦1031		2	166	平成7年度	22
三角地区生涯学習センター	三角町波多626		3	4,442	昭和38年度	54
戸馳地区生涯学習センター	三角町戸馳5151		3	1,918	昭和56年度	36
郡浦地区生涯学習センター	三角町中村1759-1		5	1,971	昭和53年度	39
大岳地区生涯学習センター	三角町手場1982		5	1,536	昭和50年度	42
松合郷土資料館	不知火町松合136-1		1	220	明治36年度	114
松合ビジターセンター	不知火町松合141		1	115	平成7年度	22
不知火美術館	不知火町高良2352	複合	0	751	平成10年度	19
小川郷土資料館	小川町小川43-2	複合	0	192	平成13年度	16
豊野郷土資料館	豊野町糸石3818		1	600	平成16年度	13

②施設の配置状況



③管理運営方針

平成 11 年に建設された不知火文化プラザは、中央図書館と美術館の複合施設になり、今後、老朽化対策と設備機器等の適切な保全管理を行い、施設の長寿命化を図ります。

松橋町にある熊本県博物館ネットワークセンターには、充実した収蔵物があり、今後は、市の郷土資料館との連携や施設の存在意義、展示方針などの検討を進めます。

生涯学習センター4 施設のうち、戸馳地区生涯学習センターは、そのほかの施設活用計画等と調整し、今後の活用を検討します。また、ほかの 3 施設については、老朽化による劣化等が顕著であるため、解体を予定しています。

8) 学校教育系施設

【学校教育系施設：学校】

①施設概要

学校教育系施設の学校は、小学校 13 校、中学校 5 校の合計 18 校があります。

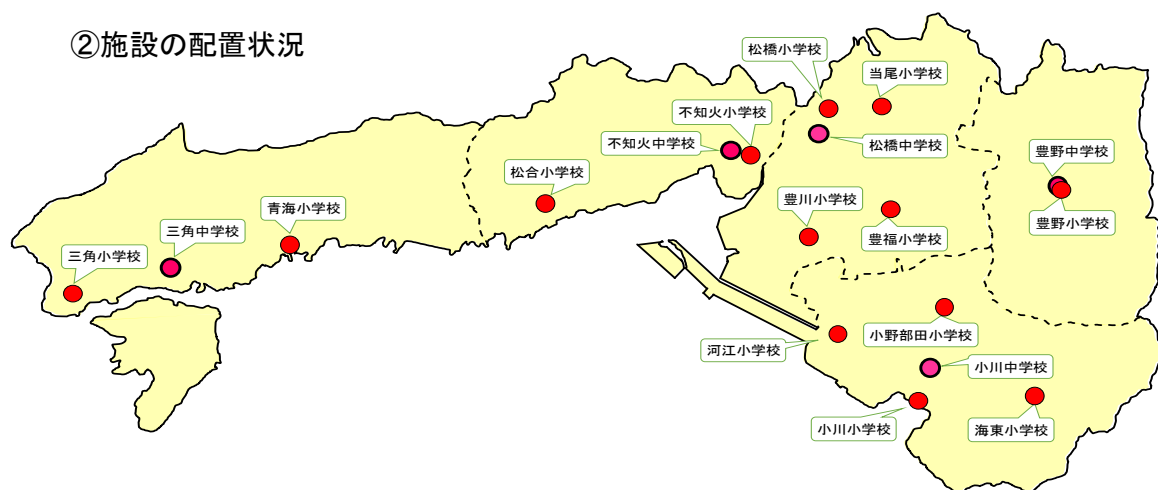
三角小学校は、合併前に複数の小学校が統合されています。また、豊野小学校は、平成 24 年度に豊野中学校敷地内に校舎を新築し、平成 25 年 4 月から施設一体型小中一貫校としてスタートしています。

学校施設は、平成 28 年熊本地震により、不知火小学校校舎をはじめ 16 校において、校舎や体育館が被災しましたが、そのほとんどが平成 29 年度に復旧工事を終えています。

特に被害が大きかった不知火小学校校舎と松橋中学校体育館については、再建を目指しています。

施設名	所在地	棟数	床面積 (㎡)	取得 年度	経過 年数	施設名	所在地	棟数	床面積 (㎡)	取得 年度	経過 年数
三角中学校	三角町波多2946	9	7,594	平成14年度	15	松橋小学校	松橋町松橋1666	14	6,448	昭和56年度	36
不知火中学校	不知火町長崎45	3	6,681	平成19年度	10	当尾小学校	松橋町曲野1856	12	5,405	昭和40年度	52
松橋中学校	松橋町松橋522-1	21	11,480	昭和43年度	49	豊福小学校	松橋町豊福1604	16	4,773	昭和44年度	48
小川中学校	小川町南部田287-2	13	8,803	昭和45年度	47	豊川小学校	松橋町南豊崎582	8	3,983	昭和42年度	50
豊野中学校	豊野町糸石3536	9	4,681	昭和52年度	40	河江小学校	小川町新田1675-1	11	7,201	平成2年度	27
三角小学校	三角町三角浦574-1	4	6,056	平成19年度	10	小野部田小学校	小川町南小野1402	7	3,204	平成23年度	6
青海小学校	三角町郡浦88	9	3,474	昭和39年度	53	小川小学校	小川町西北小川1	13	3,988	昭和38年度	54
松合小学校	不知火町松合1578	11	3,552	昭和47年度	45	海東小学校	小川町南海東2050	11	3,270	平成23年度	6
不知火小学校	不知火町高良1952	12	4,784	昭和46年度	46	豊野小学校	豊野町糸石3536	12	3,762	平成24年度	5

②施設の配置状況



③管理運営方針

学校施設は、建築後 50 年を目途に建替え、中間に当たる 25 年目で大規模改修を基本的な整備計画としているところですが、小学校で 6 校（松合小・不知火小・松橋小・当尾小・豊川小・豊福小）、中学校で 3 校（松橋中・小川中・豊野中）の建替えや大規模改修が施されていない状況です。

安心で安全な教育施設の整備については、「老朽化を抑える適切な保全改修」及び「適切な時期での建替」が不可欠であり、文部科学省の通達による個別施設毎の長寿命化計画を今後、策定し、適切な管理と計画的な整備に努めます。

【学校教育系施設：その他教育施設】

①施設概要

学校教育系施設のその他教育施設は、センター式調理場が、不知火、松橋、豊野学校給食センターの合計3施設あります。

また、このほかに学校給食の調理室は、自校式調理場が三角地区、小川地区に8施設ありますが、建物としては校舎などと一体になるため学校施設に含まれています。

不知火学校給食センターは、松合小学校、不知火小学校、不知火中学校の給食を調理しており、施設は不知火小学校敷地内に併設されています。

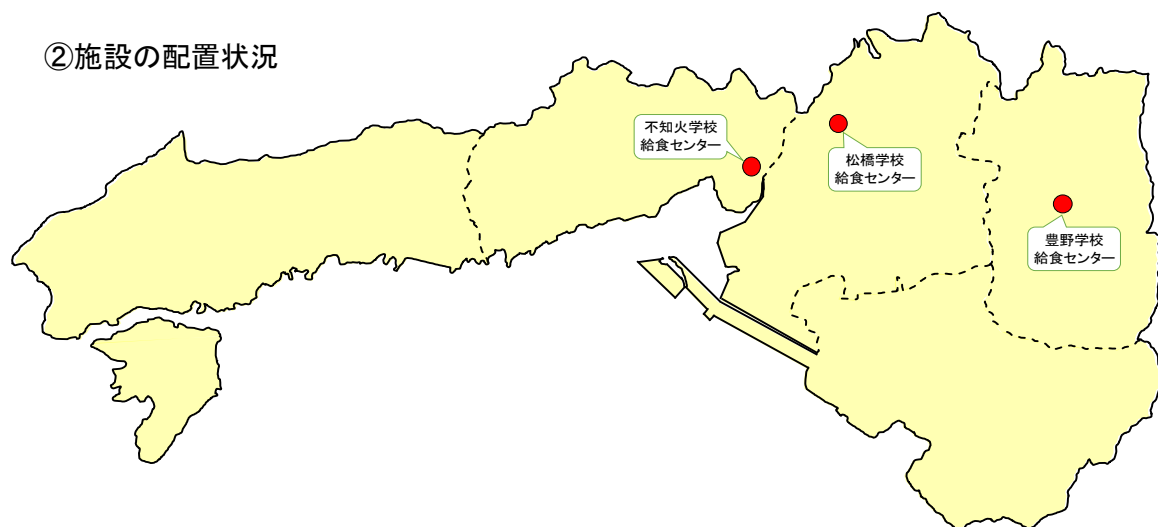
松橋学校給食センターは、学校敷地外に存在し、松橋地区の小・中学校5校と、受託している松橋西支援学校分を調理しており、平成28年度から調理・配送業務を民間業者に委託しています。

豊野給食センターは、旧豊野小学校にありましたが、豊野小・中一貫校が新しく建設されたため、調理場だけがそのまま旧小学校にあります。

すべての調理場において、主食、おかず、牛乳の「完全給食」を実施しています。

施設名	所在地	複合施設	棟数	床面積(㎡)	取得年度	経過年数
不知火学校給食センター	不知火町高良1952		1	595	平成4年度	25
松橋学校給食センター	松橋町曲野107-1		1	1,136	昭和58年度	34
豊野学校給食センター	豊野町糸石2998		1	457	平成5年度	24

②施設の配置状況



③管理運営方針

現在の学校給食センターは、建築当時の基準で整備されており、現在の学校給食衛生管理基準に不適合な状態です。また、施設や設備の老朽化が進行し、今後のライフサイクルコストの増大が懸念されます。

そのため、平成28年度に策定した宇城市学校給食センター基本構想に基づき、将来にわたって安全で安心な給食の安定的かつ継続的な提供を目的に、松橋・不知火・豊野の給食センターを統合し、基準に適合する新しい学校給食センターの整備を行います。

また、小川校区、三角校区についても施設や設備の老朽化が懸念されるため、給食センターの統合後に検討することとします。

新しい施設は、衛生管理に優れているだけでなく、作業効率の良い快適な作業環境の実現や食育推進機能、防災機能、環境負荷低減などの新たな機能を有する整備計画としています。

9) 公営住宅

【公営住宅：市営住宅】

①施設概要

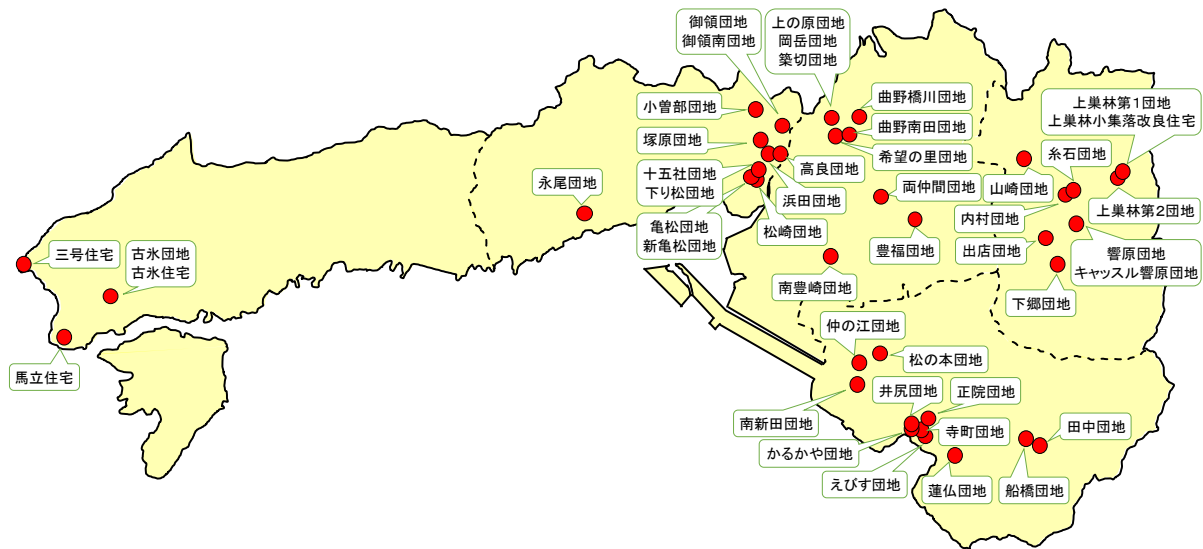
市営住宅は、46 団地、1,187 戸があります。旧町別には、三角町 77 戸、不知火町 240 戸、松橋町 513 戸、小川町 239 戸、豊野町 118 戸となっています。

住宅施設は、1960 年代後半から建設されており、古い施設が多くなっています。

最も古い施設は築 54 年を経過するなど、経過年数に応じ老朽化が進行し、多くの施設が更新時期を迎えています。

施 設 名	所 在 地	複合施設	棟数	床面積 (㎡)	取得年度	経過年数
三号住宅	三角町三角浦1387-9外		2	88	昭和40年度	52
馬立住宅	三角町三角浦155		3	169	昭和40年度	52
古氷住宅	三角町波多866		1	42	昭和40年度	52
古氷団地	三角町波多866外		21	2,703	昭和41年度	51
永尾団地	不知火町永尾760		2	137	昭和41年度	51
小曾部団地	不知火町小曾部1400		2	189	昭和44年度	48
塚原団地	不知火町高良1380		5	651	昭和41年度	51
十五社団地	不知火町高良1990		4	549	昭和41年度	51
下り松団地	不知火町高良2062		3	431	昭和44年度	48
亀松団地	不知火町亀松520		16	2,761	昭和48年度	44
新亀松団地	不知火町亀松507		4	806	平成13年度	16
松崎団地	不知火町亀松32		9	3,400	昭和61年度	31
浜田団地	不知火町高良352		4	557	昭和43年度	49
高良団地	不知火町高良2416-2		9	1,001	昭和45年度	47
御領団地	不知火町御領577		8	1,109	平成3年度	26
御領南団地	不知火町御領583		5	651	昭和44年度	48
上の原団地	松橋町松橋1570-1		13	4,638	平成10年度	20
岡岳団地	松橋町松橋1481		14	1,898	昭和39年度	53
築切団地	松橋町松橋1520-1		4	4,795	昭和63年度	29
曲野橋川団地	松橋町曲野3302外		22	2,222	昭和41年度	51
曲野南田団地	松橋町曲野2433		7	314	昭和38年度	54
希望の里団地	松橋町豊福1786		2	929	平成元年度	28
両仲間団地	松橋町両仲間116-1		28	4,442	昭和46年度	46
豊福団地	松橋町豊福1018		24	5,115	昭和55年度	37
南豊崎団地	松橋町南豊崎207-1		18	3,542	昭和51年度	41
仲の江団地	小川町川尻260		14	1,704	昭和39年度	53
南新田団地	小川町南新田385		11	1,966	昭和47年度	45
かるかや団地	小川町小川22外		4	764	昭和40年度	52
えびす団地	小川町西北小川122-4		3	586	昭和62年度	30
松の本団地	小川町北新田680		16	2,077	昭和46年度	46
井尻団地	小川町西北小川409		12	712	昭和38年度	54
正院団地	小川町南部田247		4	462	昭和43年度	49
寺町団地	小川町西北小川310		2	252	昭和44年度	48
蓮仏団地	小川町東小川110		4	534	昭和50年度	42
船橋団地	小川町西海東2047-1		3	311	昭和54年度	38
田中団地	小川町南海東2044-1		3	462	昭和7年度	22
山崎団地	豊野町山崎1647		2	425	昭和7年度	22
糸石団地	豊野町糸石3594		5	1,001	昭和46年度	46
上巢林第1団地	豊野町巢林307-1		2	259	昭和57年度	35
上巢林小集落改良住宅	豊野町巢林398-1		5	962	昭和57年度	35
上巢林第2団地	豊野町巢林600		2	454	昭和62年度	30
内村団地	豊野町糸石3820		3	598	昭和50年度	42
響原団地	豊野町糸石2609-1		6	779	平成16年度	13
キャッスル響原団地	豊野町糸石2608-1		3	977	平成19年度	10
出店団地	豊野町下郷2232-1		2	420	平成4年度	25
下郷団地	豊野町下郷2625		2	503	昭和53年度	39

②施設の配置状況



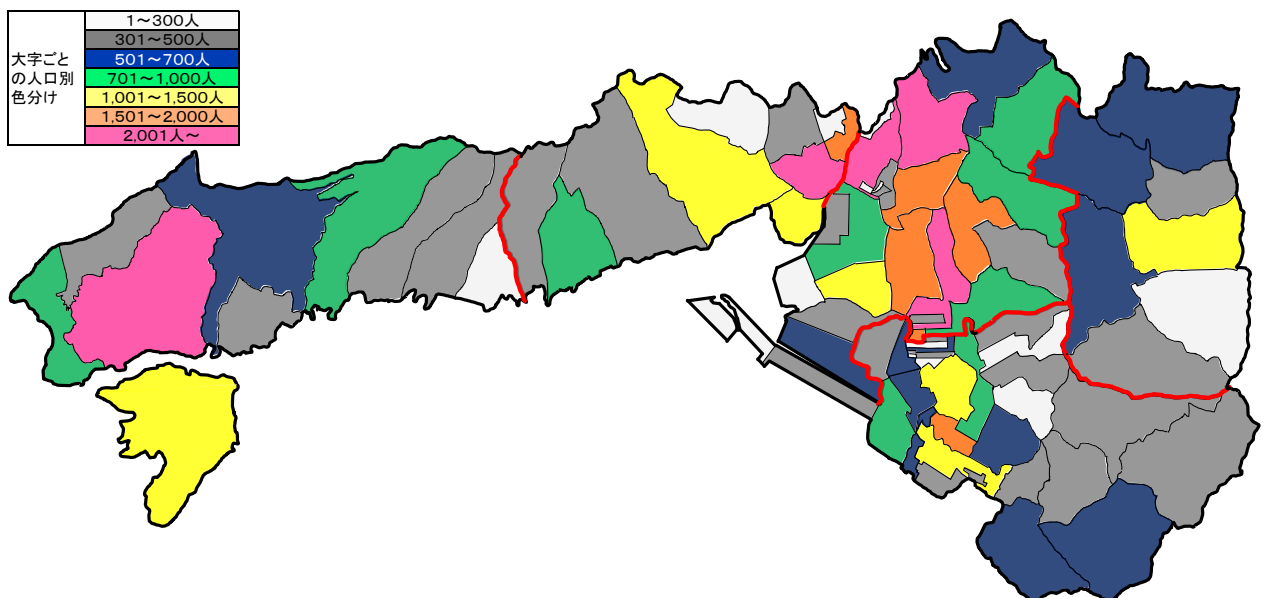
③管理運営方針

市営住宅の管理運営は、基本的に公営住宅法に基づき営まれ、施設整備費や家賃収入に対して国からの補助金が交付されます。

本市における住宅施設の維持管理については、平成24年度に策定した宇城市営住宅長寿命化計画に基づき、耐久性向上の改修や予防保全的な維持管理を実施し、長寿命化を図ります。

また、個別施設計画の策定においては、利用者ニーズや既存施設の耐用年数、収支バランス等を考慮するとともに、今後の平成28年熊本地震による災害公営住宅の整備計画に伴う施設数の増加などを踏まえ、建替えや用途廃止、統廃合など、今後の中長期的なあり方を「宇城市営住宅ストック計画」により検討します。

《参考》 町別大字別に人口を表す分布図



10) 公園

【公園：公園建築物】

①施設概要

公園は、都市計画法に基づく都市公園 9 施設、市条例に基づく一般公園 54 施設の合計 63 施設があります。なお、都市計画区域内に存在する公園は、都市公園すべての 9 施設に対し、一般公園は 54 施設のうち 23 施設になります。

このほかに、住宅地の開発行為に伴う緑地公園なども存在します。

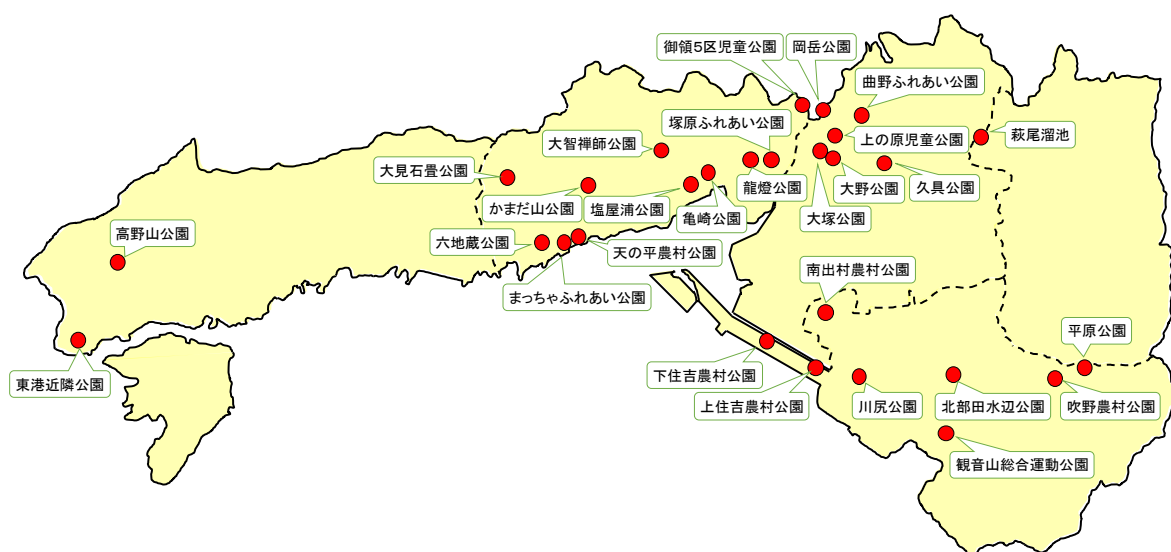
公園の規模や利用形態に合わせ、建築物を設けて利用者に配慮した管理運営を行っています。また、建築物以外にも、遊具や東屋などの施設を設置した公園もあります。

公園建築物の主な施設には、公園管理に必要な管理棟やトイレ施設、倉庫などがあり、これらの建築物のほとんどは、木造やコンクリートブロック造の構造で小規模な建物になります。また、経過年数をみると、20 年以上が経過した建物が多く、今後、維持管理費が増大することが考えられます。

本市の公園の中で、施設の規模が大きく、最も来場者の多い公園は岡岳公園になり、公園内には、ローラースライダーなどの遊具施設が充実し、グラウンドやテニスコートなどのスポーツ施設も併設しています。

施設名	所在地	複合施設	棟数	床面積(㎡)	取得年度	経過年数
東港近隣公園	三角町三角浦		1	27	平成4年度	25
高野山公園	三角町波多		1	9	平成8年度	21
大見石畳公園	不知火町大見		1	15	平成元年	28
六地藏公園	不知火町松合		1	24	昭和62年度	30
まっちゃふれあい公園	不知火町松合		1	81	平成21年度	8
天の平農村公園	不知火町松合		1	12	平成5年度	24
かまだ山公園	不知火町永尾		1	18	平成3年度	26
大智禅師公園	不知火町長崎		1	3	昭和62年度	30
塩屋浦公園	不知火町長崎		2	44	昭和7年度	22
亀崎公園	不知火町長崎		2	37	昭和7年度	22
龍燈公園	不知火町高良		1	18	昭和54年度	38
塚原ふれあい公園	不知火町高良		1	4	平成10年度	20
御領5区児童公園	不知火町御領		1	4	昭和62年度	30
岡岳公園	松橋町松山		3	148	昭和52年度	40
曲野ふれあい公園	松橋町曲野		1	35	平成16年度	13
上の原児童公園	松橋町松橋		1	8	平成17年度	12
大塚公園	松橋町松橋		1	2	昭和52年度	40
大野公園	松橋町大野		1	6	昭和56年度	36
久具公園	松橋町久具		1	8	昭和62年度	30
萩尾溜池	松橋町萩尾		1	16	昭和14年度	78
下住吉農村公園	小川町住吉		1	8	平成10年度	19
上住吉農村公園	小川町住吉		1	8	平成10年度	19
南出村農村公園	小川町新田出		1	5	平成10年度	19
川尻公園	小川町川尻		1	27	平成11年度	18
北部田水辺公園	小川町北部田		1	4	平成10年度	19
観音山総合運動公園	小川町西北小川		4	68	平成5年度	24
吹野農村公園	小川町北海東		1	5	平成10年度	19
平原公園	小川町北海東		1	11	平成11年度	18

②施設の配置状況



③管理運営方針

利用者の利便性及び快適性の向上を図り、安全かつ適正な施設管理運営に努めるため、定期的な施設の点検管理を行うとともに、都市計画法に基づく都市公園については、平成30年度策定予定の長寿命化計画に基づき、公園施設の計画的な改築や更新を実施し、施設の長寿命化を図り、財政負担の軽減及び平準化を図るように努めます。

また、新たな手法による公園管理のあり方について検討を行い、民間活力による維持管理手法の確立の検討を進め、財政負担の軽減に繋がる公園の維持管理に努めます。

1 1）病院施設

【病院施設：市民病院】

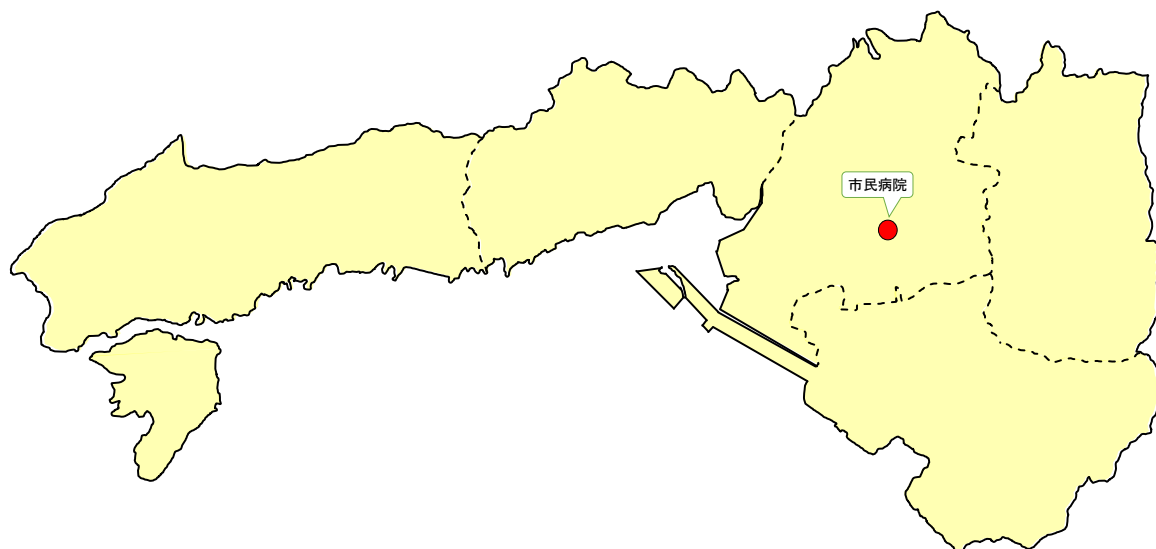
①施設概要

宇城市民病院は、昭和 28 年に地域の保健施設の中核として当時の松橋町が豊福診療所として開設しました。

その後、昭和 30 年には国民健康保険松橋町立病院に変わり、一般病床が 30 床の病院となりました。平成 7 年には救急医療告示病院として認可を受け、更に平成 17 年の町村合併により宇城市が誕生し、名称も現在の国民健康保険宇城市民病院に変更となりました。現在は、一般病床 45 床の県下でも小さな公立病院です。

施設名	所在地	複合施設	棟数	床面積(㎡)	取得年度	経過年数
宇城市民病院	松橋町豊福505		4	2,521	昭和30年度	62

②施設の配置状況



③管理運営方針

当院は、平成 29 年に策定した公立病院新改革プランでも計画しておりますが、地域の「かかりつけ医」として、満足度の高い地域医療の実現を目指しながら市民の健康増進を図るため関係医療機関との連携を推進し、地域に密着した医療機関として、現状の医療体制を維持していくことで地域医療を支え、公衆衛生の向上及び増進に寄与していきます。

診療状況としては、月平均で 800 名程の延べ入院患者と 1,700 名程の外来患者の利用があり、経営収入で不足する経費については、総務省自治財政局長通知に基づく繰出基準及び地方交付税基準財政需要額算入内容を基本に一般会計から繰出しながら健全な運営に努めていきます。

ただ、施設の老朽化もあり、今後の事業規模や事業形態を検討する必要があります。

12) 普通財産

【普通財産：普通財産】

①施設概要

普通財産の建築物は、九州海技学院や松合病院、そのほか行政財産として使用していた財産の用途を廃止したものになります。

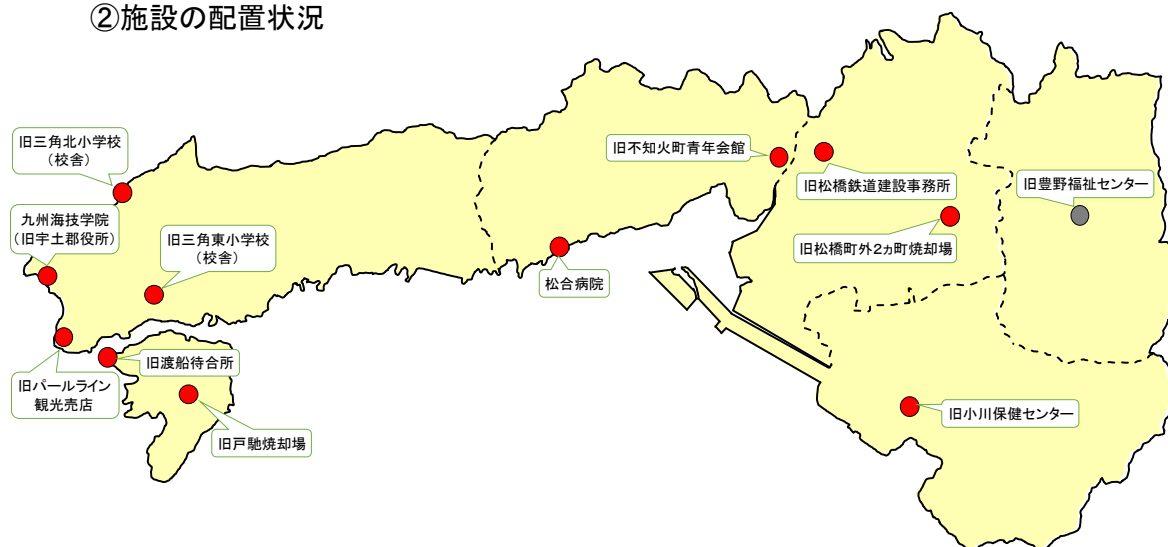
九州海技学院は、地域性を活かした船舶関係の海技士養成や免許講習の事業を実施する施設で、平成25年度までは市が直接運営していましたが、平成26年度からは民間業者に運営を移譲し、土地建物は貸し付けている状況です。

また、旧不知火町青年会館や旧松橋鉄道建設事務所は、未利用施設になるため、民間業者などへ貸し付けています。

旧小川保健センターは、平成29年度から地域福祉センターに用途を変更し、旧豊野福祉センターは、老朽化や耐震不足などにより、平成29年度から解体しています。

施設名	所在地	複合施設	棟数	床面積(㎡)	取得年度	経過年数
九州海技学院（旧宇土郡役所）	三角町三角浦1193-1		5	724	明治35年度	115
旧パールライン観光売店	三角町三角浦87-5		1	96	昭和41年度	51
旧三角北小学校（校舎）	三角町大田尾985-7		3	997	昭和40年度	52
旧三角東小学校（校舎）	三角町波多1756-1		4	1,219	昭和46年度	46
旧渡船待合所	三角町戸馳2550-5		1	30	平成16年度	13
旧戸馳焼却場	三角町戸馳5470-1		2	761	昭和55年度	37
松合病院	不知火町松合2-10		1	215	平成16年度	13
旧不知火町青年会館	不知火町高良316-2		1	63	平成4年度	25
旧松橋鉄道建設事務所	松橋町松橋402-4		2	493	平成16年度	13
旧松橋町外2カ町焼却場	松橋町内田442-3		2	68	昭和50年度	42
旧小川保健センター	小川町江頭33		1	564	昭和54年度	38
旧豊野福祉センター	豊野町糸石2938		1	675	昭和47年度	45
旧南部保育所	豊野町下郷2627-1		1	425	昭和58年度	34

②施設の配置状況



③管理運営方針

普通財産のうち、民営化などに伴い財産を貸付けているものについては、安全性を考慮しながら維持管理費の費用対効果などを検証し、継続貸付けを検討します。

また、貸付などをしていない未利用財産については、解体や売却などを検討し、安全性の保持や歳入財源の確保に努めます。

（２）土木系公共施設

１）都市基盤等

【道路施設】

道路施設としては、市道をはじめ主に農業用で利用する農道、市道に関連する橋りょうやトンネル、道路照明設備や防護柵などの道路付属物、モルタル吹付などの法面工や補強土壁などの土工構造物があります。

（市道・橋りょう・トンネル）

市道は、一級、二級、その他市道に分類され、本市が整備した道路の実延長は 1,005km、道路部の面積は 4.8k m²になります。（※1）

その他に認定外道路の里道や市有の管理道路があります。

また、道路に付帯する橋りょうは、構造や大きさが様々で、耐用年数 60 年を超える施設も存在します。このほかにトンネル施設を 2 箇所所有しており、うち 1 箇所は 100 年を超える施設となります。

管理運営の方針については、日常のパトロールや定期的な調査測定により、常に施設の状況把握に努めながら、個別施設計画（※2）を策定し、「事後保全管理型」から適正な時期に修繕や補修を行う「予防保全型」へ転換を図り、適正な維持管理と費用の縮減を目指します。

※1 実延長や面積の数値は、平成 29 年 4 月 1 日現在になります。

※2 個別施設とは、舗装、橋りょう、大型構造物、トンネル、道路付属物、法面工・土工構造物などの施設になります。

（農道）

農道及び林道は、果樹を中心とした農村地帯にあり、農作物の流通営農を主体とする基幹的農道を整備することにより、走行性や安全性が向上し輸送の円滑化が図られます。

また、走行費用の節減及び農業輸送体系の合理化を促進する農道においては、土地改良法に基づき市が認定している認定農道のほかに、農業用に専ら利用するその他農道があります。現在、郡浦 3 期、不知火中腹 3 期事業を行っているところです。

管理運営の方針については、地元地区との連携を図りながら道路脇の草木の伐採等を行い、維持管理を実施します。また、道路舗装においては、傷んでいる舗装を定期的に調査し、通行に支障をきたさないよう随時、整備します。

県が行う農道整備事業により、農業経営の近代化と農村環境の改善を図ります。

農道を整備することで、走行費用及び維持管理費の節減、さらに農産物輸送の合理化の観点から農業経営の安定化が図られます。

また、集落間を結ぶ生活用道路としての役割も担っています。

【河川施設】

本市を流れる河川には、熊本県が管理を行う 2 級河川と、市が管理する準用河川及び普通河川があり、地表に降った雨が地形に沿って流れ、それが集まり川となります。

山から海に流れ出る間に川は、洪水を防ぐ治水と人間の生活に用いる利水、更には生活に潤いを与え生物を育む環境保全といった役割を果たします。

市が管理する河川の護岸は、天然護岸、土羽護岸、ブロック積、矢板などで整備されており、豪雨による決壊などの洪水被害を防ぐ機能があります。

河川の管理運営の方針については、さまざまな形態を有している既存の河川施設についてデータ収集や整理に努め、点検などで判明した損傷個所を効率的に修繕し、また、施設の効用が十分に発揮されるよう定期的な護岸の支障雑木の伐採、除草等の維持管理に努めます。

【用排水施設】

用排水施設としては、農業用排水施設や治水施設などがあります。

（農業用排水施設）

農業用排水施設は、排水機場、ため池、用水路などの施設が主なものになります。

排水機場は、農業耕作に必要な排水対策のために、降雨で集まった雨水などを強制的に海へ放流することを目的として整備していますが、農業耕作以外の地域一帯における浸水対策の役目も果たしています。

ため池や用水路は、農繁期の農業用水の取水を目的として、古くから整備し利用されています。特に用水路の整備については、市以外に土地改良区事業などでも整備されています。また、ため池は、豪雨時などで上流側から集まった雨水などを一旦、貯水し、ため池の下流側の急激な雨水流下を抑制する役割を持っています。

農業用排水施設の管理運営の方針について、新規整備は補助事業で実施し、老朽化した用水路及びため池などは、機能が著しく低下している施設の補強や改修整備、改良工事など優先順位を付け、限られた財源の範囲内で効率的に整備を進めます。

排水機場は、老朽化が進んでいる施設もあることから、順次計画的に更新ができるよう、県営事業による実施に向け、県へ働きかけながら、点検計画策定等に取り組みます。

ため池施設は、護岸の浸食も激しい状況を踏まえ、防災事業等を活用し、機能の改善を図りたいと考えます。

今後、農業施設の維持管理を軽減するとともに用水の安定供給をすることにより農産物の品質向上を図ります。

（治水施設）

治水施設は、排水機場や内水対策ポンプ場、貯留施設などが主なものになります。

川の流れは通常、小さな川から大きな河や海へと流れ込んでいます。流れ込む川とその流れを受け止める河や海のバランスが崩れて逆流が起きれば、小さな川の水はたちまち溢れ出してしまいます。

小さな川が溢れださないために設置するのが治水施設であり、排水機場や洪水調整池などがあります。

小さな川に流れ込む水量の調整や、川より低い個所に溜まった水を強制的に汲み出すのが内水対策施設であり、雨水管渠（水路）、ポンプ場や貯留施設などがあります。

熊本県が建設し、宇城市に管理を委託しているものを除き、排水機場は1施設、内水対策施設のポンプ場は2施設、貯留施設は既存のため池を利用したものが2施設あります。

管理運営方針について、排水機場及びポンプ場は施設の管理水準を設け、今後の維持管理に必要なデータの蓄積を図ります。

また、貯留施設についても、洪水を調整する役割が十分に果たされるよう、定期点検、清掃を行い適正な維持管理に努めます。

【公共交通関連施設】

駅周辺施設としては、本市に 5 つの鉄道駅が存在し、それぞれの駅やその周辺にトイレ施設や駐輪場、一般駐車場など市が所有し、管理している施設があります。

また、平成 28 年度には、松橋駅公衆トイレ施設を整備し、今後は松橋駅交流センターの整備を予定しています。

生活道路と J R 鉄道を繋ぐ駅舎などの施設周辺においては、その地域の利用実態等に応じて様々な関連施設の整備が必要になります。

それらは、市民の生活基盤の根幹である公共交通機関の利便性の充実に最も重要な役割を担う施設になり、また、多くの市民が日常的に利用する施設でもあります。

施設や設備の保全については、施設管理者において定期点検等を実施するとともに、機能の維持や安全性の確保に努め、住環境や生活基盤の変化などに柔軟な対応を図ることとします。

市営駐車場は、J R 小川駅前に整備している許可制の有料駐車場になり、主に駅利用者が使用している施設になります。

平成 13 年度に整備された当施設は、管理面積 1,955 m²、収容台数 73 台、月額料金は市内 2,500 円、市外 3,000 円で運営されています。

市民の利便性を第一として、維持管理や料金収納の一切を隣接する民間に委託し、きめ細かな対応が可能となっています。また、維持管理コストは、収入の 3 割程度になるため、収益分を積み立てるなど、今後の施設改修に備えた取組みや長寿命化を図る必要があると考えます。

【漁港・海岸施設】

漁港・海岸施設としては、漁港施設や海岸保全施設などの施設があります。

（漁港施設）

漁港施設は、水産業の基盤として、これまで計画的に整備されており、県と市でそれぞれ所有し管理しています。

市が管理する漁港は、三角地区に 6 箇所、不知火地区に 1 箇所あります。

施設のほとんどが、大正から昭和初期に整備された施設が多く、経年劣化などにより、老朽化が進行し、改良・更新すべき時期を迎えた施設が増加しており、その維持管理費に多くの予算を費やしている現状があります。

漁港施設の管理運営の方針については、漁港漁場整備法や県の漁港管理条例、市の漁港管理条例等に基づいた管理を行い、保全計画・長寿命化計画による整備を計画的に行います。

（海岸保全施設）

海岸保全施設は、波浪及び潮流による護岸浸食から背後地を保全するために整備された施設として、高潮・波浪等の海岸災害から背後の人名や財産を守る役割を担っています。漁港施設と同様に老朽化が激しく、また、一部の海岸においては、未整備の現状もあります。

海岸保全施設の管理運営の方針については、平成 32 年度までに長寿命化計画の策定を行い、計画に沿った水産基盤の保全整備を行います。

2) 公営事業

【水道施設】

本市の水道施設は3地区の上水道（三角・松橋・小川）と2地区の簡易水道（不知火・豊野）に区分けされます。

上水道の会計は、公営企業法に基づく会計処理（企業会計）で事業を運営しています。簡易水道については、特別会計で運営しています。今後の管理運営の方針としては、平成31年度に、上水道・簡易水道の統合を行い、アセットマネジメント計画により、施設のシンプル化（解りやすく維持管理がしやすい水道）を目指します。また、管路においても老朽化が進み更新が必要になってくるため、耐震性も考慮し布設替を実施していきます。

【下水道施設】

下水道施設は、公共下水道事業と八代北部流域関連の公共下水道事業により管理運営を行っています。

公共下水道事業の全体計画面積は、941.0ヘクタールで、整備済み面積は618.6ヘクタール（H29.3.31現在）になり、松橋不知火浄水管理センターで、松橋町と不知火町の下水道区域内の下水を処理しています。

八代北部流域関連公共下水道事業の全体計画面積は、347.5ヘクタールで、整備済み面積は296.5ヘクタール（H29.3.31現在）になり、小川町下水道区域内の汚水処理を八代市鏡町にある県の施設で行っています。

また、三角町、不知火町、豊野町、松橋町の一部の区域には、農業集落排水事業による処理場が設置され、各施設で処理を行っています。

今後の管理運営の方針については、下水道施設は「宇城市公共下水道事業計画」及び「宇城市八代北部流域関連公共下水道事業計画」に基づき、全体計画では平成42年度を目標に定めて管路整備等を実施する予定です。

現在は、計画処理面積の71%の整備が完了しており、そのうちの下水道接続率は81.9%になりますが、今後は助成金制度を確立し、より一層の水洗化促進を図っていきます。

また、事業会計の運営状況は、今後の管路整備や施設の大規模改修等により、ますます厳しくなることから、維持管理のコスト縮減が必要となります。

よって、今後、施設の維持管理においては、平成30年度に策定する「宇城市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道全施設（管路・浄化センター等）を計画的に管理し、長期支出計画により財政状況を予測しながら、合理的な事業運営を図ります。

（３）公有地

１）行政財産

【公園】

公園の概要は、建築系公共施設の公園建築物で説明しているとおりになります。

また、公園を地区別で見ますと、都市公園は、松橋 4 箇所、不知火 2 箇所、小川 3 箇所、一般公園は、三角 5 箇所、不知火 22 箇所、松橋 12 箇所、小川 12 箇所、豊野 3 箇所となっています。

遊具施設を有する公園は 23 公園で、中でも岡岳公園は全長 80m のローラースライダーなど、遊具施設が充実しています。また、グラウンドやテニスコートなどスポーツ施設を併設している公園が岡岳公園、龍燈公園、観音山総合運動公園、稲川スポーツ公園の 4 箇所となっています。

維持管理においては、人口減少や施設の老朽化等が進んでいる中、現在 63 施設すべての公園管理をシルバー人材センターや地元へ委託しているところですが、受託する団体の高齢化の進行により、一部では受託ができなくなる恐れがあり、行政による維持管理費の増大に繋がることが想定されます。

建築物を除く公園用地の管理運営の方針については、今後のシルバー人材センターや地元への委託のあり方を検討し、それを踏まえて、新たな公園の設置から、既存の公園の適正配置、用地の有効活用へ転換する時期を迎えています。

都市計画法に基づく都市公園については、平成 30 年度策定予定の長寿命化計画に基づき遊具等の適切な維持管理や更新を実施し、長寿命化を図るとともに財政負担の軽減及び平準化を図るように努めます。

また、新たな手法による公園管理のあり方について検討を行い、民間活力による維持管理手法の確立の検討を進め、財政負担の軽減に繋がる公園の維持管理に努めます。

さらに、地区に利用が限定される公園については、地区移管も含め検討していきます。

【グラウンド】

グラウンドの概要は、建築系公共施設のスポーツ施設で説明しているとおり、グラウンド、グラウンドゴルフ場、熊本県博物館ネットワークセンター多目的広場の合計 20 施設があります。

グラウンド施設は岡岳グラウンドをはじめ、17 施設のグラウンドがあり、松橋、豊野地区にグラウンドゴルフ場が 2 施設あります。また、熊本県博物館ネットワークセンター多目的広場を県からの委託を受け、合計の 20 施設を管理運営しています。

今後は、地域バランスや利用人数、運営経費の推移等を基に統廃合計画を検討します。

その中で不知火グラウンドは、平成 29 年度から指定管理者制度により運営していますが、平成 32 年度からは小川地区の 1 施設を除く市内の全てのスポーツ施設を一括して指定管理者制度に移行する予定です。

構築物を除くグラウンド用地の管理運営の方針については、平成 29 年度から不知火グラウンドを指定管理者へ業務委託しており、その他のグラウンドとグラウンドゴルフ場については市直営で運営しています。

そのような中で、特に三角地区生涯学習センターグラウンドについては、地域バランスや利用人数、運営経費の推移等を基に統廃合や運営方法を検討します。

また、グラウンド施設の利用料金については、現在、宇城市民は無料となっておりますが、運営経費・設備投資額の増加を踏まえて、利用料金の受益者負担を検討します。

【保安林】

森林法において公益目的を達成するために保安林制度を設け、その指定を受けた区域の山林が保安林になり、市が所有する保安林のほかに民間や個人が所有する保安林があります。

保安林制度の目的は、水源のかん養や土砂災害等の防備などの治山治水対策、生活環境の保全の場の提供などが主なもので、目的に合わせて 17 種類の保安林があります。

市が所有する保安林は各地域に存在し、保全管理については、森林法に基づき適切な管理を実施し、治山治水事業に努めるものとします。

2) 普通財産**【未利用地】**

市の事務事業で使用していない財産や将来的にも使用目的がない財産を普通財産といいます。

普通財産においては、まったく利用していない未利用地もありますが、国や県などの公共団体やその他の団体などへ貸し付けている財産もあります。

これらの未利用地については、維持管理を必要としませんが、住宅地に隣接している土地など一部においては、周辺地域の景観保持や隣接住宅への支障などを及ぼすことがあるため樹木伐採や除草等が必要になり、維持管理経費が必要になります。

管理運営の方針については、維持管理費の削減を視野に入れながら適切な管理に努めるとともに、将来的に使用しない財産は、国土の有効利用及び財源確保、管理経費の削減などの理由により、可能な限りの売却や貸付を推進することとしています。

4 公共施設等を活用したまちづくり

本計画においては、未利用施設や施設解体後の跡地なども計画の対象としています。

ここでは、未利用施設などを利活用して、地域の振興や復興まちづくりに役立てる提案をご紹介します。

今回、熊本県立大学に協力いただき、受託研究の成果として、学校統廃合により生じた三角地区の廃校舎をテーマに、今後の利活用についての提案がありました。その内容については以下のとおりです。

受託研究報告書「宇城市公共施設等総合管理計画の改訂作業に伴う各種調査に基づく施設評価及び将来目標の設定について」より抜粋

三角地区の未利用施設の利活用

三角地区にある生涯学習センター（廃校跡）の利活用について、現地調査をするとともに、調査に同行した学生目線からの考え方も含めて、これからの展開可能性について整理していく。

厳しい財政状況を前提にすると市直営の新たな施設を整備することは時流へ逆行することを意味しており、少なくとも P F I ・ P P P の考え方を前提とした創意工夫が求められる。

公共的に供給するものがない場合は、民間への払い下げによる財政確保策が賢明であろう。より強く表現をするならば、タウン・マネジメント全体を民間に委託するというのは、行政の存在意義を否定することに繋がる可能性があるので、市内の特定地域を意味するエリア・マネジメントをプロポーザル方式で民間に委託するというのも一つのアプローチではないだろうか。もちろん、民間から手が上がらなければ代替案を考えなければならないが、民間の感覚を取り入れた「まちづくり」は決して机上の空論ではない時期に来ている。

「三角サンカクドライブ 春のキャンペーン」や「松合地区総合戦略」など地域住民が主体になって自らの地域を担っていこうとする動きは、まだその端緒についたばかりかもしれないが、このような活動に地域住民が主体的・自発的に取り組んでいくことが持続可能な地域づくりに必要不可欠なものと考えられよう。しかしながら、このような活動は自然発生的には発現せず、火付け役が必要となる。行政はあくまでも、諸活動のフレームワークをイメージし、公有財産を効率的に利活用してもらうシステム設計作りをサポートすることが望ましいし、決して旗振り役になるべきではない。また同時に、地域住民も行政に依存した旧態依然とした考え方を早急に改善し、行政への超過依存型からの脱却を図らなければならない。

地域の持続可能性が実現されなければ、市全体の持続可能性も当然のことながら実現しないのであるから、10年後、20年後の地域を見据えた活動をサポートしなければならない。自らの地域の比較優位性を地域住民全体の共有情報として認識することが肝要であり、自発的な活動がない地域は消滅を待つばかりとなる可能性もある。

・旧三角北小学校：三角北地区生涯学習センター

有明海に面し、山に囲まれた旧北小学校は、現状では、木造の校舎部分は解体し、体育館及びグラウンドを地域住民が利用している。国道57号線沿いに立地しているため自動車での移動には困難性はない。また、宇土マリーナと三角西港の中間あたりに位置しているため、休憩場所を兼ねたカフェ的な施設での運用が考えられる。また、校庭から山沿いにかけて整備さえすれば、感じの良い自然空間が醸し出されるのではないだろうか。したがって、民間への売却が一番現実的な場所と考えられるが、地域の農産物や魚介類を用いた自然食品の店舗としてアピールすることも可能ではないだろうか。



学生が描いたイメージを表すと次のような感じである。今風のインスタ映えする学校カフェを中心に、夏季は、プールやグラウンドでのキャンプ&バーベキュー&花火などによる娯楽施設としての利用も考えられる。国道57号線沿いという利点を十分活かしたアイデアと言えよう。

・旧郡浦小学校：郡浦地区生涯学習センター

国道266号線沿いに位置する旧郡浦小学校跡は、現在、その一部が地区生涯学習センターとして利用されている。学生の発案は、国道57号線から天草方面ではなく国道266号線方面へ向かわせるためには、国道66号線側での新たな取り



組みとネットワーク形成が必要であり、その一つとして、旧郡浦小学校をライトアップすると共に校舎内を歴史資料館的な文化施設として利活用できないであろうか、というものであった。既述の三角サンカクドライブへの貢献も考えられるが、この周辺には民家も多く存在しており、ライトアップの制約条件となる可能性がある。

しかしながら、坂本農園、郡浦神社とのネットワークが機能的に成立するならば、正の外部効果が働く可能性も否定できない。

・旧戸馳小学校：戸馳地区生涯学習センター

戸馳は花の学校など洋蘭の栽培が盛んな地域であるが、戸馳島へは橋が1本だけ繋がっているだけなので、交通の便は必ずしも良くはない。しかし、無農薬や有機栽培の農業が実践されている地域でもあり、島であるから海産物も期待できる。

この場所での学生発案は、グラウンドを農地に変換し体験型宿泊施設とするというものである。廃校の校庭を農地にして利活用している事例は全国的に実践例もあり、三角（戸馳）地域の農業を持続可能なものにすることを目標として、短期型の体験コースと中長期型の研修コースを設定して、農業はグラウンドで実践し、漁業は沿海で実践するという内容である。もちろん、地域における実践者の方々とのネットワークを構築し、地域への移住定住へ結びつけるという最終成果を目指すものである。



報告書の内容には学生からの提案も含まれており、若い世代から見た公共施設の利活用方法についてのアイデアをいただきました。

今回の報告を受けて、公共施設の利活用方法については、幅広い世代からの意見を集約することで、さらに新しい方向性が伺えるのではないかとという可能性が伺えました。

5 施設利用の広域連携の検討

少子高齢化が見込まれる将来、本市の財政運営はさらに厳しくなると見込まれます。

今後、限られた財政運営の中で市民のニーズに応じた公共施設運営を行うためには、近隣自治体との連携を図ることも視野に置くべきであります。

具体的には大規模施設である病院、市民ホール、体育館等の管理運営を近隣市町村で行うことにより、それぞれの財政負担の軽減が期待されます。

現在の取組み状況としては、本市を含めた近隣17市町村で構成する「熊本連携中枢都市圏」において、公共施設の共同利用の推進を図ることとしています。共同利用の対象施設については、今後、構成市町村と協議しながら圏域全体での公共施設のあり方について検討していきます。

第四章 施設保全及び長寿命化の推進

1 建築系公共施設の保全のあり方

（1）安全性の確保

1）公共施設の安全確保

公共施設においては、消防施設や学校給食センターなど市が直接、事業で使用する施設もありますが、施設のほとんどは市民の方が利用する施設になり、災害時の避難所などにも使用するため、市民生活の安心安全に直結します。

公共施設の安全確保としては、電気や空調などの設備の定期点検をはじめ、建物本体（躯体）のメンテナンスである維持保全や改良保全などを計画的に実施する必要があります。実施方針については、「長寿命化計画」に基づき、改修などの必要性を検討しながら確実な実施に努めます。

2）耐震化の整備推進

公共施設の耐震性の確保については、平成 29 年 3 月に策定された「宇城市建築物耐震改修促進計画」及び「長寿命化計画」に基づき耐震化を推進します。

また平成 28 年熊本地震の経験を踏まえ、本庁舎等の防災拠点施設、学校施設等の指定避難所、その他災害活動拠点施設については、災害時の機能確保の観点から耐震性能の重要度である耐震強度を上げる取組みを優先的に実施します。

その他の公共施設については、施設の改修、更新の際に耐震化の必要性を検討し、整備促進に向けた取組みを進めます。

3）施設点検の方針

建築物においては、法定点検が義務付けられている設備以外は、故障や不具合が生じてから修繕する「事後保全」で対応してきましたが、今後は、定期的な点検や保守により施設機能を良好な状態で維持する「予防保全」の方法で長寿命化を推進していきます。

そこで、劣化状況を効率的かつ効果的に把握するため、法定点検のほか施設管理者による定期的な点検を実施し適切な維持管理に努めます。また、点検・診断の基本的な考え方や具体的な実施方法については、「長寿命化計画」に基づき行うこととします。

4）目標使用耐用年数

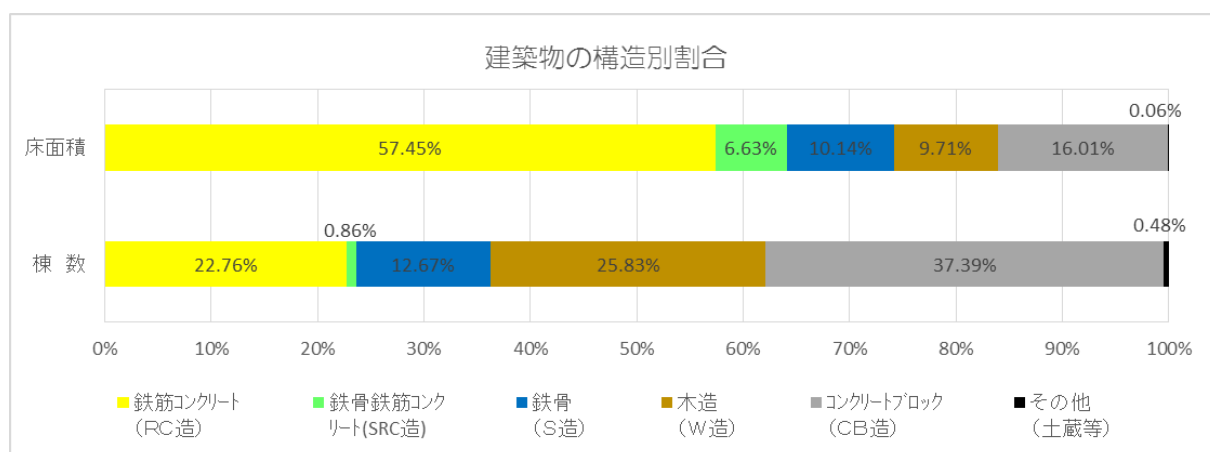
建築系公共施設の構造別の棟数での割合は、コンクリートブロック造が 37.4%と一番多く、次いで木造が 25.8%、鉄筋コンクリート造が 22.8%、鉄骨造が 12.7%、鉄骨鉄筋コンクリート造が 0.9%などになり、コンクリートブロック造や木造の多くは市営住宅や小規模建築物になります。

それぞれ構造が異なる施設において、長寿命化を推進した取り組みによる目標とする使用年数（以下、「目標使用耐用年数」という。）は、長寿命化計画において、新築及び築 20 年未満の施設は 80 年、築 20 年以上から 40 年未満の施設は 60 年、築 40 年以上の施設は 60 年未満（基本 50 年）としています。

■ 建築系公共施設（普通財産含む）の構造別の割合

（単位：㎡・棟）

	鉄筋コンクリート (RC造)	鉄骨鉄筋コンクリート(SRC造)	鉄骨 (S造)	木造 (W造)	コンクリートブロック (CB造)	その他 (土蔵等)	合 計 (棟・㎡)
床面積	158,792	18,314	28,028	26,833	44,254	182	276,403
面積割合	57.45%	6.63%	10.14%	9.71%	16.01%	0.06%	100.00%
棟 数	185	7	103	210	304	4	813
棟数割合	22.76%	0.86%	12.67%	25.83%	37.39%	0.48%	100.00%



2 建築系公共施設の長寿命化の推進

(1) 長寿命化の考え方

これまでの施設整備の保全については、財政状況等により、故障や不具合が生じた場合に事後保全で対応し、老朽化や性能低下に伴って躯体寿命を待たずに建替えが必要になることが一般的でした。

しかし、躯体が健全な建物の場合は、機能向上や長寿命化を計画的に実施することで、長期的に利用できる状態を維持し、施設としての寿命を躯体寿命まで延伸することが可能と考えられます。

長期間使用し続ける施設については、増築、改築または改修時において、予防保全や長寿命化改修の計画的な実施に努め、施設の安全性を確保しつつ、施設の寿命を延伸することにより、計画期間中の経費の圧縮や平準化を図ることとします。

(2) 長寿命化の実施方針

長寿命化の対象範囲は、グラウンドトイレや倉庫などの小規模な建築物を含むすべての施設とします。

長寿命化にあたっては、耐震性の確保はもとより、構造躯体の健全性を把握するとともに、目標使用耐用年数に沿って改修等を実施します。

また、改修等の実施においては、耐久性が高い部材や工法に考慮し、設備の省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用、施設管理の無人化など、環境負荷の低減対策やライフサイクルコストの縮減も視野に置いて設計することとし、施設利用面では、利用者側の視点に立ち、より長く利用されるよう、バリアフリー新法に基づくユニバーサルデザインの採用にも努めます。

（３）平準化への取り組み

市有建築物の質とコストのマネジメントにおける施設保全に係る基本方針となる各施設の長寿命化計画において、保全基準に従い施設の状況に応じて最も適切な時期に改修や建替等の保全を実施するライフサイクルコストを試算し、保全基準の優先順位により、保全時期の調整（前倒し・先送り）を図りながら保全コストの平準化による財政負担の軽減を図ります。

（４）施設機能向上への取り組み

将来の効率的な改修及び更新に向けた取り組みとしては、多様化する市民ニーズや社会的要求レベルの変化、人口減少や少子高齢化など様々な要因による施設機能の向上対策が必要不可欠になります。

これらに対応するため、建築物の要求性能の向上や転用（用途変更）などの改修、更新に対応できるよう、間仕切りパーティションの採用や階高、設計荷重の余裕などの「可変性」や工事施工が容易になる構造などの「更新性」に考慮し、適切な整備保全に努めます。また、設備の省エネルギー化など維持管理コストの削減や環境保全及び地球温暖化対策に努めます。

３ 土木系公共施設の保全及び長寿命化の推進

（１）道路施設

１）市道

市道については、道路種別に応じた効率的かつ合理的な維持管理の実施により、今後集中すると予想される更新費用の平準化と維持管理コストの低減を目指すことを目的とした「舗装維持管理計画」を策定します。

計画策定においては、基本方針のほか路線数や延長、路面状態などの把握をはじめ、路線の分類と管理方法や点検手法などを定め、事業費の平準化や舗装維持管理計画の詳細計画を策定し、データベース管理や計画の見直しなどについて示すこととします。

また、このほかに個別施設計画として、道路照明や防護柵などの道路付属物、モルタル吹付などの法面工や補強土壁などの土工構造物について「維持管理計画」を策定し、補助事業などの財源確保を図るとともに、計画的な維持管理に努めます。

２）農道

農道は、農業用施設になりますが、一般車両の通行用道路としての性質を持つ施設でもあります。また施設の整備費においては、受益者負担の原則があり、農業の耕作者などからの一部負担が必要になる場合があります。

農道の種類としては、法定上で認定された認定農道と主に農業用として利用される一般農道に区分されます。

それぞれの農道の維持管理については、安全性を確保しつつ受益者負担のバランスを考慮し、可能な限り予防保全に努めながら適切に管理するものとします。

3) 橋りょう

橋りょう施設は、道路施設と同様、高度経済成長期に多く整備され、平成 46 年には 50 年を経過した施設が全体の 6 割を超えることが分っています。

このような背景から、より計画的な維持管理を行い、限られた財源で効率的に機能を維持していくための取組みが不可欠になります。また、従来の「事後保全管理型」から「予防保全型」への転換により維持管理コストの縮減を図る必要があります。

そこで、将来的な財政負担の低減及び道路交通の安全性の確保を図るため、「宇城市橋梁長寿命化修繕計画」を平成 26 年 3 月に策定し、適宜見直しを行っています。

また、定期点検については、点検→診断→措置→記録というメンテナンスサイクルを確立させ、近接目視により 5 年に 1 回の頻度で点検し、計画を見直していきます

4) トンネル

トンネル施設は、本市に 2 箇所存在します。

本施設の健全度調査や補修、補強の検討に当たり、「宇城市手場隧道修繕計画」を平成 26 年 3 月に策定しています。経過年数が 100 年を超え、老朽化した施設を安全に使用するためには、修繕計画に基づく適切な管理と補修、補強対策の確実な実施に努めることとします。

また、定期点検については、「橋りょう」と同様にメンテナンスサイクルを確立させ、5 年に 1 回の頻度で点検し、計画を見直していきます。

(2) 排水施設

1) 農業用排水施設

農業用排水施設について、新規整備は、受益者負担などもあり補助事業で実施し、老朽化した用水路及びため池などは、優先順位を付け効率的に整備を進めます。

排水機場は、農産物の育成や生命や財産を守る最も重要な施設でもあるため、定期点検における不具合等の早期発見と修繕等の対処に努め、老朽化施設の長寿命化策を講じながら、県営事業による整備も視野にいれ、県が実施する重要度評価による総合評価結果に基づき、点検計画策定等に取り組みます。

2) 治水施設

治水施設は、排水機場や内水対策ポンプ場、貯留施設などの施設が対象になります。このうち排水機場は、不知火地区に 1 箇所存在し、内水対策ポンプ場が松橋地区に 2 箇所存在します。これらの施設は、農業用排水機場と同様、市民生活の安全確保に繋がる重要な施設になり、特に梅雨時期の管理運営においては、事前点検の実施や管理体制の充実を図る必要があります。

また、施設の保全や長寿命化においては、定期点検等の確実な実施と不具合等の早期発見、修繕等の対処に努め、大規模改修等については計画的かつ合理的な整備の実施に努めることとします。

（３）公共交通関連施設

駅周辺施設は、鉄道駅にトイレが４箇所あり、ＪＲ小川駅、ＪＲ波多浦駅、ＪＲ石打ダム駅、そして平成２８年１０月に供用開始されたＪＲ松橋駅の市道松橋駅自由通路線に通路と一体になったトイレが存在します。

また、この他に市道と駅の接道部分のロータリーや送迎車両の駐車区域などの関連施設も存在します。

市営駐車場については、周辺のブロック塀やネットフェンス、通行部分のアスファルト舗装、案内板などの構造物が存在します。

それぞれの建築保全や長寿命化対策については、建築系公共施設と同様の方針に基づき適切に管理し、合理的な維持補修を図ることとします。

（４）漁港施設

漁港施設については、老朽化する漁港施設の維持管理に重点を置き、ライフサイクルコストの縮減や対策コストの平準化を図るため、内潟・片島漁港、御船漁港、松合漁港については、平成２４年度から作成した「機能保全計画」に基づいた整備を進めます。

海岸保全施設については、平成３２年度までに「長寿命化計画」の策定を行い、計画に沿った水産基盤の保全整備を行います。

（５）水道施設

１）上水道施設

施設の区分としては、浄水施設と配水施設に分けられ、維持管理しています。現在、長寿命化計画は策定しておらず、平成３１年度の上水道・簡易水道統合に伴い、「ストックマネジメント計画（施設維持管理計画）」を策定する予定であり、点検及び調査を実施し、管路を含めた更新、維持修繕等を実施していく予定です。

２）簡易水道施設

簡易水道施設の区分は、各施設ごとに分け維持管理を実施していますが、上水道の施設と同じく、統合時に「ストックマネジメント計画」を立て、適正な維持管理を実施していきます。

（６）下水道施設

下水道施設は、主に管路施設と処理施設に区分し維持管理しています。

管路施設については、「宇城市下水道長寿命化計画（管路施設）」を平成 26 年 3 月に策定し、点検及び健全度調査の実施とその維持修繕を実施することとしています。また、長寿命化計画においては、管渠、人孔、人孔蓋ごとに健全度基準を設定し、判定結果に基づき対策を検討しています。

処理施設については、「宇城市下水道長寿命化計画（処理施設）」を平成 25 年 3 月に策定しています。計画策定においては、下水処理場の施設及び設備の詳細調査による健全度評価、ライフサイクルコストの最小化を目的とした改修等の検討、長寿命化基本方針及び計画などに取組んでおり、計画に基づき保全、改修等が実施されています。

長寿命化計画の主な項目は以下のとおりになります。

- ・調査及び診断の方針
- ・詳細調査（通常点検及び詳細点検）
- ・改築必要性の検討
- ・長寿命化対策等の基本方針の検討
- ・下水道長寿命化計画の策定
- ・維持管理計画

また、それぞれの計画期間は、策定後から 32 年度までの計画になります。今後は、流域下水道施設なども含めた下水道施設全体の中長期的な施設状況を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的かつ効率的に管理するため「下水道ストックマネジメント計画」を平成 30 年度中に策定することを予定しています。

第五章 計画の推進とフォローアップ

本市は、これまで整備し、老朽化した公共施設等の更新や維持管理の継続にあたり、以下の基本方針及び分野別方針に基づき課題に対応していきます。

- 1 機能向上と安心安全な公共施設等の提供
- 2 公共施設等の合理的な保有量と最適配置
- 3 運営及び維持の効率化による財政負担の軽減と平準化

1 計画の推進体制の構築

（１）推進体制の構築

１）全庁的な推進体制

これまで、公共建築物の建て替えや改修、インフラ資産の長寿命化については、それぞれの分野で個別の取り組みが進められてきました。

今後は、企画部門、財政部門、施設所管課、都市整備部門、建築部門、企業会計等が相互に連携しながら個別施設計画やまちづくりに関する各種計画と調整を図り、全庁的な体制で本計画を推進していきます。

また、施設所管課においては、公共施設等の再編や長寿命化に向けた個別計画の策定を進めるとともに、関連する部門と連携しながら長寿命化や最適化に取り組みます。

２）情報管理と共有化に関する体制

公共施設等のマネジメントを総合的かつ一元的に推進していくためには、施設情報を一元的に管理し全庁的に情報共有を図っていく必要があります。本計画に先立ち作成した「施設白書」のデータについては、毎年ローリングを行うとともに、作成中である固定資産台帳等の公会計情報なども活用しながら全庁的に共有できる体制を構築します。

３）職員の意識改革

本計画を推進していくためには、施設管理や各種計画策定に携わる職員一人ひとりが本計画の趣旨を理解し、経営的な視点を持って業務に取り組むことが必要です。

本計画に基づく各種取り組みの必要性を理解し、社会経済情勢や市民ニーズの変化に柔軟な対応ができる職員を育成するため、職員研修等の機会を通じて啓発を行い、ファシリティマネジメントの考え方やコスト意識の向上に努めます。

４）官民連携

本市は今後厳しい財政状況が続く一方、現在大量に保有している公共施設・インフラの老朽化が進行していくことが想定されます。

この厳しい環境を乗り越えていくためには、官民の知恵・ノウハウを結集し、対策を講じることもひとつの手段であり、PPP（Public Private Partnership）という官民が連携して公共サービスの提供等を行う手法を活用することで、財源支出の抑制をはじめ、老朽化した公共施設・インフラの改修、維持保全を効率的・効果的に進めることができます。

本市においてはPPP関連事業である指定管理者制度による施設運営を24箇所の施設にて行い財源支出の抑制に取り組んでいます。今後は公共施設の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うPFI（Private Finance Initiative）といった自治体業務のアウトソーシングにも取り組みながら、多様化する市民ニーズに対応できる仕組みづくりを推進します。

（２）情報共有

公共施設を実際に利用する市民のために、公共施設等に関する課題への対応については、議会・市民・各種団体との情報共有に努め、市民参画と協働の取り組みを進めていく必要があります。

本計画の趣旨を市民の皆様に理解していただくため、市広報誌やホームページ、各種説明会等の機会を通じて情報を共有していくとともに定期的にアンケートを行うなど公共施設に対する市民ニーズの把握と情報共有に努めます。

また、施設白書の更新や計画の見直しなどについては、最新の情報を分かりやすく公表します。

2 継続的なマネジメントサイクルの構築

本計画は、全体の計画期間が40年間と長期間にわたり取り組み続ける計画となっています。計画の期間内において、国の制度変更や人口動態をはじめとする社会経済情勢の変化などが予想されます。また、継続的に取り組み状況や成果を検証しながらマネジメントを推進するため、具体的な実行計画である「宇城市公共施設適正配置計画」及び「宇城市公共建築物保全計画」については各施設の長寿命化計画に継承し、おおむね5年ごとに見直しを行い、公共施設のマネジメントを確実に実践していくため、情報を一元的に管理しながら、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクルを確立し、計画を効率的に推進していきます。

3 計画の実現に向けて

本計画では、分野別の課題への対応を検討し、長期的な視点で課題への対応方針を記載してきました。

今後、本計画を踏まえ公共施設の管理に取り組んでいくこととなりますが、より効率的に公共施設を維持していくためには、「公共施設の見直し方針」及び「施設別管理運営方針」に基づき、個別施設の老朽化や利用状況等を正確に把握し、施設の類型別に具体的な行動計画を策定していくことが必要です。

更に、公共施設の役割を検証しながら、公共施設の再編や長寿命化を計画的に推進していくために、必要に応じて分野ごとの個別長寿命化計画（行動計画）の策定に取り組めます。

最後に、これらのデータを活用し、公共施設の見直しに向けた検討を進めることで、本計画で設定した目標値の達成に向けた取り組みを進めます。

第六章 公共施設の個別施設（長寿命化）計画と施設の状況（令和4年3月追加）

国は、各自治体が策定した公共施設等総合管理計画について、策定後一定の期間が経過するとともに、国（各省）のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直されたことも踏まえ、令和3年度中に見直しを行うことを要請しています。

そこで、本市でも本章において国のインフラ長寿命化基本計画に基づき公共施設マネジメントの推進に必要な事項を追加しました。

1 公共施設個別施設（長寿命化）計画の策定

本市では、公共施設の計画的な維持管理・更新等を推進することを目的として、令和2年度までに公共施設の個別施設（長寿命化）計画を策定しました。

■公共施設個別施設（長寿命化）計画策定状況（令和4年3月現在）

区分	長寿命化計画の名称	策定年度	計画期間(年)	対象施設	更新費用見込	総合管理計画との効果検証 ○:実施 △:未実施 ×:対象外
建築系 公共施設	宇城市公共施設長寿命化計画	R2	35	庁舎等、その他行政系施設、保育園、児童施設、福祉施設、保健施設、スポーツ施設、レクリエーション・観光施設、産業系施設、集会施設、文化施設、図書館、博物館等、公園建築物（市立公園）、市民病院、普通財産	35年 総額389億円 年平均11.1億円	○
	宇城市学校施設等長寿命化計画	R1	40	学校、その他	35年 総額297億円 年平均8.5億円	○
	宇城市営住宅長寿命化計画	R1	11	市営住宅	35年 総額143億円 年平均4.1億円	○
	宇城市公園施設長寿命化計画	R1	10	公園建築物（都市公園）	35年 総額3億円 年平均0.1億円	○
土木系 公共施設	宇城市舗装個別施設計画	R2	20	市道	継続検討中	△
	宇城市道路照明施設維持管理計画	R2	10	道路照明施設	継続検討中	×
	宇城市道路防災施設個別施設計画	R2	10	道路防災施設	継続検討中	×
	宇城市橋梁個別施設計画	R2	10	橋りょう	継続検討中	△
	宇城市トンネル維持管理計画	H29	10	トンネル	継続検討中	×
	宇城市河川個別施設計画	R2	10	河川	継続検討中	×
	宇城市土木排水機場長寿命化計画	R2	5	治水施設	5年 総額6,015千円	×
	宇城市跨道橋個別計画	R1	10	跨道橋	継続検討中	×
	林道橋個別施設計画	H30	5	林道橋	継続検討中	×
	内潟片島漁港機能保全計画	H25	10	漁港施設	継続検討中	×
	御船漁港・松合漁港機能保全計画	H26	10	漁港施設	継続検討中	×
	松合漁港（水門）機能保全計画	H29	10	漁港施設	継続検討中	×
	松合漁港他2漁港水域施設機能保全計画	H28	10	漁港施設	継続検討中	×
	宇城市漁港海岸保全施設長寿命化計画	R1	10	漁港施設	継続検討中	×
	宇城市水道事業アセットマネジメント計画	R2	40	上水道施設	継続検討中	△
	宇城市松橋不知火浄水管理センターストックマネジメント計画	H29	5	下水道施設	継続検討中	△
	宇城市下水道施設ストックマネジメント計画	H30	5	下水道施設	継続検討中	△
	宇城市流域下水道施設ストックマネジメント計画	H30	5	下水道施設	継続検討中	△
	宇城市農業集落排水事業最適整備構想	R1	40	下水道施設	40年 総額74.8億円	△

2 長寿命化対策を反映させた場合の見込み

建築系公共施設の将来の更新費用について、それぞれの長寿命化計画にて示す単価を用いて試算した結果、令和2年度から令和36年度までの35年間で、総額832億円、年平均23.8億円かかるかと試算しました。

3 長寿命化対策の効果額

本計画では、建築系公共施設の将来の更新費用は平成29年度から令和38年度までの40年間で総額1,165億円、年平均29億円かかるかと試算しています。

これに対し、長寿命化計画における将来の更新費用は、本計画に比べると年平均で5.2億円減少しています。長寿命化の考え方を反映したことで、試算上のコスト低減が見られます。

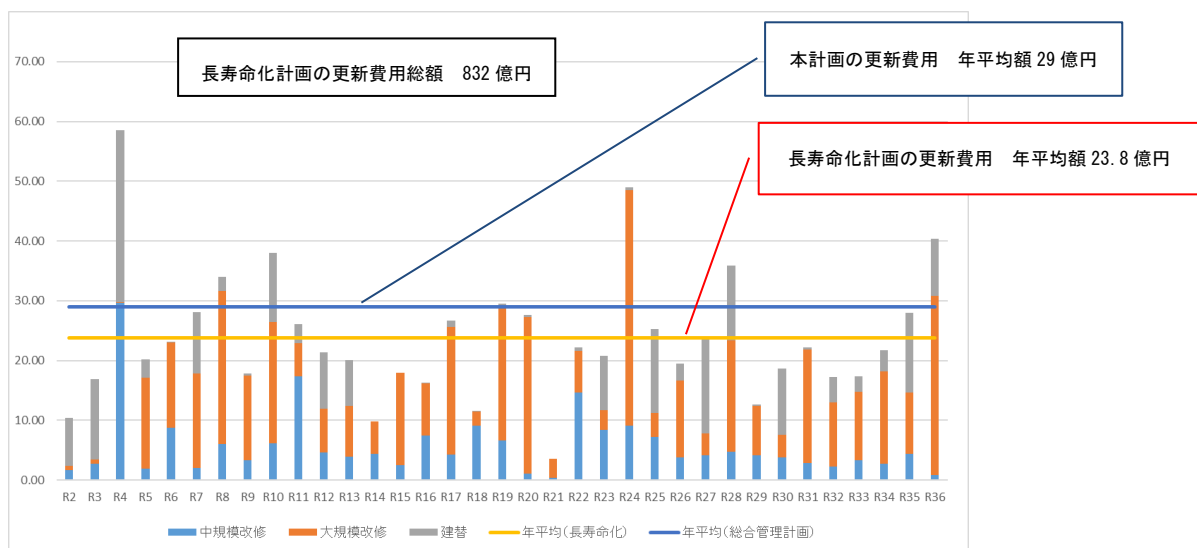
長寿命化計画の将来の更新費用は、各計画にて示した単価により試算した概算費用です。今後も定期的な計画の見直しを反映しながら更新費用の低減及び平準化を図るとともに、適正な公共施設の改修、更新について取り組む必要があります。

また、将来にわたり公共施設等を適切に管理するための財源として、補助金や地方債を活用しながら市の財源を確保する必要があります。

なお、インフラ施設は今後の計画見直しにて施設更新費用の比較を検討します。

■建築系公共施設の将来更新費用の試算上の削減効果

（単位：億円）



市営住宅及び公園は、それぞれの長寿命化計画に基づき施設の更新を令和36年度まで計画した場合の概算費用です。

学校施設のうち、小規模な建築物（概ね200㎡以下）は対象外としています。

4 施設の状況（有形固定資産減価償却率の推移）

本市では国からの要請に基づき平成 28 年度に固定資産台帳を整備し公表しています。

下表から分かるように本市の一般会計における有形固定資産減価償却率は年々増加傾向にあり、この比率が高いほど施設の老朽化が進んでいる状況です。市民が安心して利用できるよう今後も施設の安全性の確保に努めていくことが重要です。

■有形固定資産減価償却率の推移（宇城市財政課「宇城市の財務書類」より）

項 目	H29年度	H30年度	R1年度
減価償却累計額（百万円）（A）	114,558	117,561	120,422
有形固定資産合計（百万円）（B）	116,633	120,161	124,743
土地等非償却資産（百万円）（C）	28,267	32,183	36,224
当該値（％） $A / (A + B - C)$	56.5	57.2	57.6

有形固定資産減価償却率は地方公共団体の資産の老朽化を示す指標であり、有形固定資産減価償却率が 100%に近いほど、資産を取得してからの経過期間が長く資産価値が減少していることを表す。

宇城市公共施設等総合管理計画

平成 27 年 9 月（初版）

平成 30 年 6 月（第 2 版）

令和 4 月 3 月（第 3 版）

宇城市総務部公共施設マネジメント課

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85 番地

TEL 0964-32-1111 FAX 0964-32-0110

E-Mail kokyoshisetumanagementka@city.uki.lg.jp